

令和2年11月27日開会
令和2年12月18日閉会

令和2年西予市議会 第4回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

11 月 27 日 (金曜日)

令和2年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年11月27日 | 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和2年11月27日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 散 会 | 令和2年11月27日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前11時45分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |

議 事 日 程

1	会議録署名議員の指名 (10番 竹崎幸仁、11番 小玉忠重)	議案第132号	補正予算(第9号) 令和2年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 4号)
2	会期の決定 (11月27日～12月18日 22日間)	議案第133号	令和2年度西予市後期高齢 者医療特別会計補正予算 (第2号)
3	承認第10号 専決処分第9号の承認を求 めることについて	議案第134号	令和2年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第3号)
4	議案第119号 西予市建設残土処理場管理 条例制定について	議案第135号	令和2年度西予市病院事業 会計補正予算(第4号)
	議案第120号 西予市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例制定 について	議案第136号	財産の無償貸付について
	議案第121号 西予市介護保険条例等の一 部を改正する条例制定につ いて	議案第137号	西予市明浜農産物集出荷施 設の指定管理者の指定につ いて
	議案第122号 西予市指定居宅介護支援等 の事業の人員及び運営に関 する基準等を定める条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第138号	西予市城川高品質堆肥セン ターの指定管理者の指定に ついて
	議案第123号 西予市国民健康保険診療所 条例の一部を改正する条例 制定について	5	報告第20号 専決処分事項の報告につ いて
	議案第124号 西予市乳幼児及び児童医療 費助成条例の一部を改正す る条例制定について	6	意見第3号 小規模事業者に対する支援 及び支援体制の拡充・強化 に関する意見書(案)の提 出について
	議案第125号 西予市生活交通バス条例の 一部を改正する条例制定に ついて	追加	議案第139号 西予市職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例 制定について
	議案第126号 西予市有料駐車場条例の一 部を改正する条例制定につ いて	議案第140号	西予市特別職の職員で常勤 のもの給与等に関する条 例の一部を改正する条例制 定について
	議案第127号 西予市火災予防条例の一部 を改正する条例制定につ いて	議案第141号	西予市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条 例制定について
	議案第128号 西予市地域福祉基金条例を 廃止する条例制定について		
	議案第129号 西予市惣川高齢者生活福祉 センターの指定管理者の指 定について		
	議案第130号 西予市卯之町駅前複合施設 の指定管理者の指定につ いて		
	議案第131号 令和2年度西予市一般会計		

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名		保険特別会計補正予算(第4号)
2	会期の決定	議案第133号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
3	承認第10号 専決処分第9号の承認を求めることについて		
4	議案第119号 西予市建設残土処理場管理条例制定について	議案第134号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第120号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	議案第135号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)
	議案第121号 西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について	議案第136号	財産の無償貸付について
	議案第122号 西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第137号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について
	議案第123号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第138号	西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について
	議案第124号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	5	報告第20号 専決処分事項の報告について
	議案第125号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	6	観談第3号 小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書(案)の提出について
	議案第126号 西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について	追加	議案第139号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第127号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について		議案第140号 西予市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第128号 西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について		議案第141号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第129号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について		
	議案第130号 西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について		
	議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)		
	議案第132号 令和2年度西予市国民健康		

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和2年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

令和2年西予市議会第4回定例会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る11月23日に第169回乙亥大相撲が乙亥会館で開催されました。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、1日のみで、プロの力士や県内外の選手の招聘を見送るなど、規模を縮小して開催することといたしておりましたが、昨今の愛媛県下における感染症拡大の状況を踏まえ、さらに規模を縮小し無観客での開催となりました。多くの方が楽しみにしておられたかと存じますが、私も残念でたまりません。来年こそは関取を招聘し、例年どおりの内容で盛大に開催できますことを祈るところであります。

今年も残すところ1カ月余りとなりましたが、振り返りますと、今年はまだに新型コロナウイルスの対応に追われた1年でした。

感染予防対策の強化に取り組む一方で、感染症拡大に伴い、イベントの中止や外出制限などの行動自粛が続き、社会経済活動が低迷、停滞し、学校現場をはじめ、飲食業、中小事業所など様々な分野で多大かつ深刻な影響が生じました。国・県、また市におきましても、各世帯への特別定額給付金、中小企業・事業体への持続化給付金、Go Toキャンペーン事業など、生活支援や経済対策として、様々な事業に取り組み、地域経済の下支え、回復に努めてきたところです。今後におきましても、さらに追加の支援策を展開する予定といたしております。

このような取組により、少しずつ回復の兆しが見え始めたと感じておりましたが、冒頭でも触れましたが、11月に入り、全国的に感染拡大が進み、現在県下でも縮小期から警戒期に移行し、これまでにない感染者数が連日発表されております。改めて、感染回避行動を確実に実践するなど、感染予防対策の徹底に努めていただきますよ

うお願いをいたします。

コロナ禍におきまして、計画どおりの事業推進ができなかった面はありますが、それでも平成30年7月豪雨からの復旧・復興は着実に進めることができました。復興のシンボルともいべき乙亥会館の改修、先般、合同落成式をとり行いましたせいよ東学校給食センター及び新野村保育所の移転新築など、懸案であった大型施設についてはおおむね完成することができました。関係者の皆様、施工業者の皆様には格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。今後も災害公営住宅等の整備、肱川河川整備に合わせた野村復興まちづくり事業をはじめ、膨大な箇所数のため進捗に遅れが生じております災害復旧工事につきましても、可能な限り早期着工、完成を目指して取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

復旧・復興事業以外でも、本年は市の将来を見据えた事業に取りかかった年でもありました。

令和4年4月オープンを予定しております四国西予ジオミュージアム、卯之町駅周辺の再整備を行う卯之町「はちのじ」まちづくり事業、野村支所庁舎の改築など、今後の市施策の推進拠点の整備に具体的に着手いたしました。また、人口減少社会に対応できる持続可能な地域基盤を形成するため、小規模多機能自治の推進に向け、具体的な取組を進めました。一部の公民館において、地域づくり活動センター化を目指した試行と実証を行いつつ、市民検討委員会での協議を進めていただいているところであり、検討委員会からは来年4月に答申をいただく予定と伺っております。今後、委員会からの答申及び実証結果等を踏まえ、センター機能及び今後の進め方を整理しつつ、円滑な導入に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

本年は、私に取りましても、議員各位におかれましても、新たな任期のスタートの年でもありました。先ほども触れましたが、コロナ禍にあつて思うような取組ができなかった部分もあったと思いますが、それでも着実なスタートを切ったのではないかと感じております。

今後取り組むべき行政課題は山積しておりますが、まずは、新型コロナウイルス感染症が1日も早く終息し、日常に戻ることと社会経済が回復

することを願うところであります。

さて、本定例会でございますが、専決処分の承認1件、条例制定1件、条例改正及び廃止9件、補正予算5件など合計22の案件を上程し、御審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議をいただき御承認、御決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、御手元に配信のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に10番竹崎幸仁君、11番小玉忠重君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月18日までの22日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から12月18日までの22日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、承認第10号「専決処分第9号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水建設部長。

○清水建設部長

承認第10号「専決処分第9号の承認を求めるこ

とについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第10号は、小規模住宅地区等改良事業用地の取得についての議決の一部変更について、専決処分の承認を求めるものであります。

小規模住宅地区等改良事業用地の取得につきましては、令和2年西予市議会第3回定例会において議決をいただき、野村町野村4号3番1外54筆、36名の地権者と買収総面積1万1251.95平方メートル、買収金額合計1億8057万9809円で土地売買契約を締結しております。

しかしながら、所有権移転登記を進める過程において、1件買収面積及び買収金額に誤りが生じていることが判明いたしました。このことにより、買収総面積が1万1251.96平方メートルで0.01平方メートルの増、買収金額合計が1億8058万18円で209円の増額となりました。

本事業による用地買収の相手方の中には、浸水被害に遭われた多数の被災者がおられ、生活再建を進める上で用地費の支払いは急務であることから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないものと認め、令和2年11月4日に専決処分をしたものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、配付しております議案の別紙につきましては、全て議決事項ではありますが、個人情報が含まれておりますので、取扱いには十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第10号「専決処分第9号の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第10号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第119号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」から、議案第138号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」までの20件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第119号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、野村町阿下に西予市建設残土処理場を設置するに当たり、その管理及び運営に関する条例を定めるものであります。

当残土処理場は、公共工事で発生する建設残土を受け入れることにより、平成30年7月豪雨をはじめ、梅雨前線・集中豪雨等により被災した道路、橋梁、河川等の災害復旧事業の早期完了と公共事業のさらなる推進を目的として設置するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議案第120号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省

令が令和2年9月に公布され、国民健康保険税の一部改正部分につきまして、令和3年1月1日から施行されることによるものでございます。

主な内容につきましては、低所得者に対する保険税の軽減措置について、7割・5割・2割の軽減判定所得を引き上げる基準の見直しを行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正による延滞金の特例割合を定める規定の改正に伴い、同法を引用して定めている西予市介護保険条例、西予市林業振興事業分担金徴収条例、西予市道路占用料徴収条例、西予市公共下水道事業受益者負担金徴収条例、西予市後期高齢者医療に関する条例、以上5条例につきまして、同様に名称等、関係規定の整理を行うとともに、所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第122号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容といたしましては、平成30年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、人材確保に関する状況等を考慮し、適用期限を猶予するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能とするため、改正省令に準じ、所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第123号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定につい

て」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、国民健康保険法に基づき、西予市国民健康保険直営診療所を市内3カ所に開設し、また、廃止になった惣川・遊子川地区については、移動診療車による診療を実施するなど、地域住民の医療の確保に努めているところでございます。

今回の改正は、今後も安定した医療サービスを提供し、診療体制のさらなる拡充を図るため、業務の委託に関する規定等を整備するものでございます。

続きまして、議案第124号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

子どもに係る医療費の助成につきましては、医療費に係る保護者負担の軽減を図るため、これまで段階的に拡充してきたところでございます。近年、長引く景気の低迷により、子どもの医療費は保護者にとって大きな負担となっており、令和3年4月から県内20市町の全てが中学校修了までの医療費の無料化を目指しているところでございます。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、医療費助成の対象年齢を中学生まで拡充し、子育て家庭へのさらなる経済的支援の充実を図るとともに、子どもの健全な育成を支援するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上4議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議案第125号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、利用者が減少傾向にある中、地域公共交通機能を効率的に形成し、運行経費の削減と利便性の向上を図ることで、今後も持続的に公共交通を運営していくため、生活交通バス路線の見直しを行うものであります。

主な内容としましては、野村地区生活交通バス路線の内、河成大久保線につきまして、三島・大久保間をデマンド乗合タクシーによる運行に切り替えることから終点を変更するとともに、乗り継ぎに係る料金の設定を行うほか、中通川線、瀬間

行線、西栗木線につきまして、運行経路の一体的な見直しにより、当該3路線を2路線に集約するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第126号「西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市有料駐車場は、自動車を利用する外来者の一時的な利便に供し、地域の発展に寄与することを目的として、宇和町商店街の中に3つの駐車場を整備したもので、現在、宇和町駐車場管理組合に管理委託して運営をしております。その中の西予市宇和第3駐車場につきましては、市が土地所有者と土地賃貸借契約を締結して駐車場として利用してまいりました。

今回の改正は、土地所有者の申出により、当該契約は、令和2年度末をもって更新を行わない結論になったことから、西予市宇和第3駐車場を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防本部消防長

議案第127号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、電気自動車等を充電するための急速充電設備につきまして、火災予防上必要な措置を講じるため、本条例によりその設置に関する基準を定めているところでございます。近年、電気自動車の走行距離の延伸を図るために、大容量の電池の開発が進められており、経済産業省においては、次世代自動車充電インフラ事業が推進されるなど、今後高出力の急速充電設備の普及がさらに加速すると予測されております。

今回の改正は、全国統一的な基準として、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準

を定める省令の一部が改正されることに伴い、急速充電設備の全出力の上限が200キロワットに拡大されるとともに、あわせて火災予防上必要な措置が改められることから、同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第128号「西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市地域福祉基金は、平成16年の合併時に各旧町から基金を持ち寄り、地域における高齢者保健福祉の増進を図ることを目的に設置された基金であります。これまで温泉巡回バスの購入及びせいのチャレンジ・スペース整備事業の一部に基金を活用し、基金全額の取崩しを終えたことから、本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第129号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

当施設は、高齢者福祉の増進並びに福祉サービスの向上を図ることを目的に整備された施設であり、現在、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会に管理委託し運営しております。

このたび、当施設の指定管理者候補として、非公募により社会福祉法人西予市野城総合福祉協会を選定いたしましたので、その指定について、議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市生活福祉施設指定管理者審査委員会による審査を行い、これまでの実績から蓄積された運営ノウハウ、施設の利用促進と安定的な管理運営、地域との連携等を総合的に勘案し、当施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、西予市野城総合福祉協会の概要及び施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料を御参照ください。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議案第130号「西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。

当施設は、卯之町駅前の立地を活用した人・物・サービスの交流の場を提供することにより、交流人口の拡大を図り、あわせて観光及び商工の活性化に資することを目的として、令和3年度の早い時期の供用開始を予定し、整備に取り組んでいるところでございます。

このたび、当施設の指定管理者候補として、株式会社西予まちづくりサービスを選定いたしましたので、その指定について、議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例第6条に基づき、PFI事業契約者を指定管理者候補者とするものでございます。

なお、指定管理者候補者の概要及び施設の運営方針等につきましては、添付の議案参考資料を御参照ください。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

管家市長。

○管家市長

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、国の来年度予算の概算要求規模と地方財政の課題及び第3次補正予算並びに当市の来年度予算の編成につきまして一言触れさせていただきたいと存じます。

国の来年度予算に対する各省庁の概算要求が9月30日に締め切られ、一般会計の要求総額は105兆円を超え過去最大となっています。財務省は、概算要求に際し、新型コロナウイルス感染症への対策経費については別枠扱いとし、各省庁からは、感染終息が見通せないことから、金額を示さない事項要求が相次ぎ、歳出の膨張が懸念されています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化で、税収が減るのは確実で、国の財政再建の道のりは険しさを増しています。

こうした中、総務省が公表した令和3年度の地方財政の課題では、その第1に「感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題への対応」が挙げられ、現下の状況にあつて、地方団体の果たす役割は大きいことから、地方として積極的に政策的な取組が着実に推進されるよう安定的な税財政基盤を確保することが重要であるとしています。

第2に「地方の一般財源総額の確保」では、新経済・財政再生計画を受けて、「特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保」と記載され、たとえ国税・地方税の減収があったとしても、地方交付税の総額確保に向けて、所要となる地方財源を確保する姿勢が強調されています。

第3に「次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化」では、「情報システムの標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションなど次世代型行政サービスを強力に推進」と記載され、デジタル化への対応が強調されています。

次に、政府は11月10日、追加経済対策を盛り込んだ第3次補正予算案の編成に着手いたしました。令和3年度当初予算と一体的な15カ月予算として打ち出すことで、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落ち込みや雇用情勢の悪化に対応するもので、経済対策の柱として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災減災・国土強靱化の推進を挙げています。

当市においても、当初予算編成に合わせて、地方創生臨時交付金、医療機関向けの緊急包括支援交付金の増額及びインフラ老朽化対策の公共事業交付金の創設などに即応できるように事務を進めてまいります。

さて、当市におきましては、令和2年度当初予算では、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を最優先事項として、国・県支出金、地方債を活用するとともに、財政調整基金約11億3200万円を取崩し財源を確保し、当初予算を編成いたしました。この後、国・県と歩調を合わせた新型コロナウイルス感染症対策に関わる数次の補正予算対応

により、第3回定例会に上程し、補正予算第8号として議決いただきました、補正後の一般会計の予算総額は371億4854万1000円となっております。

令和3年度におきましても、予算編成の基本方針として、引き続き、復興まちづくり計画に基づく豪雨災害からの復旧・復興事業を最優先事項とする。第2次西予市総合計画に基づき、市独自の地方創生に係る政策を積極的に企画立案、実行する。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、地域経済の活性化、新たな日常の構築に取り組むこととします。

一方、普通交付税が一本算定となり、市税を含めた一般財源の伸び悩みが懸念される中、社会保障関連経費と公債費の後年度負担増により収入不足を基金の取崩しによる補填対応が続いている状態であることから、健全な行財政運営を維持するために、歳入見合いの事業量と予算規模の実現に取り組むことを基本方針といたします。

具体的な取組としては、歳入において、地方債の発行総額は、令和3年度の元金償還額以下とすることとし、要求額が超過する場合には、事業の廃止・延期を含めて調整を行うこととします。歳出につきましては、決算における不用額調査に基づいて、消耗品など需用費、通信運搬費、コピー使用料等の一般行政経費の削減率を設定し、非効率的な事務事業の廃止などを含めた職員の意識改革と無駄を徹底的に抑制するための歳出改革に取り組めます。また、各種団体に対する補助金については、市の補助金支出が法令等で義務づけられているもの以外については、前年度比5%程度の一律削減を行い、自主財源の確保に努めます。

今後の財政状況及び財政方針について情報提供に努め、市民の皆様並びに議員の皆様のご理解が得られるよう努めていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、新型コロナウイルス感染症対応として、地方創生臨時交付金を活用した生活支援事業及び感染症の影響により中止・延期となりました事業の減額調整、その他緊急を要する経費を計上するものであります。

その主な内容であります。予算書の款別に御説明申し上げます。

総務費では、令和2年7月豪雨により発生したJR内子線の斜面崩落等の災害復旧工事費の一部を愛媛県と予讃線沿線自治体が支援する負担金を計上し、民生費では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された特別定額給付金の給付対象外とされた新生児を持つ世帯に対して、新生児1人につき5万円を給付する経費、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますひとり親世帯の子育て支援として1世帯に対し5万円を給付する経費を計上し、衛生費では、平成30年7月豪雨により被災した南予水道企業団の吉田浄水場の復旧事業に関わる企業債の元利償還金に対しての負担金を計上し、土木費では、公共工事で発生する建設残土を受入れます西予市建設残土処理場の管理経費を、また、令和2年9月の台風10号の影響により、線形がずれた三瓶湾大栈橋のアンカーチェーン調整等に要する経費を計上し、教育費では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活の影響を受けております大学生等に対しての給付金及び特産品送付に要する経費を、家庭学習のための通信機器整備支援事業を活用した家庭学習用のモバイルルーター導入等に要する経費を計上するものであります。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億7516万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を375億2370万6000円と定めるものであります。

また、債務負担行為の追加として、令和3年度に実施予定の事業及び指定管理施設の管理運営事業など8事業につきまして限度額を設定しております。

地方債補正では、災害復旧事業債の限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、歳出から補足説明を申し上げます前に、まず、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期となりました事業費の減額と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業予算について御説明いたします。

まず、事業費の減額調整であります。議会運営事業、観光イベント事業ほか全体で77の事務事業において、中止、または次年度以降への延期により、総額で1億3726万2000円を減額し、歳入では、財政調整基金繰入金等を減額するものでございます。

次に、地方創生臨時交付金を財源とした事業であります。既に事業化をしています交付金対象事業の執行状況及び現下の社会情勢等を踏まえまして、当市の新たな支援策として、大学生等生活応援事業など、合わせて3つの事業で、事業費総額8584万8000円を計上し、財源といたしましては、臨時交付金を1519万8000円増額し、既存事業の執行状況等によりまして、病院事業会計繰出事業、中小企業者等経営安定支援事業から、合わせまして6206万5000円を減額して、財源の充当替えを行うものでございます。

それでは、予算書の18ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、地域振興各種負担金事業112万1000円であります。JR内子線の五十崎駅から喜多山駅間の災害復旧事業が鉄道軌道整備法第8条第4項の規定に基づく国の災害復旧事業費補助の適用を受け、県と県内の予讃線沿線自治体の12市町が基幹的な公共輸送機関である内子線の運行確保のため、工事費の一部を負担することとなり、当市の負担金を計上するものでございます。災害復旧に要する経費は約3億6600万円、負担割合は、JR四国が2分の1、国が4分の1、県と市町がそれぞれ8分の1、県市町の負担金は、2分の1が特別交付税に関する省令第5条に基づき、財政措置をされます。

21ページをお開き願います。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、子育て応援臨時特別給付金給付事業917万円ですが、国の特別定額給付金では、基準日の4月27日の翌日以降に生まれた新生児は対象外となっており、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受

けている家庭の子育て支援と若者定住の促進及び児童福祉の増進を図るため、給付金を計上するものであります。給付対象者は、令和2年4月28日から令和3年3月31日に生まれた乳児を監護または養育している保護者で、支給額は、乳児1人につき5万円となります。

22ページをお開き願います。

3目母子福祉費、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業1417万8000円ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯に収入の減少や子育て負担の増加等が生じていることから、支援給付金を計上するものであります。給付対象者は、令和2年12月分の児童扶養手当の支給を受けている方で、支給額は1世帯5万円となります。

24ページをお開き願います。

4款衛生費、4項1目水道費、南予水道企業団補助・出資事業1,000円ですが、南予水道企業団の構成団体であります宇和島市・八幡浜市・西予市・伊方町の3市1町が、企業団規約に基づき、吉田浄水場の災害復旧事業の財源として、借入れをした地方公営企業災害復旧事業債の元利償還額に対しての負担金を計上するものであります。当市の負担割合は10.3%、負担金の2分の1が特別交付税に関する省令第3条に基づき財政措置されます。また、地方公営企業災害復旧事業債の償還期限は令和12年度末となりますので、令和3年度から令和12年度までの負担金につきましては、限度額1億4656万5000円の債務負担行為を設定しております。

27ページをお開き願います。

8款土木費、1項1目土木総務費、建設残土処理場管理事業170万円ですが、災害復旧工事の早期完了及び公共事業推進を目的として、野村町阿下に整備をします建設残土処理場の管理委託料を計上するものであります。残土の受入れ想定量は約11万2000立方メートルの予定となっております。財源として、建設残土処理場使用料を充てています。

30ページをお開き願います。

10款教育費、1項6目諸費、大学生等生活応援事業6250万円ですが、新型コロナウイルス感染症拡大により、世帯収入の減、アルバイト収入の減など、日常生活への影響を受けた大学生等に

対して、経済的な負担軽減と修学継続を支援するため、給付金と当市の特産品を詰め合わせたふるさとの小包を送付する経費を計上するものであります。給付対象者は、学校教育法の規定に基づき、設置をされた大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在学をしている学生、またはこれに準ずる大学等に在学をしている学生であり、令和2年11月1日の基準日において、西予市住民基本台帳に記録されている者に扶養されている学生となります。支給額は1人につき5万円と5,000円相当のふるさとの小包となります。

31ページをお開き願います。

2項小学校費、2目教育振興費、小学校情報教育振興事業415万2000円、同ページ、3項中学校費、2目教育振興費、中学校情報教育振興事業216万3000円ですが、国のGIGAスクール構想に基づくデジタル技術を活用した教育の推進や災害や感染症等による臨時休業等の緊急時における学びの継続のため、公立学校情報機器整備費国庫補助金を財源として、家庭学習用のモバイルルーター導入等に要する経費を計上するものであります。

38ページをお開き願います。

11款災害復旧費、1項1目農地災害復旧費、農地災害復旧事業（過年度）7400万円、2目農業用施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業（過年度）3億円ですが、平成30年7月豪雨により被災した農地と農業用施設の災害復旧につきましては、入札において、隣接した工事を地域内で合冊して発注するなど、事業の早期執行に取り組んでいるところでございますが、地元建設業者の手持ち工事が多い状態にあることから不調に終わる工事があり、令和元年度から令和2年度へ繰越しを行った事業については、今回、令和2年度の現年度予算として措置をすることで、災害復旧事業費国庫負担金についての繰越承認を受けて、災害復旧事業の完成を目指すものであります。

同ページ、5項2目社会福祉施設災害復旧費ですが、野村保育所の災害復旧事業に係る国庫負担率については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、負担率が50%から63.5%へかさ上げされたことを受けて、社会福祉施設災害復旧費県補助金を増額し、災害復旧事業債を減額するものでございます。

予算書は7ページにお戻りください。

債務負担行為として、議会だより印刷製本費から、西予市スクールバス運行業務委託まで、今年度中に契約相手先を決定する必要があるもの、合計8件について、期間及び限度額を設定いたしております。

上から7つ目の市道石城地区101号線道路改良事業に係る工事請負費及び工事委託1億9000万円ですが、令和3年度の完成に向けて、JR四国との踏切内工事委託契約及び市道拡幅工事について設定するものであります。

8ページをお開き願います。

地方債の補正として、災害復旧事業債、過疎対策事業債をそれぞれ減額して、補正後の限度額を38億5697万2000円と定めるものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第132号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度の愛媛県国民健康保険給付費等交付金の返還額が確定したことにより、償還金を増額するとともに、財政調整基金積立金事業を減額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ963万2000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額を54億3286万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第133号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金が確定したことにより、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ230万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億8515万6000円と定めるものであります。

続きまして、議案第134号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、介護保険保険者努力支援交付金及び災害等臨時特例補助金の内示額確定等に伴い、介護給付費準備基金繰入金を減額するものであります。歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組替えを行うもので、これによります歳出予算総額の増減はございません。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第135号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応及びマイナンバー活用による健康保険証のオンライン資格確認の整備に係る財源及び経費の補正を行うものでございます。

第2条の業務の予定量の補正では、主な建設改良事業の増額を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、今年度から創設された不採算地区の中核的な公立病院に対する財源措置として、一般会計負担金の計上及び感染症対策に係る財源の調整として、医業外収益1億3972万9000円を増額し、総額を42億4848万3000円といたしております。支出につきましては、医業費用を151万4000円増額し、総額を46億3720万2000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額を3272万2000円増額し、総額を7億6249万5000円とし、資本的支出額では4431万8000円を増額し、総額を9億780万2000円といたしております。

第5条の債務負担行為の補正では、令和3年4月から開始する西予市民病院院内清掃業務委託費として限度額を2180万円と定めております。

その他、第6条では、一般会計から受ける補助金の額を表のとおり改めております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

議案第136号「財産の無償貸付について」提案理由の御説明を申し上げます。

南予エコ株式会社及び株式会社コパンが所有しておりました宇和町郷内の産業廃棄物関連施設につきましては、令和2年10月に相手方と不動産無償譲渡契約を締結し、現在は市有財産として管理をしております。当該施設の管理においては、当該施設用地が南予重機株式会社の敷地に囲まれていることから、南予重機株式会社の敷地内道路を通行する必要があると、協議の結果、市の通行権を設定して通行しているところでございます。

今回貸付を行う建物につきましては、譲渡を受けた施設の内、株式会社コパンが所有しておりました事務所及び作業所であります。

貸付につきましては、立地条件から、公共施設としての利活用が難しい建物であることのほか、今後の建物の維持管理において、当該建物の敷地を囲む南予重機株式会社が一体的に維持管理することが合理的であることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の同意を得るものでございます。

なお、貸付後は、事務所及び倉庫として活用される予定となっております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第137号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市明浜農産物集出荷施設は、西予市明浜地域における有機農業による農産物を産地直送により消費者へ届け、消費者のニーズに対応し、顔の見える販売体制を確立し、地域産品の多様な利活用を図るとともに、交流を主体に地域農業の活性化を促進することを目的に、農林水産省補助により平成6年3月に整備された施設でございます。

今回、本施設の指定管理者として公募を行ったところ、1社から申請書の提出があり、西予市産業部指定管理者審査委員会での審査の結果、農事組合法人無茶々園を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について、議会の議決を求めます。

その理由といたしましては、まず、無茶々園が、平成23年度から令和2年度まで指定管理者として10年間の堅実な実績があること。さらに、無茶々園は、地域振興及び地域の発展を図ることを経営の基本理念ととらえており、公の施設としての効用が最大限発揮できることなど、農事組合法人無茶々園が施設の効率的、効果的な管理運営を実現できる人的、物的能力を有し、指定管理者としての能力を十分有していると判断したものであります。

続きまして、議案第138号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は平成9年度に地域農業基盤確立農業構造改善事業で建設されたもので、家畜のふん尿などを受入れ、畜産堆肥の製造・販売を行うことにより、地域の環境保全はもとより、耕種・畜産農家の連携を強め、農業経営の安定化に寄与することを目的として整備された施設であります。

今回、本施設の指定管理者として、非公募により、東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について、議会の議決を求めます。

その理由といたしまして、まず、施設の建設に当たり、東宇和農業協同組合が管理運営を行うことで国庫補助事業の補助許可が出ており、これまでの管理運営から堅実な実績があること。次に、生産資材等の物販業務を行っており、流通コストの低減、堆肥原料の確保と堆肥利用の連携が容易であり、耕畜連携による農業振興対策の強化が図られることなどを総合的に判断し、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、報告第20号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

山住総務部長。

○山住総務部長

報告第20号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されました市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、別紙のとおり4件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしく御願申し上げます。

○議長

理事者の報告は終わりました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、意見書案第3号「小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

16番兵頭学君。

兵頭学君。

○16番兵頭学君

小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書(案)の提出について、提案理由の御説明を申し上げます。

我が国に存在する357.8万者の中小企業の内、85.2%、304.8万者に及ぶ小規模企業は、地域経済や雇用及び生活を支える存在として重要な役割を果たしており、その成長及び持続的な発展によって、我が国の経済全体を発展させる重要な意義を有しております。現下の新型コロナウイルス感染症拡大及びその影響の長期化により、小規模事業者の売上げは急減し、このままでは事業継続が危ぶまれる状況にあります。

一方で、新たな生活様式への対応、危機的状況下での事業継続、事業承継の推進、IT化の推進など、今後、小規模事業者の成長及び持続的発展のために取り組むべき課題も山積しております。

このような課題の解決を図るためには、小規模事業者の自助努力も必要であります。小規模事業者にとって身近な経営相談機関である商工会による適切な助言及び支援を行うことが極めて重要であります。

しかしながら、商工会においては人員が不足しているため、施策の迅速かつ円滑な対応に支障が

出ている状況です。

よって、国においては、我が国経済を支えている小規模事業者を支援するため、次の事項の実現について強く要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることから、売上げ回復や雇用維持をはじめとする小規模事業者に対する支援の拡充・延長を図ること。

2. 商工会の人員を増員し、小規模事業者支援体制の抜本的強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

なお、意見書案は御手元に配信のとおりでありますので御確認ください。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号「小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書(案)の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第3号

は原案のとおり決定いたしました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時22分)

○議長

再開いたします。(再開 午前11時40分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第139号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第141号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案3件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第139号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第141号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山住総務部長。

○山住総務部長

議案第139号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第140号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第141号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括し

て提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、民間の給与水準が低下したことを踏まえ、期末手当につきまして、民間の支給割合との均衡を図るため、年間0.05月分引下げを行うものであります。

今回の改正では、令和2年度の12月期支給割合を0.05月分引下げ1.25月分とし、期末・勤勉手当の年間支給割合を4.45月分としており、令和3年度以降においては、6月期と12月期に振り分け、それぞれ1.275月分といたしております。

また、市の特別職、議会議員の給与等につきましても、国・県の給与改定に準じ、期末手当を年間で0.05月分の引下げを行うものであります。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第139号から議案第141号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第139号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案

第141号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第139号から議案第141号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月3日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時45分

第 2 日

12 月 3 日 (木曜日)

令和2年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年12月 3日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年12月 3日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和2年12月 3日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 0時06分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

(午前11時20分退出)

- 1 番 和 氣 敦 男
- 2 番 宇都宮 久見子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇都宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇之吉

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事 務 局 長 富 永 誠
- 議 事 係 長 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 兼
生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日は、このように傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、4番宇都宮俊文君。

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

おはようございます。

議席番号4番宇都宮俊文です。

一問一答で質問させていただきます。よろしくお願ひします。

喫煙のことについて、私の考えを含めて御質問させていただきます。

今朝もちょうど駐車場付近で職員の方、大勢の方がごみ拾いされてまして、そこで聞きますと、やはりかなり吸い殻が落ちているということで、それも含めまして質問させていただきます。

国内の喫煙に対する環境については、改正健康増進法の段階的な施行やたばこ税の増税、また、喫煙規制強化の動きが拡大しており、喫煙者にとっては非常に厳しい状況にあると思います。また、愛媛県内においても、調べたところによりますと、愛媛県庁本館及び議員棟では屋上に喫煙所を設置していると。一方、県内20市町の本庁舎を調べましたら、松山市などを含め6自治体が敷地内禁煙、その中に西予市も含まれているのだらうと思いますが、残り14自治体が屋外に喫煙所を設置しているというところがございます。

ところで西予市の状況、本庁及び支所における喫煙所の設置状況についてまずお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

改めまして、皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして早朝より傍聴においでいただきまして、心から感謝を申し上げます。今日から土日を挟んで3日間にわたりまして、9名の議員の皆様から一般質問をお受けすることになっております。それぞれの御質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えていますのでどうかよろしくお願ひ申し上げます。

市政運営の根幹に関わる御質問には私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野などの質問に対しましては、各部長を中心としまして回答させていただきたいと考えておりますので御理解いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは私から庁舎におけます喫煙所の設置状況につきまして答弁させていただきます。

議員からもございましたが、健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に成立いたしております。

改正の趣旨は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じまして、当該施設等の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めるものでございます。基本的な考え方は、第1に、望まない受動喫煙をなくす。第2に、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する。第3に、施設の類型、場所ごとに対策を実施すると明記をされております。

この改正健康増進法によりまして、第一種施設に該当する本庁舎及び支所の庁舎につきましては、令和元年7月1日から敷地内禁煙となっております。ただし、屋外で受動喫煙防止するための必要な措置がとられた場所に、特定屋外喫煙場所が設置されている場合におきましては、その中でのみ喫煙することができます。

本庁舎につきましては、この敷地内において、現在、卯之町はちのじまちづくり事業の関連工事が進められております。現状では、先ほど申し上げました特定屋外喫煙場所の設置に適した場所が

ないという判断をいたしております。そのため、第二種施設であります宇和文化会館の2階屋外スペースを職員の喫煙場所として指定をしているところがございます。各支所につきましては、受動喫煙を防ぐことができる場所にそれぞれ特定屋外喫煙場所を設置いたしております。なお、職員の喫煙につきましては、勤務中の執務時間を除く時間といたしております、就業前、就業後、そして昼の休憩時間のみの喫煙ができるといった取扱いとさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

本庁舎及び支所の状況はわかったんですが、その他、公民館など市役所の施設について、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

その他の公共施設でございますけれども、消防署また消防支署につきましては、第一種施設となりますので、敷地内禁煙といたしております、それぞれ特定屋外喫煙場所を設置いたしております。公民館等の第二種施設におきましても、令和2年4月1日、本年度から改正健康増進法が全面施行となっておりますので、全て屋内は禁煙となっております。なお、屋外では喫煙が可能となっておりますので、ほとんどの公民館では敷地内に喫煙場所を設けている状況でございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

市内の状況はわかりました。

たばこ税についてですが、これ本当に市町村にとって大事な税収であると思います。私調べたところによりますと、たばこ税の内、国たばこ税が43.6%、それから地方たばこ税が50.1%、約半分です。その内、都道府県に分担されるのが7%、残り43%が、たばこ税の内43%がその自治体に交付されるということになっております。西予市に現在でも2億1000万円の税収があります。本当にたばこを吸ってもらう方のおかげでこれだけの税

収がある。これはもう何にも変えることはできない大事な税収であると思いますが、これを市民の皆さんがどうとらえるのか、当然たばこを吸うことはいいことではないんですが、これだけの税収というものは本当に日本の税金の中でもたばこ税が一番高いということで、本当の高額納税者の方がいてもらいたいなと私は正直思います。この分がもしなければ、どこからこの財源を確保できるのか。こういうことを言いますと当然批判されるかと思いますが、この税収についてももう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

西予市におけますたばこ税の収入の状況について答弁させていただきます。

国内におきましては、喫煙による健康への影響等によりまして、喫煙者が年々減少いたしております。本市におきましては、事業所から報告のあります売渡し本数におきましては、平成27年度に4546万3000本であったものが、令和元年度では3752万本に減っております。年間約800万本が減っているといった状況でございます。

税収におきましては、平成27年度決算におきましては2億2864万6000円、令和元年度におきましては2億1157万8000円の税収となっており、比較をいたしますと1706万8000円の減収となっております。令和元年度の決算の歳入の市税が約30億円でございますけれども、その割合としましては約7%がこの市町村たばこ税という状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

次に、葉たばこの生産ですが、西予市でも昔から宇和町・野村町を中心に、葉たばこの生産、それによって経営をしていた農家がかかりあったと私認識しておるんですが、この頃たばこの消費が減って生産者も減ったということで、これももともとは重要な産業ではあったんですが、多分今はほとんどない状態ではないかなと思います。その推移をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市内の葉たばこの生産農家数につきましては、平成23年の日本たばこ産業の廃作募集により、平成23年の26戸から平成24年では6戸に大幅に減少し、その後は横ばいの状況でございましたが、平成30年には5戸になり、今年度は生産農家がゼロとなっております。

また、葉たばこの生産額につきましては、平成23年に1億800万円であったものが、平成24年度からは、農家数が大幅に減ったことにより3000万円となり、今年度はゼロとなりました。

以上、答弁といたします。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

葉たばこの生産ゼロということで、私としては産業の立場から見ると残念だなと思います。これは仕方ないことですが、これから喫煙に対する私の考え方を申し上げたいと思います。

私は喫煙しません。おまけにちょっと酒も飲めないわけなんです。市役所で、公共施設で「敷地内全面禁煙です」と書いて、今、文化会館の、言えば他所の土地へ行ってたばこを吸う、この行為を、例えば子どもたちが見てどう思うか。やはりこれ格好がいいことじゃないと思います。今世の中、都合の悪いことは目をつぶって他所行って、特に、市役所、公共機関に限ってそうです。自分のところでは吸うなど、外へ行って吸ってください。それに関しては個人の責任ですという世の中の流れ、私はこれはおかしいと思います。やっぱり公共施設だからこそちゃんと分煙してやるのが当たり前なんで、胸張って喫煙所を構えることが当たり前だと私は思ってます。たばこを吸う人にも権利もありますし自由もあります。こういうことを言うことは職員からはできませんし、議員でもこういうこと言えば批判されると思うんですが、先ほど冒頭にも言いましたように、喫煙所がないから駐車場のほうで吸ってポイ捨てる、これは当たり前のことで、例えば各家庭で、お父さん外行って吸いなさいと言えば、今、世の中お母さんのほうが偉いんで言うこと聞いて外で吸いますが、仮にお客さんが来た場合にそんなこ

とが言えますかと私は言うんですが。だからそのところをちゃんとした考えで判断してもらえれば、分煙化することが私は当たり前ではないかなと思います。

それから、飲食店、宿泊業をされてる方も公共施設でそういうちゃんとした方針を持っていれば、その方たちもしっかりと喫煙所を構えて対応ができるし、対応もできるという私考え持っておるんですが、これについてお考えを聞きたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

喫煙の影響についてお答えをさせていただきます。

先ほどの地方たばこ税についての質問で答弁をさせていただきましたが、喫煙者が年々減少しており、市内事業所の売渡し本数におきましては、平成27年度に4546万3000本あったものが、令和元年度では3752万本に減っております。また、市内のたばこ販売店舗におきましても、現在111店舗ありますが、年々減少する傾向にあると聞いております。

次に、健康増進法の一部を改正する法律では、今年4月1日以降、飲食店などの第二種施設は、可燃式たばこを含めて、受動喫煙をなくすために原則屋内禁煙となっております。利用者の意見といたしましては、「今の時代仕方がなく、店内に灰皿がなくても済ませており、指定された場所で喫煙する協力をしている」と聞き及んでおります。議員の御意見と少々店舗内、飲食店等を利用される喫煙者の考え方が違った形になっているのではないのかなと思いますが、喫煙される方が諦めているという状況であるのはもう間違いないと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

やはり答えにくいことかなと思われます。

今回、四国たばこ販売協同組合の方からも公共施設における喫煙所の設置について陳情が出ております。私もこの意見に賛同でございましたんで、今回ちょうど同じタイミングとなったわけで

すが、先ほどから言いますように、分煙してちゃんと喫煙所を作るということは、私は正しいと、そうしなければいけないという考えを持っておりますし、特に明浜町はコンビニがありません。その中でたばこを販売している店が数件あります。この店にとって、たばこの売上げというのは本当に大事なところなんです。店が存続するために、やはりたばこを吸われる方は地元でたばこを買ってもらって、そういう意識をみんなで持ってもらう。たばこを吸うこと自体は健康によくないことだろうと思いますが、これも嗜好品なんで、個人の自由で好きな方は吸ってもらおう。昼休みでも敷地内でちゃんとした喫煙所の中で吸ってもらって、それで気分転換をしていい仕事をしてもらったら、私はそのほうがいいと思います。何か後ろめたい気持ちで文化会館の前まで行って、職員の方ぞろぞろ行かれるのは、何回も言いますが、これはよくないと。多分皆さん思われと思うんですが、そこのところ市長の考えを本当に言いづらいかもしれませんが、そういう市があってもいいんじゃないか。分煙することによって、冒頭に言ったように吸い殻もなくなるし、きれいなまちになるんじゃないかなと思われまます。JR卯之町駅降りてどこにも喫煙場所がなかったり、市役所の敷地内でも吸われなかったら誰でも路上で吸ったり駐車場で吸う。それを大体側溝の中へ捨てたり、ポイ捨てるのが世の中当たり前、きれいごとだったって当たり前です。

前でたばこ吸われる理事者の方はちょっとにこにこして笑ってもらっておるようなんですが、言にくいことは私が言いますが、ただ市長の考えを率直に述べてもらいたいと思います。多分これははっきり言えば市長もご迷惑かかるかもしれませんが、それが当たり前のことを今言えない世の中が私はおかしいんじゃないかなと思います。市長よろしくお願ひします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま宇都宮俊文議員からの御質問がありました喫煙所の設置、分煙化を図っていくということでございますが、先ほど各部長から答弁がありましたように、改正健康増進法の趣旨は、望まない受動喫煙の防止であり、喫煙者、非喫煙者双方

に配慮した上で分煙化を図っていくことが重要であるというふうに私も考えております。

そして、国の動向等を見てみますと、令和2年度の与党税制改正大綱におきまして「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」とされておりまして、これを踏まえまして令和2年1月23日付けで総務省自治税務局から発出された通知文書におきましても「望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられると。また、こうした取組が今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討」と示しているところであります。

現在、本庁舎敷地内におきましては、駅前複合施設を建設中であります。来年度は文化会館前の駐車場を整備、また、宇和郵便局に貸与しております庁舎第2別館についても解体、その後、立体駐車場の建設を予定しているところでございます。これらの工事の進捗を見ながら、県内他市町の状況も参考にしながら、受動喫煙防止を念頭に置いた上で、特定屋外喫煙場所の設置について、検討を行ってまいりたいと考えております。

地方たばこ税を活用いたしました公共喫煙場所を充実させることは、望まない受動喫煙の防止、そして、先ほど議員も言われましたが、環境美化の推進が期待をされますし、飲食店等の事業者への設置支援は、改正健康増進法遵守の徹底にもつながることが期待をされておりますので、今後関係機関、そして、関係する団体とも協議を進めて前向きに考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

市長ありがとうございました。

なかなか今の答弁は大変な御意見だろうと思いますが、やはり何度も言いますが、屋上のほうでこそ喫煙所作るのではなく、しっかりとした

喫煙所、玄関入られて喫煙所がそこにあるという案内できるぐらいの対応をしていただく。私はそれが来客者に対するマナーではないかなと思いますので、ぜひ前向きにやっていただいて、他所の自治体が参考にしてもらいたいような方針持っていたきたいと、私の考えですがよろしく願います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症関連ですが、今朝ほどのニュースでイギリスでしたか、ワクチンの接種が始まるということでございます。ワクチンの接種をしなければもうどうにも収まらない、世界中がパニックになる状態だろうと思われまます。

愛媛県でも少しずつ少しずつ広がってあって、どこに隠れた感染者がいるかもわからないというところがございますが、やはりこの感染してしまった人には何も罪もないんで、これを悪いもののように言う今の風潮はおかしいなと思います。ただ、それでもって気をつけることは大事ではないかなと思われまます。

このような中で国の支援についてですが、持続化給付金をはじめ、G o T oトラベルなど様々な補助金が思いつきもよらないような政策が出たりして、担当者というか窓口は大変な思いされております。どこからこの財源が出るのかなという思いは、日本中皆さん持ってると思います。いずれ子や孫の代になって、消費税で取るのか、どこで取るのか、打ち出の小づちのような財源が出て対応されてますが、非常に私は不満を感じております。

ところで国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額について、お知らせいただきたいと思ひます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額につきまして答弁させていただきます。

この臨時交付金につきましては、令和2年4月7日に閣議決定をされまして、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう地方公共団体が作成いたしました臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対

し、国が交付金を交付するもので、新型コロナウイルス感染症拡大の防止やその影響を受けている地域経済、住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応を通じた地方創生を図ることを目的として創設されたものでございます。

交付金の総額は、4月30日に成立いたしました第1次補正予算では1兆円、6月12日に成立いたしました第2次補正予算では2兆円、合わせて3兆円が予算措置されております。地方公共団体への交付金の配分は、第1次補正予算分では新型コロナウイルス感染症に対する対応と新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援について、人口を基礎として感染状況と医療需要を勘案し、財政力で補正を行い、交付金の限度額を算定しております。第2次補正予算分でございますが、家賃支援も含む事業継続や雇用維持等への対応と新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応について、人口と事業所数を基礎として、感染者数の割合、年少者と高齢者人口の割合、面積要因、財政力等で補正を行って交付金の限度額を算定いたしております。

当市への臨時交付金の配分額でございますが、第1次補正予算分で2億1335万9000円、第2次補正予算分で7億4399万8000円、合わせまして9億5735万7000円の配分予定の通知があったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

この交付金を使った事業については、よくニュースで聞くことがあるんですが、県、市によっては、用途外に使っているという時々ニュースを見ております。

市内においてその交付金を使った事業についてお聞かせ願いたいと思ひます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは交付金を活用しました市内の事業につきまして答弁させていただきます。

まず、感染拡大の防止策として、庁舎等の窓口カウンターで配置をしております消毒液、飛沫防止衝立等の整備、会議等で利用いたします非接触型体温計の整備、災害時の避難所運営で必要となる間仕切り等の整備を行っております。学校等への支援につきましては、一斉臨時休業中におけます昼食支援、学校給食費の返還支援、また、放課後児童クラブへの開所支援、修学旅行の負担増に対する支援などを行っております。医療提供体制の整備の面でございますけれども、市立病院、つくし苑での空気清浄機、発熱外来施設等の設置に要する経費、オンライン面会用タブレット通信機器の整備などを行っております。

市内経済対策におきましては、木材価格緊急対策事業といたしまして、木材単価下落に対する支援、中小企業者等の経営安定給付金、地域経済の回復と消費拡大を図るための買い物応援事業、そして市内観光関連事業者の支援のためのせいよG o T o ジオツアーなどを行っておるところでございます。

最後に、感染症の拡大防止と経済活動の両立を図るための新しい生活様式に向けた取組といたしまして、行政事務のICT化を推進する業務体制の構築、児童福祉施設等でのオンライン研修、相談窓口開設のための機器端末の整備、小中学校・公民館等の網戸の設置改修、そしてトイレの洋式化、赤外線サーマルカメラの整備などを行っているとございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

西予市においては、交付金が出たらすぐに動いてもらって、市民の方に伝えているなという感覚を私は初めから持っております。本当に担当の方御苦労さまでした。

私も農業しながら、いろいろ補助金が出るたびに、これは窓口がどこなんか、いろいろあったと思います。市役所が窓口のものがあったり、普及センターが窓口だったり、出るたびにわからない。担当窓口になったところは国に振り回されているという感覚を受けます。

先ほど言いました持続化給付金、個人事業者に

は100万円、それ以外、有限会社、法人に対しては200万円、この補助金も「私こんなのが本当にもらえるのかな」という感覚でございました。私も農業しておりますんで、試しに一人の方がインターネットで申告出したら1週間ほどですぐ100万円が振り込まれたということがありますんで、私も40人、50人の生産者に伝えて、申請したらほとんど全員が100万円もらったというところなんです。それに加えて今度は高収益作物次期作支援交付金、これも追って出たんですが、細かいことは後で説明してもらいますが、これについて今週11月30日月曜日の愛媛新聞にも載っておりましたが、本当に緩い条件で本当ばらまきではないかなという申請要項だったんですが、それも全部が出して、愛媛県で45億円申請が出ていたというところで、特に、隣のJA西宇和管内では13億2000万円の補助金申請が出ていたそうです。これが突如厳しくなったということで、多分1割もないような状況になろうかと思うんですが、なぜこのような出し方をされるのか。本当にこれ大丈夫かなと私は思いますが、西予市のお考えをまず聞きたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

高収益作物次期作支援交付金につきましては、新型コロナウイルスの影響による需要の減少により、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花卉・果樹・茶の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援することを目的として創設をされました。

西予市におきましては、本交付金を活用できるよう農業者への周知を行い、10月中旬までに502名の申請受付、交付予定金額は3億4000万円を取りまとめを行うこととしていました。しかしながら、時期を同じくして10月12日に国から運用見直しの通知があり、当初の内容では、国への申請ができない状況となり、申請者を対象に運用見直しの説明会を行い、再度12月7日から12月11日の間で見直し内容での申請受付を実施し、12月25日に国へ申請書を提出する予定となっております。

なお、運用の見直しにつきましては、当初、対象品目において、令和2年2月から4月に出荷実績があり、農業者が次期作に取り組む全ての面積

が対象となっております。これが見直しにより、対象品目の内、売上げが前年度より減少した品目の作付面積で算定した金額と前年からの減収額を比較し、少ない額を交付することになりました。あわせて5月から6月に出荷実績があったタマネギ、ワサビ、花卉、茶などについても同じ条件で対象となっております。また、追加措置としまして、交付予定額が減額またはゼロとなった農家で、10月30日以前に次期作に向けて、新たに機械・施設を整備したり、資材等を購入または発注した農業者についても減額分を上限として交付対象となりました。

以上、答弁として作成しております。宇都宮議員がおっしゃる市の考え方というのは、国の事業で市も本当に困惑しているところでございますので答弁を避けさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

酒井部長が言われたように担当はどうにも判断がつかないと、一生懸命申請を受け付けて、気まぐれで「やっぱやめました」これは、日本全国多分大騒ぎになると思います。このままじゃ終わらない状態になるのではないかなと思います。それに加えて、その補助金を当てにして設備投資したのについては、幾らかの補填をしますというまた苦し紛れのような政策出ておりますが、これも本当におかしいなとはっきり言わせていただきます。国の考え方はわかりますが、もう少し慎重な出し方をしないと、一旦出したものを引っ込める、これは、どう考えてもおかしいかなと私は思います。

それから先ほど持続化給付金のところで少し間違っ「有限会社」と言いましたが、「法人」が200万円ということで訂正させていただきます。

続きまして、経営継続補助金について同じように説明をお願いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

経営継続補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大

防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者への経営の維持を図ることを目的として創設をされました。

本補助金は、農林漁業者が対象となっており、支援機関の作成支援を受けながら経営計画を作成し、全国農業会議所に提出する流れとなっております。

西予市の状況は、7月29日が受付締切りとなった一次募集では176件が採択となっております。また、11月19日受付締切りの第二次募集では101件の申請を受け、現在国の審査中となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

それでは西予市独自の補助金について、質問というより広報を兼ねて説明をお願いしたいと思います。

まず、市内の経済対策事業についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

市内の経済対策事業についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市内の事業活動の継続、拡大を目標に、国と県の支援策を見定めた上で、国の地方創生臨時交付金を活用した市独自の支援策に取り組んでおります。

まず取り組みましたのが中小企業等経営安定補助金です。事業継続が困難となっている市内の中小企業者に対し、資金調達への補助を行うもので、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度の適用を受けた中小企業者へ融資額の3分の1、上限50万円を補助するものです。

続きまして、中小企業等経営安定給付金です。国では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月日で事業収入が50%以上減少した場合が対象の持続化給付金制度がございますが、市では、ひと月の売上げが前年同月日で20%以上か

ら50%未満減少している中小企業者へ原則一律20万円を支給するものでございます。

続きまして、店舗リニューアル補助金は店舗環境改善などの感染症予防対策に取り組む小売業者、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を含む事業者を対象に事業費の3分の2、上限15万円を補助するものです。

続きまして、事業継続が困難となっております飲食業等事業者を支援するため、西予市商工会が取り組む5,000円分を4,000円で購入できる商業振興商品券（つながる西予！飲食応援前売り券）へ助成の支援も行っております。

続きまして、買い物応援事業（せいよG o T o買い物キャンペーン）は、市内経済を活性化させるため、市内に住所を有する世帯が参加事業者で買い物などを行った場合、買い物額に応じた応援金を支給（キャッシュバック）を行うものです。買い物などの証明書の合計が1万円以上から5万円までを対象とし、その合計金額に応じて25%以内の額を給付するもので、1世帯の上限は1万2500円、買い物の対象期間は7月1日から8月15日までとして取り組みました。

続きまして、せいよG o T oジオツアーは、市内宿泊事業者、観光関連事業者の支援と合わせて、普段市内の宿泊施設に宿泊する機会が少ない市民の皆様に、西予市の魅力を再発見していただくため、西予市民限定に、市内での宿泊を含む割引ジオツアー制度です。この限定プランの発売は8月の1カ月間として、市内旅行事業者が市内数か所でのジオ体験メニューと宿泊セットにしたプランを1人1万5000円から2万円までの料金設定で作成し販売いただいたものに、市から1人1万円を限定に割引するものでございます。

その他、愛媛県が影響を受けている中小企業者や小規模事業者を支援する新型コロナウイルス感染症対策資金を創設し、その融資に対する利子を県と市が補給する制度、また、国の雇用調整助成金の決定を受けた事業者に対する県、市が連携し上乘せをする助成制度も行っております。

これまで関係団体との連携を含めた市単独事業が6事業、県と連携した事業が2事業、総額が4億8858万7000円の予算で事業を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

とても細かい説明ありがとうございました。これを本当に市民の方に伝えていただいて利用していただきたいと思います。

私も買い物補助、25%補助だったかな、1万円に対して2,000円、よく使っております。これから年末にかけてなかなかコロナ禍で大変だろうと思うんですが、是非、家族単位、友達単位で市内で飲食してもらってその補助事業を使っていればありがたいかなと、私からもお願いしたいと思います。

時間が少なくなりました。次、2番目経営安定補助金、買い物応援事業、せいよG o T oジオツアーについて現状を簡単に御報告願いたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

初めに、経営安定補助金についてお答えをいたします。

中小企業者等経営安定補助金の補助対象者は個人事業主、法人を問わず、全ての業種を対象とし、西予市商工会、市役所及び各支所でも受付対応をいたしました。事業は終了しましたが、申請件数は、令和2年3月19日から9月30日までで335件、補助金交付決定額は1億6155万7000円となりました。産業分類では、第一次産業が27件、補助金1550万円、農業10件、林業1件、漁業16件、残る308件が第二、第三次産業で補助金1億4605万7000円となりました。事業効果につきましては、中小企業者等の運転資金や商品仕入れなどに活用いただいており、事業者支援に効果があったものと考えております。

次に、買い物応援事業であります。市内419店舗に事業参加店として登録をしていただき、買い物期間は7月1日から8月15日までで、申請受付を庁舎1階ロビーの申請窓口及び各支所において9月30日まで行いました。申請件数は8,245件、補助金交付決定額9196万5900円、消費額、レシート額でございますが、5億2208万2152円となりました。この事業につきまして検証を行うため、参加店舗にアンケートを行った結

果、地元商店を対象とした点がよかったという声や第2弾を要望される業者がたくさんおいでました。

次に、せいよG o T o ジオツアーでございますが、市内宿泊事業者と観光関連事業者を支援するため、市民を対象として、8月1日から31日までの1カ月間事業を実施いたしました。その結果267人の方に市内に宿泊、ジオサイト見学、ジオ体験をセットにした割引ツアーに参加をしていただきました。事業効果につきましては、参加者アンケート結果によりますと、満足度の問いに「良い・とても良い」と答えた方が98%、「また行きたいと思う場所ができた」という人が93%、「市外の家族や友人にお勧めしたい場所ができた」という人が96%となりました。宿泊事業者や観光関連事業者からも「想定より多くの人に来ていただき利益感もあった。良い企画だったので、また実施してほしい」などの声をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

本当にいろいろやられてるなと感心します。御苦労さまでございます。

それでは、これからまだまだ続くコロナについて、今後考えられる対応をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

現在新型コロナウイルス感染症拡大は、第3波が懸念される中で、地域経済の停滞が心配されるところでございます。

感染拡大防止と社会経済活動を両立させる新しい生活様式への対応として、今後も国や県の支援をいただき、感染症拡大の状況を常に注視し、市議会からの御意見、御協力をいただきながら、市の実情に沿った支援策を検討して、地域経済へのきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

ここでこの場をお借りしまして、11月16日から進めております2つの事業について紹介をさせていただきます。

ジオツアーの第2弾といたしまして、対象を愛

媛県民に拡大したG o T o せいよジオツアーを実施しております。市内旅行者や観光関連事業者、宿泊事業者を支援することはもちろん、県民に西予市に宿泊していただくことで、海・里・山の自然や体験のすばらしさを体感していただき、西予ファンを増やすことを目的としております。期間は来年1月31日までの予定でございます。条件としまして、市内、県内の指定旅行業者に申込み、西予市内に宿泊することとしておりますが、希望に応じて体験プログラムも追加できません。割引額は、自分で好きな宿や体験メニューを選び、自家用車等でめぐって行く場合は、1人8,000円を割引いたします。指定旅行業者においても、1人につき1万5000円を割引いたバスツアーを作成・販売予定でございます。

また、12月24日までの期間で、一般社団法人西予市観光物産協会が取り組む冬の贈物お歳暮フェア半額キャンペーンへの助成の支援を行うことで、市製品のPR、販路拡大とあわせて地域経済の回復につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○4番宇都宮俊文君

今回本当に長い説明ありがとうございました。

この場を借りて市民の皆さんに。これから年末迎えます。コロナに気をつけながら市内でぜひお金を落としていただきたい。みんなが助け合ってやっていくしかないと思います。気をつけてマスクをして飲食は市内でやってもらう。それから、たばこを吸われる方は市内で買ってもらって、どんどん吸ってもらったらいいいと思います。

またこれでどっかから批判されるかもしれませんが、市長も腹を据えていただいて、たばこを吸ってもらう方は吸ってくださいと。その代わりちゃんとしたところで吸って、税金も払ってもらったらいいいのではないかなと思います。長々と、また、ぎりぎりのところでしゃべらせていただきましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時58分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、8番佐藤恒夫君。

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

議席番号8番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、議会規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策について、公立高校について、復興まちづくり計画についての3つの質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

11月末頃から12月に入りまして、寒くなった影響なのか、東京、大阪などの都市部だけでなく、全国的に新型コロナウイルス感染症が広がっております。愛媛県でも松山市を中心に、学校関係、企業、県・市の職員にまで広がってきております。西予市においてもいつ感染者が発生するかわかりません。

そこで、市役所内での新型コロナウイルス感染症対策の取組について伺いをいたします。

これはあくまで仮定であります。例えば、山住部長のいる4階フロアで職員が感染した場合、新型コロナウイルス陽性者が確認をされると職場は休業しなければならないと思います。また、職員が濃厚接触者であった場合、PCR検査が陰性であっても2週間程度は経過観察が必要です。そうすると業務に支障が出ると思いますが、その取組、対応策をお聞きいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは佐藤議員御質問のコロナ対策における業務の継続の考え方等についてお答えさせていただきます。

当市におきましては、職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に備えまして、暫定版ではございますが、西予市業務継続計画、新型コロナウイルス対応としたBCP計画を策定いたしまして、緊急時におきましても市民の生命と健康を守るために必要な行政機能を維持し、市民生活及び経済活動への行政サービスが継続して提供できる業務体制を定めているところでございます。

先ほど議員からもありましたけども、職員に感

染者が出た場合の想定でございますけども、現在この西予市の庁舎、オープンスペースとなっております。そういうことを踏まえまして、その職員が所属する部署と隣接する部署を一つのゾーンとして区分いたしまして、そこに関係する職員を当面自宅待機とすることとしております。その間、保健所の指示によりまして当該ゾーンの消毒を行い、必要に応じまして、別の場所に臨時の業務窓口等を開設するということといたしております。

自宅待機といたしました職員が濃厚接触者でなかった場合は、翌日からは勤務が可能であろうというふうに考えておりますけども、先ほど議員からもありましたけれども、濃厚接触者となった場合は、PCR検査を受けた後、陰性であっても2週間程度の経過観察が必要ということで、原則そのまま自宅待機ということといたしております。この期間長期化すること等によりまして、業務への支障が生じる可能性は当然あるかというふうに考えております。長期間、多数の職員が出勤できないような場合は、他部署等からの応援職員を配置し、当面の対応に当たるということと予定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

保健所の指示により消毒を行い、必要に応じて別の場所で臨時の窓口を開設するなど、行政サービスが継続して提供できる体制をするというふうな回答でございました。

そこでなんですが、一般の民間企業では、いろいろな団体がテレビ会議システムなどを用いて、会議や打合せなどを自宅に居ながら行っているところであります。私も勤めていた頃には、テレビ会議システムを用いて会議や打合せをしておりました。私の場合は、松山と宇和島間でしたが、移動時間を考えると本当にとっても便利だったなと思っております。市役所でも新型コロナウイルス感染症対策の一環として、テレワークを導入してみる考えはあるのかなのか、市役所でのテレワークの取組について伺いをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市におけますテレワークの考えはないかという御質問でございますけれども、このテレワークも含めまして市の業務のICT化はこのコロナ禍におきまして進めているところでございます。

議員からもありましたテレビ会議等につきましても積極的に活用をし、直接集まらなくても、密にならない状態でも十分会議等ができるような体制は現在構築をしているところでございます。

その中で、テレワークでございますけれども、業務継続の手法といたしましては有効と認識をいたしております。他自治体の事例等を参考に不測の事態に備えた勤務体制としてのテレワークの導入については検討を進めたいというふうに考えております。当市におきましては、これまでも災害時や新型コロナウイルスの影響などで自宅待機等が必要になった職員については、業務用のパソコンを貸与し、限られた範囲になるかと思っておりますけれども、自宅においても業務が行えるようにしております。

当市で今考えているテレワークは、これを拡大・拡充した形を想定しているところでございます。ネットワーク環境、また、PC端末など、ハード面につきましては、ある程度整備ができておりますので、テレワークを認める場合の基準及び執務上のルールなどの条件を整備する必要が今後あるだろうというふうに考えております。

今後の感染拡大の状況にもよりますが、感染リスクを回避するため、事務所内で密集、密接を避ける必要もあることから、支所や公民館など、通常の勤務場所以外での、いわゆる分散勤務についても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

業務継続の手法としては、テレワークというのは非常に有効だということで、テレワークの導入についても検討を進めたいというふうな回答でございました。

新型コロナウイルスに感染しないのが一番でございますので、改めて職員の方々、我々市民も、一人ひとりが感染リスクを避ける行動をとり、3密を避け、マスクの着用とか、消毒といった基本的な対策を続け、感染対策を徹底していく必要が

あるんじゃないかなと感じております。

次に、外出自粛の雰囲気の中での孤立を防ぐ取組についてお伺いをいたします。

12月に入り、これからだんだんと寒さが厳しくなっております。健常者でも外出が本当におっくうになり、家にこもりがちになることが多いところでございます。コロナ禍において、健康維持、孤立を防ぐ取組は現在どのような対策を講じているのか。また、ひとり暮らしの方や障がい者の方への孤立を防ぐ取組というのは、健常者以上に強化すべきではないかと思っております。西予市の対策をお聞きいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

外出自粛の雰囲気の中で孤立を防ぎ、健康を保持する取組についてお答えをいたします。

今回のコロナ禍においては、高齢者や基礎疾患のある方が感染しますと重篤化する傾向にあることから、緊急事態宣言解除後の関係事業再開に当たっては、特に高齢者をはじめとする健康教育や地域サロンで徹底した感染予防策を講じ、おおむね通常活動に戻しているところでございます。

6月の市議会定例会にも答弁させていただきましたが、自粛になると外出を控え、家にこもりがちになることで、筋力の低下を招き、要介護状態になることが心配されます。このことから、保健師や栄養士・歯科衛生士等が地域包括支援センターと協力しながら、地域に出向いた機会を利用し、体操指導やバランスのとれた食生活などをお勧めして、加齢からくる心身の虚弱化につながらないようフレイル予防に取り組んでいるところでございます。また、これらが健康保持に有効な手段となるよう自宅でできる元気だせいよ体操のCD、DVDや食生活改善のレシピの配布などを行っております。

今後の感染拡大に備えて、引き続きケーブルテレビや市広報紙、チラシ等を利用した健康予防情報が市民の隅々まで行き届き、意識と実践が結びつくように準備を整えてまいります。

次に、ひとり暮らしの方や障がい者の支援につきましては、自然災害時と同様に、コロナ禍の中では、1人であることの不安や感染した場合の不安は一層大きくなると思われまます。その不安を解

消するための支援は不可欠であると考え、4月16日からの緊急事態宣言下では、解除されるまでの間、ひとり暮らしの方や障がいのある方で見守り等が必要な方に対しましては、民生委員さんが電話やお手紙での見守りや声かけを行っていただきました。

今後におきましても、支援が必要な方に対して、地域を熟知されていらっしゃる民生委員さんをはじめ、社会福祉協議会や介護保険施設等との多職種多機関と連携をしながらワンチームで取り組んでいきたいと考えております。

このように孤立を防ぐ取組は対面が基本と考えておりますが、コロナ禍の状況であることを踏まえて、相手の実情やプライバシーにも配慮し、電話等の活用も含めた対応に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

孤立を防ぐ取組というのは、部長が言われた対面が基本と考えておりますということでございました。私もそのとおりだと思います。

やっぱりしっかり向き合っただけで対面して話をするということは非常に大事じゃないかなと思いますので、その辺りしっかり対応していただきたいなと思います。

現在誰もがコロナ禍で普通の生活とは違った生活を余儀なくされております。生活環境の変化で様々な不安が出てきております。その不安の対応について、心のケアの部分についての取組、産後ケアの取組についてお伺いをいたします。

出産後、女性の約10%の人が産後鬱になると報告をされております。新型コロナウイルス感染症拡大後、国内全体で産後鬱になった人が倍以上に増えている可能性があるという報道もされております。原因として、コロナ禍で里帰り出産がしづらくなったり、両親学級などの集団指導が中止となり、母親へのサポートが減り、鬱の引き金になっていると報告をされております。

西予市としてどのような産後ケア事業をしているのかお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま佐藤議員から西予市の産後ケアの取組についてのお尋ねにお答えをさせていただきたいと思っております。

お尋ねの産後ケアについては、現在本市では、産後ケア事業は実施をしておりませんが、乳児全戸家庭訪問事業によりまして、出産退院後、速やかに産婦、乳児のいる家庭を保健師が訪問し、保健指導や育児に対する不安や悩みの相談、子育て支援に対する情報提供などを行っている現状がございます。また、出産した医療機関で行われております産後2週間健診や1カ月健診において支援が必要と医療機関が判断した母子については、早期対応に努めております。

これらはコロナ禍に特化したものではありませんけれども、感染不安による孤立を防ぐ観点からも、必要な方には訪問等を継続しているところでございます。

先ほど産後鬱等のお話もありましたけれども、確にお互い育児をされている方同士が情報交換することによって、心が安らかになり、また、情報の共有ができるということが減っているのは現状であります。産後ケア事業につきましては、令和3年度、来年から、訪問型産後ケア事業を、地元産科の協力を得て計画しております。このことによりまして、今保健師が行っております事業とあわせて、よりきめ細かい支援ができるよう体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

市長から、現在は産後ケア事業はしてないが、令和3年度から、訪問型産後ケア事業を計画しているとの答弁でございました。

そこで、県内各市町で産後ケアの事業があると思いますが、県内各市の状況を教えていただけたらと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

県内の市町における産後ケアの取組の状況についてお答えをいたします。

産後ケアは、出産後1年未満の母子に対して心

身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる体制を確保したきめ細かな支援を行うものでございます。

事業の対象者は、家族等から十分な家事や育児などの援助が受けられない産婦としており、産後ケア事業は、産婦人科等での宿泊型や通所型、居宅訪問型など形態の違いはありますが、県内では現在15の市町が取り組んでいるところでございます。

ほとんどの事業実施市町は、事業を産婦人科や助産所等に委託しており、助産師による母親への身体的・心理的ケアや保健指導、子育て不安や乳児に関する相談や助言を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

分かる範囲でかまわないのですが、来年、令和3年度からの訪問型産後ケア事業の計画について、説明ができるようであれば説明をお願いしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市における産後ケアの計画についてお答えをいたします。

当市では、来年度、子育て世代包括支援センターの立ち上げを計画しているところでございます。子育てするなら西予を掲げ、これまで妊婦時から乳幼児の発育の各ステージにおいて切れ目のないサポートを行ってきたところでございますが、このセンター立ち上げにより、さらに体制を整えることができると考えております。

産後ケア事業は、このセンターが中心となり、関係課や関係機関と連携して進めていきたいと考えております。

取組といたしましては、助産師の訪問型を検討しておりますが、その内容は、母親の身体的ケア及び保健指導、母親の心理的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談、育児の発育・発達に関する相談及び助言、必要な保健指導及び情報提供などを考えております。産後の心身の不調や育児不安などがある産婦や乳児がこの事業を利用され、助

産師による必要な保健指導や育児に対する指導が母子とその家族の健やかな育児につながるよう支援体制を整えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

子育て世代の包括支援センターの立ち上げをし、訪問型産後ケア事業の計画で、切れ目のないサポート体制ができることに期待をしております。どうかよろしく願いをいたします。

次に、国の給付する特別定額給付金の対象基準について質問させていただきます。

6月の議会においては、厚生常任委員会のほうから定額給付金の対象外となった新生児への支援の要望書を提出いたしました。

その回答は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける過程において重要な施策ではあるが、給付支援は見送るとの回答でありました。

現在、他市の状況を見ると、県内6市3町が独自の制度を立ち上げて給付支援を行っております。子育てするなら西予を掲げている西予市では、どのような施策を考えているのかをお伺いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

国の給付する特別定額給付金の対象外となった新生児への支援等についてお答えをいたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症が感染拡大している現状や影響を勘案いたしまして、西予市独自の子育て支援といたしまして、本議会において、子育て応援臨時特別給付金給付事業とひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の2事業を補正予算として上程しております。

1つ目の子育て応援臨時特別給付金給付事業は、国の特別定額給付金の対象外となりました令和2年4月28日以降に生まれた新生児に対し、1人当たり5万円を支給し、子育て世帯への経済的支援を行うものでございます。

2つ目のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業は、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を対象として、1世帯5万円を支給し、子育てに必要な生活費の負担増を抱えるひとり親への経済的支

援を行うものでございます。なお、これらの事業の財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

今定例会で、補正事業として上程をされていることはわかっておりますが、ここで見ると給付額というのは、先ほども説明がありましたように、乳児1人5万円となっております。この減額の理由というのはどういったことでしょうか。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

子育て応援臨時特別給付金給付事業の給付金を5万円とした理由についてお答えをいたします。

この事業の実施に当たりましては、当初は新生児1人当たり10万円を給付することも考えておりましたが、検討を進める中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代とあわせて、全国的にも憂慮されておりますひとり親世帯の負担を軽減するため、経済的に応援することも重要であると考えまして、それぞれに5万円の支給とさせていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

各市町村いろいろな対応をされているようでございます。県下の状況について説明をお願いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

県下の実施状況についてお答えをいたします。

国の特別定額給付金の対象外となった令和2年4月28日以降の新生児への支援状況につきましては、現在、当市で把握しておりますのは、先ほど議員からもありましたように6市3町であり、5万円から10万円の現金給付や商品券配付など、給付方法は様々でございます。

また、ひとり親世帯への支援状況につきましては、現在把握しておりますのは3市3町で3万円

から5万円を現金で給付するとお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

各市町というのが、新型コロナウイルスの影響が長期化しておりまして、1日違いで対象外になった子育て家庭にも支援が必要ということでされておるわけなんです。松山とか、久万高原、上島町あたりが10万円を給付されているようでございます。子育てするなら西予を掲げている西予市ですので、10万円の給付を私も望んでおりましたが、今部長の答弁でもありましたように、ひとり親世帯への給付がありますので、限られた給付金の中から給付をしていただいたということで理解をしておきたいと思っております。

次に、各高校の魅力化についてお伺いをいたします。

6月議会において、信宮議員が高校の魅力化について一般質問をされました。その際にも、平成29年度から3校合同プロジェクトとして、西予市と連携して、地域活性化と各校の魅力化を目的に活動していると答弁をされました。

そのことについて、今回は具体的にどのような活動を西予市として進めているのかをお伺いいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

3校合同プロジェクトにつきましては、西予市内の3つの高校が市内各地域の協力及び支援を仰ぎ、3校のコラボ活動と3校のオリジナル活動の2つの柱で、地域活性化と各校の魅力化を目的とし、平成30年度からの2カ年の計画で実施された事業で、令和元年度に終了しているものと承知しております。この事業の中で、西予市との連携強化事業といたしまして、公営塾の開設について要望をいただいたところです。

こうした動きを受け、市では、今年度から高校魅力化事業に取り組み、市内にある3つの高校を、学校・地域・行政が連携し、地域の子どもが通いたい学校づくりに着手し始めました。

高校魅力化事業の一つといたしまして、市が運

営する公営塾を三瓶分校に設置、令和2年7月から開塾し、塾生の学習支援などを実施して、魅力向上に努めております。また、三瓶地域では、住民有志による三瓶分校魅力化プロジェクトも発足しておりまして、学校・地域・行政と連携した特別授業を開催され、特色のある取組により、各マスコミに取上げられるなど、三瓶分校のPRとなっているものと承知をしております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

市で運営する公営塾、また、三瓶地域では、住民有志で三瓶分校魅力化プロジェクトも発足をしたということでもございました。学校・地域・行政が連携した取組を今後も続けていただきたいと思っております。

次に、各高校への入学者を増やす対策についてお伺いをいたします。

今年、西予市内の高校に入学した生徒というのは、宇和高校普通科定員が80人に対して43人、生物工学科定員40人に対して22人、野村高校普通科の定員というのが80人に対して38人、畜産課が定員40人に対して19人、三瓶分校は定員40人に対して6人の合計128人が西予市内の学校に入っております。三瓶分校は、令和3年、令和4年の入学生徒が31人以上いないと令和5年4月には募集停止となります。これは非常に深刻な問題であります。

私は、市内の中学生が地元高校を希望しないのであれば、市外、県内外からの募集をすべきではないかと思っております。全国規模で募集をすべきではないでしょうか。そのためには、何らかの専門性のある学科、特色のある高校でなければいけないと思っております。農業、かんきつ、酪農、スポーツなどの専門分野の学科の創設などを行い、地域の特徴を生かせる高校をつくり、全国募集をしたら、入学者を増やせれるのではないかと思っております。

市外から受け入れるとなると学生寮というのは欠かせない条件になります。現在、学生寮があるのは野村高校のみです。野村高校の寮には5名が入居をしているようでございます。その他に、下宿が3カ所ありますので、そこに6人の生徒が入

られているようであります。県外からは3名の子が来てくれると聞いております。宇和高校と三瓶分校には学生寮はありません。三瓶分校には現在、市外からの生徒がいないので下宿をしている生徒もおりません。宇和高校では26名が市外から入学をしてくれております。1年生が7名、2年生12名、3年生が7名、下宿されてる生徒は2名、これは広島から来ている生徒だそうです。また家族で転居をして入学した生徒もいるようでございます。松山からも学生寮や下宿があれば、宇和高校で部活動をしたいと言ってくれる生徒がいるようでございます。学生寮や下宿先がないために断念をしている状態であります。

西予市の宇和高校で学びたい、部活動をしたいと言ってくれるのに、受入れができないのは非常に残念なことだと思います。このことから、生徒を受け入れる寮の体制を整えるべきではないかと思っております。高校に学生寮を創設し、県内外から募集を真剣に考える時期に来ているのではないかと思います。早急に受入れ体制を整えるべきだと思いますが、西予市として、市内の高校を存続させるための対策は考えられているのかお聞きいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

野村高校におきましては平成30年度から、三瓶分校につきましては令和元年度から全国募集を行っておられると承知をしております。

市といたしましては、今年度から両校に対し、全国の中学生やその保護者を対象に説明会等の活動を行っております地域みらい留学の取組に参画をいたしまして、全国からの入学者確保に向けて積極的に活動を行っていただけるよう支援を行っているところでございます。

宇和高校につきましては、入学者の全国募集を行ってはいないものと承知をしておりますが、毎年入学者が定員に満たないような状況が続いているものと承知しておりますので、できるだけ早い段階で高校魅力化に取り組んでまいりたいという必要があると感じております。

そのため、高校魅力化に関する取組につきましては、野村高校、宇和高校につきましても、関係者の皆様の御協力を得ながら進めていく予定とし

ております。ただ、御指摘のとおり、野村高校以外に寮や寄宿舎は整備されておられません。なお、三瓶分校では地域の協力を得て下宿先を確保する努力をされておまして、県外からの問合せに対応できる体制づくりに努めていただいております。

寮や寄宿舎の建設につきましては、様々な整備も必要となっておりますので、現状では、寮などの新設要望を市としては行っておりませんが、今後の愛媛県教育委員会が設置しております愛媛県立学校振興計画検討委員会の動向も注視させていただきまして、必要な要望を行っていくということも検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市といたしましては、高校・地域住民・行政が一体となって、市内3校の高校魅力化に関する取組を充実させ、市内の中学生はもとより、市外の中学生にも行きたい、学びたいと思える学校づくりを目指していきたくと考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

愛媛県立学校振興計画検討委員会の動向を見ながら、必要な要望を行っていくというふうなことの回答でありました。検討委員会というのは多分令和5年からだったと思います。三瓶分校は、令和3年、令和4年の入学生徒が定員に満たないと令和5年4月には募集停止となるわけです。余り時間がないわけです。

西予市の方向性を明確にして、地域の方々とともに、市内の高校が存続するために早急に対応することを要望いたします。

次に、復興まちづくり計画と災害復旧工事の進捗状況についてお伺いをいたします。

平成30年の豪雨災害により、河川の氾濫や土砂災害が発生し、尊い命が奪い去られて2年5カ月が経過をいたしました。西予市では、復旧・復興の現実に向けて、市民と行政が共通認識を持ってまちづくりに取り組むために、復興まちづくり計画を策定しております。復興まちづくり計画の計画期間は、平成31年から平成36年の6年間とされております。短期計画期間の平成33年度末には、本計画を評価、検証し、必要に応じて計画の見直

しを行うとなっておりますが、現在の全体計画の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市復興まちづくり計画における復興事業の進捗について御質問をいただきました。

この12月で災害発生から2年5カ月が経過したところでございますが、多くの方々の御協力によりまして、着実に復旧・復興が進んでいることに感謝を申し上げたいと思います。特に令和2年度においては、乙亥会館や野村保育所、せいよ東学校給食センターなど、多くの施設が次々と竣工となり、まちの風景や暮らしも変わりつつあります。また、長期にわたり避難指示を継続しておりました明間四道地区においては、この11月27日に避難指示解除となり、日常の暮らしが戻りつつあります。これからさらに、野村町において、災害公営住宅等の完成が後押しとなり、被災者の皆様におかれましても、復旧・復興が目に見えて進んでいることを実感されるのではないかと考えております。

その上で、災害復旧事業の進捗でございますが、四半期ごとの取りまとめを行っておりまして、11月末時点の全体的な説明をはじめにさせていただきますと思います。

まず公共施設における進捗状況につきましては、計44施設ございますが、事業数で言いますと189事業となります。その内183事業を発注しておりまして、発注率は96.8%となります。また、発注済事業の進捗率については99.7%となっております。

続きまして、市道・林道・河川・農地等における災害復旧事業ですが、総事業数507事業の内、413事業を発注しておりまして、発注率は75.4%となっており、発注済事業の進捗率は70.5%という状況でございます。事業者の皆様におかれましては、手持ちの事業が多い中、御協力をいただきまして、そのおかげで多くの事業に着手することができてございます。

今後も引き続き、復興まちづくり計画に基づき、計画期間内の事業完了に努めてまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

災害復旧工事及び関連工事の進捗についてお伺いをしたいと思います。

これも昨年12月議会で、二宮議員が災害復旧工事の見通しについて質問をされました。そのときには、昨年11月末での対象となる250万円以上の工事の全体計画数は505件で、265件が発注済みということでございました。工事の発注率52%で、残り240件は、農業分野での農地や農道、水路などが発注段階になると答弁をされておりました。

そこで、1年経過した現状をお聞きいたします。農地、農道、林道、水路工事等の発注状況と完成率、今後の見通しについてお願いをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

平成30年7月豪雨災害におきまして、農地・農業用施設では283件中224件の契約を締結しております。発注率は79%でございます。その内103件が完成しており完成率は38%でございます。

次に、林道災害の復旧工事の進捗状況につきましては、災害件数60件の内、59件の契約を締結しており、発注率は98%となっております。その内45件が完成し、完成率は75%の状況です。

今後の見通しにつきましては、残りの工事の発注を進め、早期完成を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

農地・農業用施設というのが、ちょっと私早口で、酒井部長の数字が聞き取れなかったのですが、発注率は79%、完成率は38%だったということだったんですが、この工事の発注をすれば仕事は終了と考えるのか、工事が完成して終了と考えるのかで、復旧しているかの見方も変わってくると思います。例えば、もう発注したから、後は業者さんがやるから市としては関係ないよと思うか、しっかり完成をして、完成したのよというふ

うなことで見るのかでの違いが出てくると思います。産業部としては、どちらを重視しているかというのをお聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

もちろん工事が完成して終了ということで職員みんな頑張っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

発注をしたら後はもう業者がするからというふうな解釈ではないということをお聞きをして、ちょっと安心をしたところでありました。農地の場合というのは、河川工事が進まないといふ発注ができないとかというふうなところがあるんじゃないかと思えます。非常に難しいのではないかと思えますが、例えば、農地と河川のセットで発注をするとかという形で調整をするとかというふうな建設部との調整というのはできているのかどうかをお聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

河川の工事につきましては、業者様ももう本当に難しい工事が多くて苦心しておられるところだと思います。我々もその辺を察知いたしておりますし、農地と河川をセットで発注をしたらどうかということで今3本ほど協議をしているところでございます。もう少し建設部のほうと詰めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

次に、市道・河川工事について、災害発生から2年5カ月ほど経過をした現在の工事の発注状況と完成率、今後の見通しをお願いいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

私から、市道及び市管理河川の国庫補助対象事業の災害復旧工事の進捗状況と今後の見通しにつ

いてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨災害では、道路災害89件、河川災害24件、橋梁2件の合計115件の内、11月末現在、道路83件、河川9件の合計92件を発注しております。発注率は80%でございます。その内完成しているのは、道路63件、河川3件の66件、完成率として57.4%となっております。

今後の見通しにつきましては、現在受注していただいている工事の進捗、完成状況等を把握し、随時発注を進めてまいります。市内業者の手持ち工事量は依然として多い状況でありますので、市外、南予地域の土木工事業者への発注も予定し、災害復旧工事の早期完成を目指して取り組んでまいりますので御理解と御協力をよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○8番佐藤恒夫君

市道・河川工事についても115件の工事に対して92件の発注をして、80%の発注率で、完成率は57.4%とのことでございました。

西予市内の建設業者の方に状況等聞くと、非常に手持ち工事が多く難しいというふうな声をよく聞いておりましたので、先ほど建設部長の答弁がありましたように、南予地域の市外業者への工事発注も予定をしているということで、災害復旧工事の早期完了を目指すとの答弁でございました。

答弁のとおり、早期の完成を目指していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

管家市長。

○管家市長

先ほど佐藤議員の質問の産後ケアのことについて、私答弁をいたしました。その中で、令和3年度から訪問型産後ケア事業を「地元産科の協力を得て実施する計画をしておる」という答弁をいたしました。これは「地元婦人科の協力を得て」の間違いでございました。訂正をしておわび申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時05分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時20分）

次に、2番宇都宮久見子君。

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

議席番号2番宇都宮久見子です。

議長より発言の許可を得ましたので質問いたします。本日最後の質問者となりますがよろしくお願いたします。

今回の質問は、ふるさと納税について、行政諸手続におけるキャッシュレス化についての2点を質問いたします。

まず、全世界において猛威を振るっている新型コロナウイルスですが、しばらく鎮静していた愛媛県でも毎日のように感染者の報告が行われております。2波、3波への対応も踏まえ、本年第2回定例会におきまして一般質問させていただきましたので、今回の質問は差し控えますが、今後、今まで以上に西予市内でもたくさんの経済的打撃は免れません。

先ほど宇都宮俊文議員の質問に対し、酒井産業部長の答弁で、市内経済対策など伺いましたが、今年は忘年会をしないとか旅行のキャンセルが相次いでいるとか、帰省する人が少ないとよく耳にします。命を守ることが第一なのはもちろんでありますが、西予市民の生活を守り、経済のほうでの施策が今後ますます進められるようお願い申し上げます。

それでは質問に移ります。

まず、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税の制度は、平成20年4月より、現在の菅総理大臣が総務大臣時代の肝煎り施策として運用が開始されました。西予市においても、同じく平成20年度より運行を開始しておりますが、まず初めに、ふるさと納税の仕組みについて改めてお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ふるさと納税の仕組みについて御説明いたします。

現在の多くの地方自治体では、その地で生まれ、その地のサービスを受けて育った住民が、進学や就職を機に都市部に転居をいたしまして、そ

の転居先の都市部で納税を行っているような状況となっております。その結果、都市部の自治体は税収を得ることができますが、その人が生まれ育った故郷の自治体では、その税収が見込めません。

そこで、都市部に住んでいても、自分を育ててくれた故郷に幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかという議論が生まれ、平成20年4月にふるさと納税の制度が誕生いたしました。

ふるさと納税は納税という言葉が使われていますが、実際には、市町村への寄附という扱いになります。それら寄附金額は確定申告を行うことにより、居住している自治体へ納める税金等から控除することが可能です。ふるさと納税を通した寄附金は、その人の所得に合わせて設けられた限度額内で寄附額から2,000円を除いた額が控除されることとなります。

ふるさと納税をする方は、全国どの自治体でもふるさと納税を行うことができます。生まれ育った自治体だけでなく、今までに旅行や仕事で訪れた自治体やお世話になった自治体、また昨今では、自治体の返礼品を目的として寄附をする人が増えていると承知をしております。返礼品は寄附額の30%を限度といたしまして、あくまでも寄附に対する御礼として送付することができます。

なお、ふるさと納税の制度上、住民票がある自治体へのふるさと納税は制度的には可能でございますが、その場合は返礼品を受け取ることができないような制度となっております。

寄附をする側の立場で、改めて流れを御説明させていただきますと、まず、寄附する自治体と返礼品を選びます。その上で、ふるさと納税、寄附をいたします。御礼の品、寄附金の受領証明書が届きまして、それをもとに確定申告を行うと居住自治体の税額が控除される、こういうような仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

地方の自治体に対し、大変有意義な制度ということがわかりました。

では次に、西予市における過去3年間のふるさ

と納税の件数及び金額をお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

過去3年間のふるさと納税の寄附件数と寄附金額について御説明いたします。

平成29年度ですが、寄附件数4,917件、寄附金額7920万8100円。平成30年度ですが、寄附件数1万1969件、寄附金額2億2529万9405円。令和元年度ですが、寄附件数1万3602件、寄附金額2億5384万7000円となっております。寄附件数、寄附金額ともに年々増加傾向にあります。平成30年7月豪雨災害の際には、ふるさと納税を通じて、全国から多くの寄附や応援をいただきました。

なお、令和元年度実績で、愛媛県内20市町の中で、西予市ふるさと納税の寄附件数と寄附金額は、件数では5番目、寄附金額では6番目となっております。ふるさと納税を通じて、西予市の認知度も高まってきていると感じているところでございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

平成30年7月豪雨災害の際には、全国から多くの寄附や応援をいただいたということで、大変ありがたく思います。

寄附が増えているということは理解しましたが、西予市では、寄附されたふるさと納税をどのような用途で使用しているのか、ふるさと納税の使い道についてお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ふるさと納税の使い道につきましては、大きく8つのカテゴリーを設けておりまして、1つ目にしごとづくり、2つ目にひとづくり、3つ目にまちづくり、4つ目に行財政、5つ目にまちの応援、6つ目に市長におまかせ、7つ目に西予市の高校魅力化事業、最後に平成30年7月豪雨災害、の8つのカテゴリーから選択することができます。寄附者は、これらの内から、自らの寄附金の用途を選んでいただいております。各使い道につきまして、もう少しお時間をいただいて詳しく御

説明させていただきます。

1つ目のしごとづくりにつきましては、産業創出、観光振興、農林水産業支援などの分野になります。例えば、西予市の75%を占める森林の環境整備及び林業振興を図ることを目的といたしまして、木育推進事業、こういった事業などがございます。

2つ目のひとづくりにつきましては、生涯学習、子育て支援、医療福祉などの分野になります。例えば、少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てる環境の整備を図る子育て応援券交付事業などがございます。

3つ目のまちづくりにつきましては、住民活動の活性化、防災減災、インフラ整備などの分野になります。例えば、災害が起きた際、被災者の健康状態の確保及び避難所等での円滑な活動の実施を図ることを目的とした救援物資を備蓄する災害用備蓄物資整備事業などがございます。

4つ目の行財政につきましては、公共施設管理、財政運営健全化の分野になります。主な事業といたしましては、公共施設等総合管理計画に沿って、学校施設等の跡地利用や既存施設の集約化、複合化、解体計画の策定等により、維持管理費の縮減を図る公共施設等総合管理推進事業などがございます。

5つ目のまちの応援につきましては、寄附する際に旧町単位でまちを選択いただきまして、乙亥大相撲や宇和れんげまつりなど、各町のイベント事業に充当しております。

6つ目の市長におまかせにつきましては、西予市を魅力あるまちにするための事業に充当しております。例えば、地域農業の中心的な認定農業者等を対象として、農業用機械・施設を導入する場合に経費の一部を助成し、農業経営を支援することで、地域農業の担い手の確保及び育成を図る担い手育成支援事業などがございます。

7つ目につきましては、市内高校の魅力化を図り、生徒数の確保に努める西予市高校魅力化事業に充当しております。

最後、平成30年7月豪雨災害につきましては、災害に対する復興事業に広く充当させていただいております。

長くなりましたが以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

詳しく御説明いただきありがとうございます。

しごとづくり、ひとづくり、まちづくりなど8つのカテゴリーから選択することができるとの答弁でしたが、寄附者の動向は、今説明いただいたカテゴリーに対しどのくらいの割合なのかお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和元年度の件数ベースでの実績をもとに報告させていただきますと、1つ目のしごとづくりに19.6%、2つ目のひとづくりに26.1%、3つ目のまちづくりに10.3%、4つ目の行財政に1%、5つ目のまちの応援に4.8%、6つ目の市長におまかせに36.3%、7つ目の西予市高校魅力化事業に1.3%、最後の平成30年7月豪雨災害に0.6%となっております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

市長におまかせが36.3%と一番であるようですので、先ほど説明いただきました魅力あるまちにするということがますますこれからそういう部分に使っていただけることを期待しております。

次に、見込みで結構ですので、本年度のふるさと納税の寄附件数、金額の目標についてお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

本年度の件数及び見込額について御説明いたします。

11月30日時点でございますけれども、寄附件数は約8,700件、寄附金額約1億2720万円となっております。現在精査中でございます。昨年度の同じ時期と比較をした場合、寄附件数は153%、寄附金額は118%の増となっております。

こちらのデータをもとに単純に試算をいたしますと、今年度は、寄附件数約2万1000件、寄附金額約3億500万円となりますが、今年度は新型コロナ

ナウイルスの影響もあり、全国、特に都市部の方々の収入が大幅に減少している傾向にもございますので、こうした単純な伸びをこの先示すのかというところ少し読めない部分がございます、国全体のふるさと納税額も減少するというような考えもあります。実際には、寄附件数約1万8000件、寄附金額約2億8000万円、こういったところになるのではと見込んでございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

では、来年度以降の目標と今後の取組についてお尋ねします。

○議長

管家市長。

○管家市長

来年度以降の目標と今後の取組について御説明を申し上げます。

来年の令和3年度の目標でございますが、金額の目標は、寄附件数2万件、そして、寄附金額を3億円としております。これを達成するためには、都市部に向けた広報PRの実施や魅力ある返礼品のさらなる充実に努める必要があると考えております。都市部に向けた広報PRにつきましては、本年度実証的に行い、ある程度の効果が見込めたふるさと納税の各ポータルサイト内の広告や寄附者との直接的な交流を行うために都市部で開催されますPRイベントへの参加などを検討しております。

また、返礼品の充実については、当市の返礼品として人気のあるものを中心として、さらなる種類の充実や参画事業者の獲得、また、西予市ならではの魅力ある返礼品の開発などを検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今ほど市長から返礼品のさらなる充実をと答弁いただきました。

次に、返礼品について掘り下げて質問させていただきます。

全国の自治体において特色のある様々な返礼品

がありますが、西予市の返礼品の現状についてお尋ねします。

まず、返礼品登録数、登録事業者数をお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

返礼品の登録数と登録事業者数についてお答えいたします。

現在、返礼品登録数は383件、登録事業者数は81社となっております。返礼品の中には1年を通して選んでいただけるものもありますが、果樹やかんきつなど、その季節にしか味わえないものもございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

現在登録者数81社と伺いましたが、今後ふるさと納税返礼品登録事業者として参加したい事業者のためにも、改めて返礼品として登録する手続の方法と申請するに当たり要件などがあればお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

返礼品の登録方法について御説明いたします。

返礼品の登録方法につきましては、要綱に基づきまして、事業者や生産者より、西予市ふるさと納税返礼品参加申請書とそれぞれの返礼品の企画書等を提出いただき、事務局で内容について精査した後、選定委員会で審査をした上で決定しております。

なお、ふるさと納税の返礼品として認定されるためには、西予市内の事業者、生産者であることや西予市の地場産品、またはそれを使った加工品であるなどの一定の要件がございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今後はさらに事業者にわかりやすく伝えることに工夫していただき、海から山までであるこの広い西予市内のすばらしさを伝えられるような商品が

増えるよう努めていただければと思います。

次に、今ほど説明のありました数多くの返礼品の中でどういったものが人気の返礼品になっているのかお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

昨年度の金額ベースでの実績をもとに報告させていただきます。

人気のある西予市の返礼品のカテゴリーといたしまして、1番目にかんきつやかんきつ製品、2番目に精肉や精肉加工品、3番目に水産物や水産加工品、4番目に真珠製品、5番目にお米となっております。1番人気のあるかんきつ類だけで全体の寄附金額の約60%以上を占めていることから、やはり愛媛＝ミカンのイメージが根強いということがわかります。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

私自身も、市外の方へ自慢できるものがたくさんカテゴリーの中に入っていてうれしく思いますが、西予市へふるさと納税された方の感想や評価は集計されておられますか、お尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ふるさと納税をされる際に御意見やメッセージをいただくことがございまして、システム上にて集計をいたしております。

また、ふるさと納税の各ポータルサイトには、返礼品ごとの評価・レビュー機能がございまして、寄附をした方からの返礼品に関するコメントが公開されております。事務局といたしましてはどのサイトでもおおむね好意的なコメントをいただいているというふうに評価しております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

好評ということで大変うれしく思いますが、ふるさと納税をされる方には、様々なことをきっかけで西予市を選んでいただいていると思うのです

が、一度寄附をしていただいた方の中には、どの程度続けて西予市を選んでいただいているのか、いわゆるリピーター率は分析されておられますか。

また、リピーターは重要だと思いますが、リピーターの獲得に向けどのようなことをされているのかお伺いします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市に対して2回以上ふるさと納税をされている方、こちらをいわゆるリピーターといたしまして、それを集計いたしましたところ、これまで全体の約13%に上る方に寄附をいただいているところでございます。中には毎年されている方もいらっしゃいます。同じ年にふるさと納税を複数回されるといような方も年々増えております。この傾向だけを見れば、今後もリピーターは増えていくということが予想されます。

リピーターの確保に対しましては、ふるさと納税をされる際に、メールアドレスを登録された方に対して、月1程度でメールマガジンを発行しております。

また、今年度は新型コロナウイルスの影響で開催されませんでした。都市部で開催されるふるさと納税PRイベントにも参加いたしまして、実際に寄附者と交流を行っております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

ぜひ引き続きリピーターの確保の努力をお願いいたします。

返礼品に戻りますが、返礼品は、先ほどの答弁の中で、様々な要件を満たし審査を経て登録されると伺いました。

登録された後も再審査などの品質チェック等重要だと思いますが、登録品の再審査などはどれぐらいの周期でどのような方法で行われているのかお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

返礼品の再審査につきましては、一度登録され

た返礼品について再審査等は現在行っておりません。内容量やデザインなど、返礼品の規格が変わる場合は再度確認を行っております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

現在再審査を行っていないとのことですが、返礼品の品質や要件の確認は必要だと思えます。先ほどの質問の返礼品を受け取った方の感想や評価を登録事業者へ伝えたり、数年に1回の再審査やチェックがあるということは、品質向上や事業者努力、ひいては、返礼品を受け取る側の満足度にも関係してくることだと思えますので、今後御検討いただければと思います。

次に、西予市の返礼品には、特産物や西予市自慢のおいしいものや商品がたくさんあることは理解しましたが、冒頭にも申し上げましたとおり、新型コロナウイルスが猛威を振るっており、それがいつまで続くかわからない不安の中、疲弊している事業者、例えば旅行業、宿泊業、飲食業の方々のためにも、一例ではありますが、誘客型や体験型のプランや飲食券や宿泊券などを返礼品に登録し、事業者支援や地域の活性化に役立てることができないかお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

誘客・体験型のプランにつきましては、現在は朝霧湖マラソンへの参加出場権を返礼品にするなどの試みを行っております。その他にも、西予市に実際に来ていただけるような魅力的な誘客・体験型の返礼品の開発について、市内事業者等と一緒に検討していきたいと考えております。

各店舗が対応可能な場合は、市内の宿泊施設や飲食店のチケットをふるさと納税返礼品として活用することは可能です。しかしながら、店舗ごとでふるさと納税返礼品としてチケットを作成すると、事業者側の事務について大変煩雑になるというようなことも予想されますし、利用者側にもあまりメリットが感じられないと思えます。ついては、何らかの中間事業者等が各飲食や宿泊業者の間に入って、地域共通のチケットを発行してもらい、こういうようなことができれば、事業者側に

も利用者側にもメリットが大きいと考えてございまして、こうしたアイデアの実現が可能か、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今ほど、中間事業者に間に入ってもらおうということでしたが、商工会や観光物産協会が中間事業者になることは可能なのかお伺いします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

可能でございますし、そのような団体が間に入っただけなのであれば大変ありがたく考えてございます。今後事業を広めていく中で、各団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

可能であるということでしたので、これからぜひ連携して進めていただければと思います。

これからもふるさと西予市のために少しでも恩返しをしたい、役に立ちたいと思っていただいている納税者の方々に対し、がっかりさせない、胸を張って西予市へふるさと納税してくださいと言えるような市でいられるよう、日々市民、行政、議会が一丸となることを期待します。

次に、企業版ふるさと納税についてです。

同じく、企業版ふるさと納税の仕組みについてお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

企業版ふるさと納税の仕組みについて御説明いたします。

企業版ふるさと納税は、個人版のふるさと納税とは異なりまして、国が認定した自治体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人税から税額を控除する仕組みであり、平成28年度に創設されました。自治体にとっては、財源が確保されることで事業を実施することが可

能になり、企業にとっては、企業版ふるさと納税による税負担が軽減されるとともに、地方創生に取り組む自治体を応援することでイメージアップを図ることができます。

令和2年度より地方創生のさらなる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを高める観点から制度が見直されました。これにより、それまで最大約6割の税金控除額から最大約9割の税金控除が可能になり、企業にとって使いやすい仕組みとなりました。

企業版ふるさと納税の実施においては、地方版総合戦略を策定、地方版総合戦略をもとに地域再生計画を作成し、国の認定を受ける必要があります。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

過去3年間の件数及び金額についてお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

過去3年間の企業版ふるさと納税の寄附件数と寄附金額について御説明いたします。

平成29年度は、寄附件数1件、寄附金額200万円。平成30年度は、寄附件数、寄附金額ともにゼロ件ゼロ円です。令和元年度は、寄附件数1件、寄附金額91万8030円となっております。

以上でございます。

○下澤政策企画部長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

個人版ふるさと納税と異なるということでしたが、企業版ふるさと納税の使い道についてもお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

企業版ふるさと納税の使い道について御説明いたします。

西予市では、令和2年度より西予市まち・ひと・しごと創生推進計画が地域再生計画として認定をされております。そちらの計画につきまして

は、第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに作成しておりまして、要すれば、企業版ふるさと納税の使い道は、総合戦略の事業に基づき幅広く寄附企業に選択いただくことができるというようになっております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

本年度の件数と見込額はどれくらいですか。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

本年度の件数及び見込額につきましては、現在、本年度の受入れ数は寄附件数1件、寄附金額300万円となっております。今までのトレンドもあって、また今年新型コロナウイルスの影響もあって、この後なかなか十分に都心部とかそういったところに周知ができていないというような状況も見込みますと、この見込み件数額についても、この1件のみなのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

来年度以降の目標と今後の取組についてお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

来年度以降の目標と今後の取組について御説明いたします。

来年度以降の目標といたしましては、寄附件数を2件、寄附金額500万円以上を目標としたいと考えております。

今後の取組といたしましては、令和2年度の大規模な制度改正により、ふるさと納税の各民間ポータルサイト等が企業版ふるさと納税の周知に力を入れ始めておりまして、企業が支援したいと思う事業の周知とマッチングが必要でございますので、この民間ポータルサイト等のページに掲載することや民間ポータルサイト主催のマッチングセミナーに参加することで、都市部企業との関り、

こうした機会を多く持ち、企業版ふるさと納税の周知に一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

企業が支援したいと思う事業の周知とマッチングに努めていただければと思います。

次に、個人版ふるさと納税についても、企業版ふるさと納税についても、西予市側からのアピールや依頼も必要だと思いますが、例えば、西予市にゆかりのある団体やふるさと会などに対するPRはされておられますか。お伺いいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

各高校の同窓会や各地域のふるさと会が都心部で開催される場合につきましては、毎年ふるさと納税のチラシ等を送付しPRを行っております。しかしながら、今年度は新型コロナウイルスの影響で、同窓会、ふるさと会が中止になりましたのでPRを行うことができておりません。来年度以降開催される場合は、職員のほうが参加をいたしまして、チラシとあわせて実際にPRを行うことを考えております。

また、この場をお借りしまして、各議員の皆様におかれましても、都市部企業とのつながりが多くあるのではないかと思いますので、ぜひとも企業版ふるさと納税の周知に御協力いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今後もしっかりPRしていただくとともに、そういう会に入っていないなくても、西予市にゆかりのある方たちへもPRをお願いします。

私は、将来的に今より2倍、3倍の寄附数や寄附額になってほしいと思っております。地方自治体に対し、大変有意義な制度であるとともに、ふるさと納税は西予市に対し直接生産性があると考えますので、西予市のふるさと納税の在り方や現在の人員体制で十分なのか、専用窓口は必要なのかなど、例えばふるさと納税係をつくるなど、

十分な人員配置の上、今後の可能性を求めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、行政諸手続におけるキャッシュレス化についてお尋ねいたします。

この質問は、平成30年第4回定例会において一般質問させていただきました。

まず、現状と平成30年からの進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

行政諸手続におけるキャッシュレス化についての御質問がございました。

こちら国においては、国内のキャッシュレス比率を2025年までに40%、将来的には世界最高水準の80%にまで引き上げることを目標といたしましたキャッシュレスビジョンを平成30年4月に策定し、積極的にキャッシュレス化を推し進めようとしております。昨年10月の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策といたしまして、キャッシュレス手段を使ったポイント還元事業などを行い、キャッシュレス化をさらに進めてまいりました結果、多数のキャッシュレスサービスが登場し、コンビニをはじめ、様々な店舗でも利用できるようになってきており、身近な店舗でも徐々に浸透しております。

また、新型コロナウイルス感染症に関しましては、紙幣がコロナウイルスを拡散している可能性があるとの報告もあり、キャッシュレス化は、感染症の拡大阻止にも効果的であるというような報告もございます。

このような中、本市では、新型コロナウイルス感染症の対策として、新生活様式対応行政サービス構築事業の一つとして、キャッシュレス化を進める計画としております。具体的には、市税を基本として、バーコード決済、クレジットカードによる納付を可能とすることで、家にいながらも納付が可能となり、利便性の向上、期限内納付率の向上に加え、接触機会の削減につながるものと考えております。

また、市税だけでなく、諸証明発行手数料など窓口で支払う手数料についても、バーコード決済に対応することを計画しており、支払い時の待ち

時間の短縮化、現金管理業務の削減、接触機会の削減につなげ、市民サービスの向上につなげる計画としております。このキャッシュレス化につきましては、来年度中に導入する計画で関係部署と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

前回市が所管している観光や文化施設などのキャッシュレス化についても質問させていただきました。その際に、前向きに研究、検討していきたいと答弁いただいております。

そのことに関しては答弁がありませんでしたので改めてお伺いいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現段階では、税や諸証明の発行手数料など窓口で支払う手数料についてのキャッシュレス化を優先的に進めることを計画しておりまして、御指摘の施設等につきましては、引き続いての検討課題と考えております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

まずは窓口業務からということで、来年度から市税、諸証明発行手数料などについてもキャッシュレス化を導入していただくということで、このコロナ禍の中でもありますので、一刻も早く実現できるようにお願い申し上げます。

これから、キャッシュレス化の導入後、さらなる市民サービスの向上とスムーズな業務が行われることを期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月4日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

第 3 日

12 月 4 日 (金曜日)

令和2年第4回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年12月 4日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 開 議 | 令和2年12月 4日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| 1. 散 会 | 令和2年12月 4日 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| | 午後 0時10分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1. 出 席 議 員 | | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 1 番 | 和 氣 敦 男 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 | | |
| 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○副議長

おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○副議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、10番竹崎幸仁君。

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

おはようございます。

議席番号10番竹崎幸仁です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書及び会議規則、申し合わせ事項に従って、一問一答により4点の質問を行います。

1つ目の質問です。

平成25年2月16日の愛媛新聞の経済欄に掲載された本当に小さな記事からでしたが、この産廃問題はスタートしました。当時、三瓶地区の地域審議員であった私の質問から地域全体に広がっていったこと、それもやがて8年になろうとしています。今も鮮明に記憶しています。先日の議会初日の報告でほぼ解決したと知らされ、安堵してるところですが、まず、現存する旧産業廃棄物処理施設の今後の利活用についてお尋ねします。

○副議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

南予エコ株式会社が所有しておりました産業廃棄物焼却施設は、令和2年10月20日に不動産無償譲渡契約を締結し、現在は市有財産として管理をしております。

当施設の利活用につきましては、施設内の空きスペース部分の活用方法を検討しており、譲渡前の案といたしましては、公共に資する利用方法として災害用資材の保管が候補にありました。

しかしながら、譲渡後に施設内を確認したところ、建屋が密閉空間ではないことから、雨水の吹き込みなどによる水たまりが床部分に見られ、現状では資材などの保管環境に適していないことが判明いたしましたので、現時点における利活用方法は白紙の状態となっております。

今後は、施設の状況を確認した中で最善の利活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

ぜひ施設の有効活用をお願いします。

次に、旧施設への対処はよくわかりましたが、再稼働への不安は払拭できたとは思えません。平成30年度に三瓶町内の区長全員の署名に基づいた焼却炉の解体に関する要望書が提出されておりますので、再稼働への不安の払拭について、もう少し具体的な答弁をお願いします。

○副議長

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

ただいま竹崎委員から御質問がありました再稼働への不安は払拭できたととらえてよいのかということにつきまして、不安の解消について御答弁をさせていただきたいと思っております。

今回、市が焼却施設の無償譲渡を受けた背景には、再稼働を心配される多くの市民の皆さんの声がありました。今後の再稼働を防ぐ最善の手段としましては、施設全体を取り壊すことがいいと思っておりますが、産業廃棄物焼却施設の取り壊しには多額の費用が必要であり、また、国等の補助事業の適用にもならないことから、現時点ではこのことについては予定をしております。

しかしながら、施設内に廃棄物を持ち込ませない手段として、令和3年度に焼却施設2階の廃棄物搬入口につながる橋梁等の撤去を検討しており、このことにより施設の再稼働を防止することが可能となります。

市民の皆様には御心配をおかけしているところではございますが、市に譲渡されました以上、再稼働をさせることなく厳重に管理を続けてまいりますので御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいまの御説明で、焼却炉への橋梁部分の撤去とさらに厳重な管理を続けるということで安堵いたしました。

この産廃問題に関しましては、過去に横断幕の撤去や座り込み等の中止を個人的にもお願いし、関わりましたが、何よりも約8年間、各区の区長さん方の後押し、津布理地区を中心とした水を守る会の方々の粘り強い熱心な取組、町内、市内のたくさんの皆様方の御支援の賜物と心から感謝しています。あわせて、理事者側のその後の真摯な対応にも敬意を表したいと思っております。国、県を含めたそれぞれの関係者の皆様、本当にお疲れさまでした。

2番目の質問に移ります。

南海トラフ巨大地震は、南海地震、東南海地震、東海地震の3つの総称と言われているものです。これらは、今後30年以内に70%から80%程度の確率で発生するだろうと発表されています。その際に発生する津波の高さは、三瓶町で最大9.3メートル、ちなみに宇和島市10.1メートル、伊方町21.3メートルと掲載されています、この最大級の津波が仮に三瓶支所を襲えば、現地対策本部の機能が損なわれる事態も想定されていますが、市としてはどのように考えておられるのか伺います。

○副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは竹崎議員の質問にお答えさせていただきます。

津波対策の現状、特に現地対策本部であります支所の機能についてでございますけれども、まず、平成25年6月に、県は津波防災地域づくりの基礎資料となります津波浸水想定を公表し、最大クラスの津波による浸水範囲の予測を公表いたしております。この内容は、平成29年に西予市の防災マップに反映をいたしてございまして、全戸配布を行っております。

避難訓練などを通じまして、沿岸地域において

最悪の事態が発生した場合の津波浸水域について、市民の皆様への御理解と注意喚起を図るとともに、これまで様々なハード対策、またソフト対策を進めてまいりました。

津波が沿岸地域を襲ってきた場合でございますけれども、第1に懸念をされるのは、避難の遅れが発生した場合の人命に関するところでございますけれども、先ほど議員からも質問がございましたけれども、行政といたしましては、沿岸地域における災害対応、とりわけ現地対策本部の拠点となる支所がどうなるのかという点につきましても大変心配をしておるところでございます。

昨年度完成いたしました明浜支所は、当初より津波浸水想定を考慮し、津波浸水想定区域外に建てられておりますが、三瓶支所におきましては、浸水想定が出される前に旧三瓶支所から現在の場所に移転をいたしてございまして、最大クラスでは波高5メートルから7メートル程度の津波に見舞われる可能性があるところと想定されているところでございます。そこで、三瓶授産所跡地を活用して、今年オープンいたしました地域共生型交流拠点施設なごみ館の建設に当たりましては、三瓶支所が災害に見舞われまして機能不全になったといたしましても、現地対策本部の役割を果たせるような機能をあらかじめ盛り込む形で整備を行い、非常時への備えとしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいまなごみ館に準備しておられるとの答弁でしたが、具体的にはどのような施設設備及び環境整備を行っておられるのか伺います。

○副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

なごみ館の施設整備の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、なごみ館は、浸水想定をクリアするためのかさ上げを行った上での施設整備を行っております。施設内には非常時用の光ケーブルの配線を整備してございまして、インターネットを介した双方向通信ができるようにしているほか、専用の機材を支所から持ち出して接続すれば、防災行政無

線の放送も行えるようにいたしております。加えまして、これら機材を稼働させるための非常用発電機も備え付けておりまして、一定期間、現地災害対策本部の機能を担うことができるように環境整備を行っているところでございます。

現時点で想定されております最悪の事態、これをさらに上回るような津波が発生した場合などは別なんですけれども、中小規模の地震、津波災害などにおきましては、現在の三瓶支所の機能が例え麻痺したといたしましても、現地災害対策本部の機能を担う代替施設として活用できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいまなごみ館を代替施設として活用すると答弁でありましたが、万一に備えての今後の運用上の課題について伺います。

○副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今後の課題でございますけれども、なごみ館を現地災害対策本部として運用する事態となった場合を考えますと、一定期間の使用を想定した非常用の食料備蓄、防災用資機材の整備などが必要になってくると考えております。また、光ケーブルが断線すれば通信などができなくなり、現地災害対策本部機能の一部が損なわれてしまいます。防災行政無線は本庁からの制御によりまして、放送も可能でございますけれども、双方向の情報通信などにつきましては、従前から整備をされております機材の活用はもちろんのこと、多重化なども検討していく必要があるかと思っております。今後、施設の備蓄、防災用資機材の拡充とともに、不測の事態に備えました情報通信手段の確保について検討、整備をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいま、様々な万一を想定した具体的な対応を述べていただきましたが、本当に整備をしっかりとお願いし、安心安全のためによりしくお願い

します。

次の質問に移ります。

今回、市内在住の知人からの情報で、Q-ANP I、ローマ字でQ-ANP Iです、Q-ANP Iについて知ったのですが、準天頂衛星を利用した安否確認システムの実証調査を内閣府が進めていると伺いました。

そのQ-ANP Iとは一体どういうものなのか、その内容と必要性についてお尋ねします。

○副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

Q-ANP Iシステムについてお答えさせていただきます。

この準天頂衛星システムとは、日本版GPSと呼ばれておりますもので、日本のほぼ真上を通過する準天頂軌道の衛星からの電波によりまして、位置情報を計算する衛星測位観測システムでございます。

Q-ANP Iは避難所に端末を設置して情報収集し、準天頂衛星を経由して、関係府省庁、地方自治体への防災機関に情報を伝達するシステムとなっております。地上の通信網の途絶や輻輳、一時的に大量のデータが流れることで、通信速度が下がったり接続ができなくなったり、そういった状態が発生した場合に、地域が孤立した場合における通信手段として使用できるというものでございます。

また、大規模災害が発生した場合には、避難者の状況などの避難所情報、救援物資要求等を発信することで、早急な救助、救援にもつながります。さらに、近親者が電話番号で検索し、避難者の避難状況を確認することもできる、そういったシステムとなっております。

近年、大きな災害が多発する中、山あいや海沿いの小集落が孤立するといった事態が発生いたしております。当市におきましてもそういった事案が既に発生をいたしております。また、そういった対策を求められていることから、このような安否確認手段が、国のほうでも検討されているものと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいま、日本版GPS、有効な通信手段等の説明がございました。

東日本大震災では、長時間の通信網の途絶となり、住民の皆さんの不安は大変なものだったと聞いております。それが解消されるとするならば、こんなありがたいことはないと思っています。

西予市はこの実証・調査に応募したと聞いていますが、現在の状況と将来的な導入についての現時点でのお考えをお伺いします。

○副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

このQ－ANPIの実証・調査の市の取組についてお答えさせていただきます。

このQ－ANPIの実証・調査の期間は令和3年から令和9年までの6年間となっております、この実証・調査に参加する団体は全国で24団体ということが今予定されております。本市もこの実証・調査に参加申請をいたしておりまして、先般、機材20台の貸与が決定されたところでございます。詳細につきましては、今後国から通知があるかと考えておりますけれども、実証・調査を通じまして、システムの課題を洗い出す形で国に協力をしていく方針でございます。

実証期間が終了後におきましては、本市の実情に照らし合わせまして、防災上有効なシステムになると判断ができれば、本格的な導入を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

令和3年から9年の6年間、24団体が全国で応募。それから、機材20台の貸与の決定。そして、将来的な導入も検討したいと答弁いただきました。これで海岸地域の方々の安心度は大いに高まるものと考えられます。

さてそこで、実証・調査に参加することとして、機材等の設置場所はどのように考えておられるのかお伺いします。

○副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市におきましては、山間部や宇和海沿岸に面した地域がございまして、土砂災害及び地震、津波等の大規模災害発生時には、通信途絶や孤立地域が発生するおそれがございます。こうした実情を踏まえまして、現段階におきましては指定避難所など、関連機材の維持管理が通常できることが可能な場所への設置を検討したいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

再質問になりますが、指定避難場所に設置との答弁がございました。

御存じのように、三瓶町の奥地湾は、入江が大変に深いために、特に北地区の、例えば周木や長早、それから南地区で言いますと下泊、皆江のように、孤立集落が多数考えられます。

そこで、区単位に設置することを考えていただけないかお伺いします。

○副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現段階、実証・調査を行うという段階におきましては、その台数が限られるため、指定避難所への配置を前提に考えているところでございます。

しかしながら、沿岸地域におきましては、津波等の災害時は浸水する恐れがあるということ、また、今後本格導入するに当たっては、孤立する懸念がある集落単位で、また、浸水の恐れが低く、地域の皆さんが避難しやすい施設への配置、そういったところへの配置も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ぜひ前向きな検討をお願いします。

この内閣府主催の実証・調査への取組を他の市町に先駆け積極的に率先して推進していただきたい。そして、津波のおそれの高い海岸部への安心安全に努めていただくとともに、西予市全体の防災力の強化、向上に励んでいただくようお願いし、次の質問に移ります。

3番目です。

令和2年度から旧三瓶高等学校は宇和高等学校三瓶分校としてスタートしました。本年度から高校魅力化事業の一環として公営塾が開始されましたが、まずその現状についてお伺いします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

公営塾の現状につきましてお答えさせていただきますと思います。

西予市内の高等学校に在学する生徒に対し、高校と連携し地域資源を活用しながら、一般学力の向上とともに、思考力・主体性・多様性等を備えた人材を育成することで、市内高校の魅力化につなげ、人口流出の抑制と移住定住促進を図ることを目的に掲げ、今年度から西予市版の公営塾事業を推進しているところでございます。

講師は地域おこし協力隊の制度を活用いたしまして、6月1日から1名を雇用、三瓶分校内の教室をお借りして公営塾を開設、7月から8月をプレ期間として体験していただき、9月から正式に塾生の個別指導を実施しているところでございます。

現在、2年生7人、1年生1人の合計8人が受講しております。

以上でございます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

ありがとうございます。

では次に、この公営塾の課題はどのようなものと考えておられますかお伺いします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在講師の充実が重要な課題であると考えております。

先ほど答弁させていただきましたとおり、公営塾では、学習支援はもとより、人材育成にも力を注ぎたいと考えているところでございますが、現在の活動は学習支援が中心となっております。

当初は講師を3人採用することといたしまして、この夏までに4人の採用審査を実施いたしましたが、採用は1人とどまっている状況です。公営

塾の活動を広げるためにも、講師の増員が必要と考えておまして、現在複数の方に御応募いただいておりますので、より良い人材の獲得に向けて取り組み、公営塾の運営体制を充実させたいと考えております。

また、塾生も現在8名でございますので、講師が生徒と積極的に関われるような仕組みを構築し、講師の幅広い知見を生かした展開をしたいと考えております。様々な経験を積み、幅広い視点を持つ地域おこし協力隊を通し、地元を愛し、将来的に西予市と関わってくれる視野の広い人材育成につなげたいと考えております。

以上でございます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

ただいまの御説明で現状と課題について知ることができました。

現在三瓶分校活性化推進連絡協議会の傘下としてプロジェクトチームが発足し、地域を巻き込んで積極的に活動しておられます。愛媛県においても、令和元年度ですが、西予市内の3校が地域に行き授業の指定校として3年間合同プロジェクトに取り組んでいること、県立高校が地域とともに魅力ある学校づくりに取り組み、入学者の減少に歯止めがかかるよう、引き続き市町と連携してまいりたいと書かれています。

そこで、3校が対象ですが、特に廃校の危機に直面している三瓶分校への支援について、西予市がどのような考えをお持ちか、西予市としての今後の展望についてお伺いします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

市としての今後の展望についてお答えいたします。

地域から高校がなくなることにより地域経済が落ち込む事例が全国各地域に見られており、市外の高校に通うことで地元意識も希薄になり、地域への関心もなくなることが懸念されております。

現在西予市内県立高等学校魅力化推進協議会設置要綱を制定いたしまして、教育関係者及び地域づくり組織など各分野からの御意見をいただき、公営塾の運営や市として高校を存続させるための

最善の方向性を導き出せるよう早急に準備を進めているところでございます。その中で、高校、地域づくり関係者、公営塾スタッフ、保護者等に御参加いただきまして、学習内容の充実や高校の魅力化全般について御協議していただきたいと思っております。

今後、協議会での御意見をまとめ、愛媛県へ要望させていただくなど、愛媛県教育委員会が進めております県立高校振興計画へも反映していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

答弁ありがとうございます。

まずは、今の御説明にもありましたが、西予市内県立高等学校魅力化推進協議会の開催を急いでいただき、県教委の推進しております県立高校振興計画へも、市として力強いアピールをお願いします。

次に、島根県等の成功している先進地の事例に学んでいただき、学校や行政はもちろんですが、地域も保護者も本気にならねばとプロジェクトチームの皆さん方は、今日は持ってきておりますが御披露できませんが、三瓶分校魅力化通信の発行、既に5回になっております。

それから、講師を招いての特別授業、月1回でお2人の講師の方が今既に担当されております、の開催を実行されており、積極的に活動されておられます。三瓶分校の存続のためにと本気で取り組まれておられます。

現在廃校の岐路に立たされている三瓶分校のピンチを救い、野村・宇和高等学校にも波及できるよう強く期待して、この質問を終わります。

4番目の質問に移ります。

9月24日と10月27日の三瓶地区の保育園の民営化に関する説明会に参加させていただきました。2回目の説明会では、直接関係する保護者の方々の意見や考えを拝聴したいとの私の要望が叶い、中立の立場でお聞きすることができました。

ここで、市内の保育環境と三瓶保育園の民営化について伺います。

初めに、市内の就学前児童数と保育等施設の現状についてお尋ねします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

市内の就学前児童数と保育等施設の現状についてお答えをいたします。

ゼロ歳から6歳までの小学校に入学する前の子ども、いわゆる就学前児童の人数でございますが、令和2年11月1日現在で1,319人でございます。旧町別では、明浜町が91人、宇和町が785人、野村町が228人、城川町が72人、三瓶町が143人となっており、その内、担当課で把握している市内の保育等施設を利用している子どもは1,005人でございます。

また、市内には保育園、認定こども園、事業所内保育施設、小規模保育施設、幼稚園等の21施設が運営されており、その内公立の施設が7施設、民間の施設が14施設でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

市内の現状について答弁いただきました。

それでは市内での待機児童は発生しているのか、このことについて伺います。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

保育におけます市内の待機児童についてお答えをいたします。

共働き世帯の増加や女性の社会進出、核家族化、保育士不足など様々な要因により、全国的な問題となっております待機児童の約9割はゼロ歳から2歳児と言われております。

当市におきましても、その年の10月1日現在の数値ではございますが、平成30年度に初めて4人の待機児童が発生し、令和元年度には9人、令和2年度は5人の待機児童が発生しております。その内訳は、平成30年度はゼロ歳児が3名、1歳児が1名で、令和元年度及び令和2年度は全てゼロ歳児でございます。

これら待機児童が発生した要因は、年度途中からの入所希望数の増加、入所希望年齢の低下、また、年度途中入所希望園児に対する保育士配置が困難であることによるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

それでは続けます。

これまでの公立保育所等の統廃合や民営化の取組状況についてお伺いします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

これまでの公立保育所等の統廃合や民営化の取組についてお答えをいたします。

公立保育所等の統廃合や民営化につきましては、西予市総合計画及び西予市行政改革大綱、また、西予市児童福祉施設民営化検討委員会の答申、西予市公立保育所（園）のあり方に関する方針等に基づき取り組んでまいりました。

合併時の平成 16 年には公立保育所 10 施設と公立幼稚園 6 施設の計 16 施設を市で運営しておりましたが、少子化の進展や厳しい財政状況から、平成 29 年度までに統廃合を行い、公立保育所 8 施設、公立幼稚園 2 施設の計 10 施設といたしました。平成 30 年度には宇和町の石城保育園と多田保育園の 2 園を民営化し、城川町の土居保育所と魚成保育所を統合し、公立の認定こども園しろかわ保育所といたしました。

また、今年 4 月からは、明浜町の高山保育所を民営化いたしましたので、平成 30 年度から西予市民病院に新たに設置した事業所内保育施設スマイル保育園を合わせ、現在の公立保育所等施設は幼稚園も合わせまして 7 施設でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいま御説明のありました民営化した 3 施設について再質問させていただきます。

民営化後の保育環境に対して、保護者の意見を聞いておられるのかお伺いします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

民営化した 3 施設につきまして、民営化後の保育環境につきまして保護者アンケートを実施いた

しまして、石城保育園・多田保育園におきましては、8 割から 9 割の方に満足またはおおむね満足の回答をいただいております。高山保育園につきましても、ほぼ全回答者の方から満足またはおおむね満足の回答をいただいております。

また、保護者アンケート結果につきましては、保護者へ公表するとともに、自由意見の中でいただいた要望や指摘につきましても、保護者の代表や園長、運営法人及び市で構成する保育所民営化第三者委員会において、今後のよりよい施設運営につながるよう話し合いを行い、改善すべき点は運営法人においてしっかりと対応をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

ただいまの御説明で、8 割から 9 割満足、おおむね満足、それから第三者委員会等を活用しているという答弁でありました。

では、2 つ目の三瓶保育園の民営化について質問させていただきます。

初めに、三瓶保育園における保育環境の現状についてお伺いします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

三瓶地区における保育環境についてお答えをいたします。

三瓶地区には公立の三瓶保育園と民間のひまわり保育園及び三瓶幼稚園の計 3 施設が運営されております。令和 2 年 4 月 1 日の園児数は、三瓶保育園が 58 人、ひまわり保育園が 52 人、三瓶幼稚園が 11 人でございます。

三瓶地区において、大多数の子どもたちはゼロ歳から 3 歳まで乳幼児保育を中心に行っているひまわり保育園で過ごし、4 歳から小学校入学までは三瓶保育園もしくは三瓶幼稚園に入園するという保育環境となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10 番竹崎幸仁君

3 施設の運営のことについて、ゼロ歳から 3 歳

がひまわり、それから4歳からは三瓶保育園・幼稚園ということが判明いたしました。

さて、その三瓶保育園を民営化する、その理由についてお伺いします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

三瓶保育園を民営化する理由についてお答えをいたします。

三瓶地区におきましては、少子化の進展により、合併時に3施設あった公立保育園は平成23年4月から、蔵貫保育園が休園、平成27年4月には二木生保育園が休園となり、それぞれ三瓶保育園に統合され、現在は1施設となっております。合併時の平成16年度の三瓶地区の出生数は46人でしたが、令和元年度には23人と半数になっており、令和2年度の出生見込みも現在のところ6人でございます。

先ほど申し上げたとおり、三瓶地区においては、大多数の子どもたちは、小学校入学までに2つの施設で保育を受けるという保育環境であるため、保護者から、ゼロ歳から小学校へ入学するまで同じ施設で保育を受けたいという意見を多数お聞きしております。

民間保育所は共稼ぎ世帯の増加や核家族化等によるライフスタイルの変化に伴う保護者の保育ニーズに対し、延長保育や一時預かり、病児保育といった保育サービスが充実しており、保護者からは非常に助かっているという意見もございます。

市がこれらのサービスを実施するには、全ての公立保育園等において一律に行う必要がございますが、そのためには、全国的な保育士不足の中、10人余りの保育士を新たに雇用する、また、それにより多額の人件費が必要となるなど、財政の脆弱な本市においては厳しい状況でございます。

また、民間保育所の運営には、公立保育所に比べ、国から手厚い補助金が交付されており、安定した施設運営を行うことができます。

以上のことを総合的に判断し、三瓶地域の保育機会や保育サービスをこれからも安定的に確保し、住みなれた地域で安心して子育てができる環境を維持していくために、今回、三瓶保育園を民営化することといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

ただいまの御説明で、保護者は同じ施設で保育を受けたいという要望があるということと、病児保育サービス、これに随分助かっているということがわかりました。

では、ここで三瓶保育園の民営化に向けたこれまでの取組と今後のスケジュールについてお伺いします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

三瓶保育園民営化のこれまでの取組と今後のスケジュールについてお答えをいたします。

これまで、保護者説明会や地域説明会の開催、保護者アンケートを実施し、その中で様々な意見をちょうだいいたしました。おおむね御理解いただいたと判断いたしまして、三瓶保育園を民営化することを決定いたしました。

今後のスケジュールでございますが、民営化移管先法人選定委員会によるプロポーザル審査会により、移管先の法人等を令和3年1月に選定する予定でございます。その後、令和3年3月の定例議会において条例改正を行い、令和4年4月から民営化する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

ただいまの御説明で、移管先を1月、それから、令和4年4月1日から民営化に向けてスタートしたいということがわかりました。

再質問させていただきます。

気になっておるんですが、民営化後の現在勤めておられる保育士さん等の職員の処遇についてお伺いします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

保育士等の職員の処遇についてお答えをいたします。

正職員につきましては、三瓶保育園以外の公立保育所に勤務をしていただきます。会計年度任用

職員、いわゆる臨時職員やパート職員につきましては、1年ごとの雇用契約となっておりますので、三瓶保育園に勤めている会計年度任用職員だけではなく、公立保育所等に勤めている全会計年度任用職員を対象に意向調査を行い、公立保育所勤務を希望される方には、採用枠に基づいて人事評価と面接にて採用を決定いたします。民間の保育所等に勤務することを希望される場合には、雇用のお願いと、採用していただく場合には、現在の給与と同等の待遇となるよう、民間移管先法人のみならず、その他の市内民間事業者に対しても市から要請を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

正規の方々は市内の公立保育園へ、それから臨時、パート関係の方は、希望にもよるでしょうが、それぞれ対応可能ということと、給与関係の補償も同じようにやっていくということ、これはわかりました。繰り返しますが、正職員だけでなく、全職員への適切な対応をぜひお願いしたいと思います。

続けて再質問させていただきます。

民営化までにどのような引継ぎを行っていくのかお伺いします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

民営化までの引継ぎについてお答えをいたします。

民営化移管先法人が決定した後、保護者の代表や園長、移管先法人及び市で構成する保育所民営化第三者委員会を立ち上げ、随時民営化に向け協議、引継ぎを行ってまいります。

また、民営化による保育環境の変化に対する子どもたちや保護者の不安を解消するため、三瓶保育園と移管先法人の保育士で共同保育を実施する期間も設けます。

現施設の修繕等につきましては、保護者や移管先法人の要望などをお聞きし、子どもたちの安全安心が確保される保育環境となるよう、しっかり整備をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

竹崎幸仁君。

○10番竹崎幸仁君

ただいま、第三者委員会を立ち上げ協議を行い、引継ぎを徹底して行う、それから共同保育を実施するという様々な保護者の不安を払拭するように努めるという答弁でありました。

10月の説明会での管家市長の約束は、子どもたちの安心安全が確保される保育環境を整備してお渡しするとのことでした。この約束は必ず守っていただき、移管先法人だけでなく、子どもや保護者、そして地域にとって安心安全な保育所の民営化となるよう強く要望し、この質問を終わりとします。

以上4点の質問に対し、いずれも真摯に答弁いただいたことに感謝を込め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時53分）

○副議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、15番二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

公明党の二宮一朗でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

今回は大きく地域づくり活動センターについてと西予市の産業について、2点を質問させていただきます。いつもながら時間ぎりぎりになりますので、私も努力をいたしますので、理事者の答弁もぜひ御努力をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず最初に、地域づくり活動センターについて、現在市民検討委員会で議論の最中であります。その議論の内容が西予市のホームページに掲載をされておりますので、その議事録を見させていただいて、私なりに素朴な疑問を中心に質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、答申までのスケジュールについてであります。

議事録の議論の内容の中で、今まで示されたスケジュールどおりにいくのかなと幾つか心配になることがございました。委員の発言の中で、現在

の 27 の地域づくり組織、この単位のまま活動センターに移行するには無理があるのではないかという御意見もありました。そして、エリアを見直していくべきではないのかという御意見もありました。また、分館の分科会に関しましても、結論がなかなか見えないように感じております。

改めて答申までのスケジュールについてお伺いをいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域づくり活動センターに関する市民検討委員会での検討状況について御説明いたします。

西予市地域づくり活動センター市民検討委員会は、本年 1 月に発足し、市長から西予市小規模多機能自治活動拠点施設の在り方に関する方針についてを諮問された組織でございます。市内外の 34 名で構成する検討委員会は、本日まで計 8 回の会議を開催し、検討を重ねていただいております。委員の皆様には、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

答申に至るスケジュールにつきましては、今月に中間答申、年明け 1 月以降、センターの設置場所、指定管理者制度、公民館分館についての御協議をいただく予定となっております。その上で、答申につきましては、令和 3 年 4 月に御提出いただく予定です。

公民館の分館につきましては、西予市公民館分館制度分科会で御協議をいただいているところですが、その結果を市民検討委員会に御報告いただくこととなっております。

地域づくり活動センターのエリアに関しましては、年明け 1 月の検討委員会にて御協議いただく予定でございますが、基本的な考え方といたしまして、センターは旧小学校区に一つ設置するという草案をもとに御検討いただく予定としております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

私は、議事録は 10 月 26 日までしか見てないんで、その後の部分はちょっとよくわからないんですけども、今部長の御答弁にありました中で、

エリアの検討は 1 月に検討委員会ですという話でございました。

エリアを検討するとなれば、1 月と 2 月、残りの 2 回の検討委員会だけで本当に結論が出るのかなというふうなことと、12 月に中間答申というお話でしたけども、中間答申の中には当然その内容が入らないということですよ。そういうことでスケジュールの変更が本当は必要なんじゃないかと私自身は思うんですけどもいかがでしょうか。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

エリアの検討に伴いますスケジュールの変更について御回答いたします。

1 月に開催予定の検討委員会で、事務局から地域づくり活動センターの設置場所に関する考え方の草案をお示しして御意見をいただき、御承認をいただく予定としておりますが、もちろん議論の進み具合によっては、答申までの検討スケジュールを変更して協議を行うという可能性もございます。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

そのところが一番大事なところでありまして、住民の皆さんが納得して進んでいくためには、やっぱりそこを軽んじるわけにいかないというふうに思っておりますんで、ぜひそういう進め方をさせていただきたいなと思っております。

次に、地域づくり活動センターですけども、どのような機能を持って、どのような役割になるのかという点についてお伺いをいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

市民検討委員会では、地域づくり活動センターに大きく 4 つの柱が機能として備わることについて御検討をいただいております。

4 つの機能を御説明させていただきますと、1 つ目は行政窓口の場です。これは、本庁や支所まで出向がなくとも身近なセンターで行政に関する手続や相談ができる仕組みを御検討いただいております。

ります。

2つ目は人づくり学びの場です。これまでの生涯学習の取組を継続し、地域と行政が協働して人材育成を行うことを御検討いただいております。

3つ目は支え合い・つなぎの場です。安全安心な地域福祉を向上するため、地域にとってより重要な課題について、地域と行政が協働して取り組む姿を御検討いただいております。

4つ目は地域づくりの場です。これまで、それぞれの地域で推進されてきた地域づくり活動を発展的に進めることを御検討いただいております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今4つの機能ということで御説明をいただきましたけども、取りあえずまず1点、1番の行政窓口ですけれども、現在の公民館、主事さんを中心に公民館では各種団体の運営、または会計を持っていたらというふうなところが多いのではないかというふうに思うんですけれども、そういう機能というか役割というか、そういうお仕事は、新たな地域づくり活動センターでも引き継がれるのかどうかお伺いをいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

市民検討委員会では、地域づくりの場の一環といたしまして、各種団体の事務局機能を引き継ぐということも含めて御検討いただいております。ただし、市民検討委員会においては、各種団体の運営、会計事務をそのまま引き継ぐことありきではなく、現状の在り方を見直した上で、事務局の運営を支援することが望ましいという御意見もいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

新たな組織になるわけですから当然そのように進むのではないかと私も思っております。

次に、地域づくり活動センター、地域で考えた営利活動を行うことができるというふうなうたわれておりますけれども、その財源についてはどの

ように考えておられるのかお伺いいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域づくり活動センターの財源につきましては、現在西予市で各種補助事業等を検討しておるところ、そういった補助事業を引き続き活用できるというような姿も考えてございまして、とりわけ営利活動を行う際の財源については、地域づくり組織が地域づくり活動センター内で営利活動を行う際、例えば西予地域づくり交付金である手上げ型交付金、または企業支援や商品開発など助成する西予市産業活性化4事業、こういった事業を想定しております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

西予市産業活性化4事業というのはどういう事業でしょうか。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市産業活性化4事業とは、市民や市内事業者の皆さんが市内で起業する際や特産品開発、販路拡大などを行う際に利用できる助成制度と地域特性を生かしたグリーン・ブルーツーリズム事業の新規創業に利用できる助成制度の4事業についてを総称した事業となっております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

以前の質問でもちょっとしたんですけれども、地域づくり組織ですね、組織自体とかまたは営利活動を行うために法人化が必要というふうになったときに、今の部長が言われたそういう財源は使えるのかどうか確認をさせていただきます。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域づくり組織が法人化された際の補助につきまして御回答いたします。

仮に地域づくり組織が法人化された際におきま

しても、先ほど申しあげました事業につきましては、補助対象として活用することができます。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

では次に、質問項目の2番協働についてに入らせていただきます。

先ほどは答申までのスケジュールについてお伺いしたわけですが、ここからは答申から運用開始までについてのスケジュールについてお伺いをさせていただきます。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

運用開始までのスケジュールについて御回答いたします。

令和3年4月に答申をいただきましたその後の予定といたしましては、まずは市民検討委員会からいただいた答申を踏まえまして、地域づくり活動センターに関する推進計画案を市として作成する予定です。その後、その計画案について、市政懇談会の場をお借りして、各地域の皆様にご説明をさせていただきます、御意見をいただく予定としております。その計画策定の前後になりますけれども、具体的な地域への個別支援を並行して行うことで、センター化に向けた準備を進める計画としております。

また、円滑な地域づくり活動センターへの移行を行うために、既に試行的な取組を4つの公民館で行っていただいております。センター化を見据え、公民館へ係長級の職員の配属を狩江公民館、横林公民館、土居公民館、三瓶南公民館で行いました。また、この10月からは、狩江公民館において、地域づくり組織が地域任用職員を雇用して、地域づくりに関する事務を担っていただいておりますところですので。

これらの試験的な取組を検証し、地域づくり活動センターの推進計画案に反映させたいと考えております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今御答弁いただいた中に個別支援というのがあったんですけども、個別支援とはどういったものなのかお伺いをいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域によっては、センター化に関する課題は様々であると認識しておりまして、地域づくり組織の中でも、地域の現状やセンター化に当たっての課題等をぜひ引き続き御協議いただきたいと考えております。

今後、各地域づくり組織には、それぞれ話合いの場をぜひ設けてもらいたいと思うべく、改めて依頼をさせていただきたいと考えております。その上で、市としても地域での話合いの場に積極的に参加をしていきたいと考えております。

また、地域づくり活動センターの推進計画がまとまりましたら、改めて個別の具体的事案に基づいた移行支援を地域ごとに行う予定としていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

これも以前お話しした中で、今も部長言われましたけれども、それぞれ地域の中で話してもらうときに、やっぱりリーダーシップがある地域とない地域があったり、地域によって当然温度差もあるわけですよね。そういう質問をしたときに、3月の代表質問で当時の総務部長だったと思うんですけども、来年度から西予地域づくり人材登録制度をつくって対応するという答弁をいただいておりますけれども、その状況は進んでいるのかどうかお伺いいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域づくり人材登録制度の進捗について御回答いたします。

今年度取り組む旨の答弁をしていたところですが、現在まで同制度について具体的な制度設計段階には至っておりません。教育委員会部局と連携して議論をしているというような段階です。

地域人材の発掘、育成につきましては、来年度から地域づくり人材養成講座、まずその地域の方にその講座に出てくださいまして、その講座を受講して、地域でのいろんな活動に対するモチベーションですとか、そういうやり方、考え方、こういったことを身につけていただきたいと、そういった講座を予定しております、これを検討しております。

その上で、もしその地域づくり人材登録制度というようなものが必要ということで改めて検討の結果、そういう制度をつくっていかうということになりましたら、現在検討しているところを、さらに制度設計のところまで持っていきたいと考えております、いずれにいたしましても、地域人材の発掘、育成に役立つ取組となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

先ほど部長が答弁された今後の中で地域でお話し合いをしていただきたいというふうな答弁ございましたけども、そういう間に、間に合うような感じで、その人材というのは、発掘というか、人材の登録制度があるのかなど私は理解しておったんですけども、ぜひそれに間に合うような感じでしたらいただきたいなというのと、先ほど言った27の今の地域づくり組織の中でも、活発的に進んでる地域というのはあるわけですね。そこには必ず優秀な意欲的なリーダーがおられるわけですよ。そういう方に、市内交流で、なかなか積極的ではない、案の出にくい地域に出向いてもらったりとか、そういうふうなこともちょっと考えていただければいいのかなというふうには思っております。

地域づくり活動センターは、このタイトルにもありますように、協働というのが基本だと考えております。雲南市が事務局をされております小規模多機能推進ネットワーク会議の中でも、協働の仕組みとして、市民一人ひとりの力を発揮する仕組み、自治の原点を取り戻す仕組み、参加だけではなく参画につながる仕組みというふうなうたわれております。

答弁いただいたスケジュールでは、地域で考え

意見を出し合うといった機会が、私が考えるのにはなかなかないのではないかと、少ないのではないかとというふうに思うんですけども、その協働をどのように理解をしておられるのかお伺いいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

御指摘のとおり、地域づくり活動センターにつきましては、住民と行政の協働による取組が進むよう市民検討委員会におきましても御検討いただいております。

こうした趣旨からも、令和2年度におきましては、これまでに6地区の地域づくり組織と4地区の老人クラブからの要望に応じ、個別に事業説明会を開催してきておりました。地域においても積極的な検討が進められていることを大変ありがたく思っております。各地域づくり組織等に対しましては、来年度を待たずに、センター化に向けた御検討と地域内での話し合いをしていただくよう依頼をしていきたいと考えております。そうした機会において積極的に行政側からも地域にお伺いをして、地域での御意見等を伺いたいと考えております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今御答弁のあった6つの地区のように、御説明とかに来てくださいと言うて要望される地区は、関心や問題意識があるから私はいいんじゃないかなと思うんですけども、そうでない地域づくり組織に関しては、無関心とか問題意識が薄い地域というのも、先ほどから申し上げているようにあるというふうに感じております。

今回は、西予市の将来を、また我が地域をどうしたいのかというようなことを決めていく市長肝煎りの事業ではないかと私は理解しておりますけども、だとしたら、機会があったらではなくて、全ての地域にそういった機会をつくっていくべきというふうに考えますので、今のスケジュール感の中で、地域にお願いはされるかもしれませんが、お願いの仕方ですよ。しっかりそこを、まずは地域で、自分とこで何が必要で何をしたらいい

いのかということを知りたいと話を聞いていただき、本音で話していただき、そういう時間というのをつくっていただきたいと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

御指摘を踏まえまして、全ての地域において話し合いをする機会を持ってもらうべく働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

3月の質問で、本来私は、自治基本条例とかまちづくり基本条例をつくって、その中で協働という機運を醸成した中で、具体的に今みたいな進め方がいいんじゃないかというふうに言ったんですけども、それはしないという3月の答弁でございましたので、そこはぶり返すつもりはございません。とにかく地域で話し合ってもらおうということをしつかり今御答弁いただいたことを実践していただきたいなと思っております。

また、これまでの行政からのいろんな市政懇談会でのこの地域づくり活動センターについての御説明とか、議会においても市民との意見交換会の中でいろんな御指摘、御意見をいただきました。そういう中で、例えば活動センターとして使用する老朽化した公民館の問題ですとか、三瓶町においては、東公民館が文化会館の中にあるという、併設されているということがあったり、そういう問題などを市民検討委員会で検討しますというふうに回答されてるようなんですけれども、そういうことについてはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

市政懇談会等で市民検討委員会で検討すると回答してきました御意見につきましては、既に御検討いただいてきた内容もございまして、これから御検討いただく内容もあると承知をしておりますが、いずれにいたしましても、市民検討委員会に御検討いただく予定としております。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ぜひ市民の皆さんにフィードバックできるような検討をお願いしたいと思っております。

次に、3番目の運用開始についてお伺いをさせていただきます。

これも6月22日の議事録だったと思うんですけども、一斉スタートについての議論があった中で、猶予期間ということが出ておりました。猶予期間というと、私自身はもう27地域が一斉にというのはなかなか難しいんじゃないかなというもとの考えがあるんですけども、そういうことにちょっとなりそうなのかなというふうに感じたりはしたんですけども、この猶予期間ということに対して、どのように思っておられるのかお伺いをいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

センター化に当たっての御心配は、特に地域任用職員の雇用であり、地域によっては、地域任用職員の雇用状況に差が出る可能性があることも課題の一つとして認識をしております。

市といたしましては、地域づくり活動を行う人材の育成に力を入れ、地域任用職員の雇用を支援してまいりたいと考えております。雇用に際しての事務手続等についても、雇用の手引等を作成し、地域における雇用がスムーズに進むよう検討している状況です。

地域づくり活動センター推進計画を策定し、地域への各種支援を行いながら、地域づくり活動センターの運営を令和5年4月から開始できるよう取組を進めてまいります。令和5年4月以降につきましても、地域づくり活動センターを中心とした地域の自主的な取組や新しいチャレンジに対して、協働によるまちづくりを進める点からも継続的な支援を行いたいと考えております。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今答弁いただいた地域任用職員の雇用状況に差が出るとかいうのはもちろんあると思うんですけど、まだまだ他にも、地域でコンセンサスを図っていかないと前へ進めないなということは、多々

問題はあります。

今日は検討委員会の議事録中心の質問ですので、細かいところまでは突っ込みませんが、次回にはそういうところが、またお話しできるようにしていきたいなと思っております。また検討委員会にそういうふうにも少しでも進むようにリードしていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、次の地域の拠点についてですけども、27 組織の中では、公民館がない地域もあるというふうに思うんですけども、そういう点はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域づくり活動センターの設置場所につきましては、1月に開催される市民検討委員会での内容を御検討いただく予定でございますので、この場での答弁は現段階では控えさせていただければと思います。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

とすると、宇和公民館の状況とか、三瓶の地区公民館におけるセンターの拠点に対することも同じでしょうか。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

繰り返しになりますが、地域づくり活動センターの設置場所につきましては、1月に開催される市民検討委員会での内容を御検討いただく予定でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

わかりました。

ちょっと視点を変えまして、西予市にある地域づくり組織の数は 27 なんですけども、一番身近なというか、一番小さな住民自治である行政区の数がどのぐらいあるのかをお伺いいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和2年4月1日現在、行政区の数は 345 でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

最後の質問になると思うんですけども、行政区の数が 345 というと、行政区でも世帯数の規模にかなり差があるところがあると思うんですが、行政区にはそれぞれ集会施設がございます。集会施設の数でいうと、私のところみたいな小さな行政区は 1 行政区 1 集会所ですけども、世帯の多い行政区では、小さな種ごとに集会所があったりとかいうふうに考えたら相当な数があるんじゃないかと。私が普段市内走って見よっても「ああこれ集会所やな」と思うけども、「使われとらんかなあ」と思うようなところもいっぱいあるように感じております。

そういう場合、老朽化した集会所とか、今回の人口減少を見据えた自治センター化ですけども、人口減少していった集落の中で、運営がなかなか難しい、お守りがなかなかできないとかいうことも出てくるので、維持管理が心配されているところがあるようにも聞いております。

このような問題に対してはどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

これまでの地域づくり活動は、公民館や行政区の集会施設などを中心として展開されてきたものと承知しております。人口や地形、歴史的な背景や人のつながりなど様々な要因により、地域の拠点となる場所は市内に点在しているというような状況です。

地域に目を向けますと、人口減少や少子高齢化により空き家が増加し、集会施設の維持が困難な地域も見受けられているというふうに承知しております。こういった状況も踏まえまして、集会施設を利用される方の考え方や地域からの要望を尊重しつつ、地域の拠点施設の在り方について総合的に検討を行う必要があるかと考えております。

以上でございます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

例えばなんですけれども、行政区内で集会所の老朽化とか人口減少などで、集会所の建て替えが必要というふうになったときに、地域でやっぱり幾らかの財源は捻出をしていかないかんというふうに思うんですよね。そういうときに、もう今さら新しいのいるのというふうな地域によってはそういう話も出るのではないかと思いますし、地域だけではなくて、行政も負担があるわけですよ。そういうことを考えたときに、今から始まる地域づくり活動センターの中の営利的な活動なのか地域で行う活動の中で、地域にそれぞれ空き家がたくさん今できております。そういうところをやったり地域の人が一番よく御存じなので、使えそうな、許可していただければいいところに限ってですけども、そういうところをリノベーションして、例えば集会所代わりに使うような取組をしていくと。そういうようなところを広げていけば、他所から注目されると思うんですよ。西予市またちょっと変わったことしよるなど。そういうことが、地域に注目が集まって、人が来てもらったりいうふうなことで、地域が逆に見てもらう、注目されると活性化されるというのが地域創生の基本じゃないかなと思いますので、ぜひ先ほど言った、先ほど4事業の中で、ツーリズムという話もありましたけども、そういうのも使いながら、例えば空き家をリノベーションするという、以前質問ではなくて提案したことあるんですけども、建築を学んでる学生さんとかに来ていただいて、こういうふうな使い方がいいですよというふうなコンペをしてもらおうとか、そういうふうなことをすれば全国に注目度が出てくるんじゃないかなと思いますので、そういうことも含めて、今後、地域づくり活動センターのいいスタートになるようお願いしたいなと思っております。

続きまして、大きなタイトル、西予市の産業についてお伺いをさせていただきます。

産業創出ということについては、現在係というふうになっておりますけれども、長い間産業創出課ということで行政としても取り組んでいただいた時期がございました。西予市が産業創出に取り組む強い気持ちがあるということには感謝しております。

そこで、この自然豊かな広大な面積と高低差を有する西予市の魅力を生かした、今までの取組などがあればお伺いしたいと思います。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市には514平方キロメートルという広大な面積を有するとともに標高ゼロメートルから1,400メートルの標高差があり、日本全国で取れる生産物の8割を育てることができると言われております。市内には中小企業及び第一次産業者が多く、その所得の増加や担い手、後継者など、多くの課題を抱えております。

これらの西予市の産業振興、産業創出のためには、これらの課題解決を図っていくことはもとより、大元を変える、支える一次産業、そして付加価値を加えていく二次、三次産業に対して、異業種間も含めて連携し、適切な役割分担のもと、それぞれ得意分野で能力を発揮することにより、それぞれに利益が出るよう協力していくことが重要であります。

西予市におきましても、民間の主體的な取組も積極的に取り入れ、市として支援を行っていただけるような事業を実施していきたいと考え、その取組といたしまして、ジオブランド推進事業を推進しております。

この事業は、市内事業者を対象に首都圏などで開催される展示会に西予ブースを設置し、市内産品の販路拡大とブラッシュアップを図る取組を実施するなど、西予市の産業の発展と魅力発信に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

今答弁いただいた中のジオブランド推進事業なんですけれども、実際成果としてどのぐらいあったのか、わかっておりましたら教えていただきたいと思います。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

参加をいたしました展示会におきましては、平

成 30 年度が 3757 万円、令和元年度が 3405 万円となっており、令和元年度につきましては、コロナウイルスの影響によって 3 月の展示会が中止となりやや減少しておりますが、経済振興課の手がける中で十分手応えを感じてきており、5000 万円、8000 万円と伸びる可能性がある事業だと思っております。またコロナが終息後は頑張っている事業を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

展示会での売上げだとすれば、私が思った以上に、すごいなと思ったんですけども、このジオブランドという限りは、どれくらい市民の皆さんが知ってくださっているかということが大事じゃないかなというふうに思うんですね。ですから、今後そういったことも含めて継続をしていただきたいなど、市民周知、また市民の中で購買が広がるとか、そういうふうなことも含めて取り組んでいただけたらと思っております。

次に、2 番目のツーリズム産業について質問させていただきます。

本年はコロナ感染拡大の影響で、働き方改革等でリモート出勤というふうなことが見直されておりまして、国も地方創生と言いながら、長い間一極集中の人口の流れをとめれなかった現状がございますけれども、今回のこのコロナでリモート出勤とかという働き方改革の中で、ひょっとしたら地方に流れが来るのではないかなというふうな雰囲気が出てきているように私は感じておりますし、何とかこれをチャンスにしていけるべきではないのかなというふうに感じております。

そこで、西予ジオパークという看板をいただいている西予市ならではのツーリズム事業というのできるのではないかなと思うんですけども、そのお考えをお伺いしたいなと思います。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市では、その地域特性を生かしたグリーン・ブルーツーリズム事業の振興を図るため、新規創業を計画する個人・グループに対して、その

初期投資経費の一部を補助することにより、当該事業を支援し、地域活性化を目指して、これまでに 9 件の補助事業を実施しております。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響から、市内事業者にとっては経済的にも我慢の年であり、このピンチをチャンスに生かす取組といたしまして、今年 8 月からの 1 カ月、市内宿泊事業者、観光関連事業者等の支援とあわせて、普段市内の宿泊施設に宿泊する機会が少ない市民の皆様、西予市の魅力を再発見していただくため、西予市民限定に、せいよ G o T o ジオツアーを実施しました。

このジオツアーの体験メニューといたしましては、市内 14 団体に有償のジオガイドや真珠アクセサリー作り体験、着物体験、ピザ作り体験、料理教室、フットパス散策など、海から山までの 29 のメニューを準備していただきました。身近に魅力がたくさんある地域だけあって、日頃気づかない部分の再発見ができ、今後もこの魅力発信に市内旅行事業者と連携をとって進めていきたいと考えております。また、対象を西予市民から愛媛県民に拡大した事業を 11 月 16 日から進めているところでございます。

以上、答弁いたします。

○副議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今答弁の中でありました県民向けの G o T o せいよジオツアーですけども、11 月 16 日からの事業開始というふうなことやっただけですけども、その後コロナの第 3 波のような状況で今感染が県内でも拡大している傾向になっておりますけれども、その影響はないのかどうか状況がわかれば教えていただきたいというふうなことと、ツーリズムについてですけども、国においては、国交省の観光庁の中で、ニューツーリズム振興というのがあって、そのテーマ別観光事業として、2018 年ぐらいから取り組まれております。

全国の中でそういうふうに取り組んでいるところが幾つかあるんですけども、ジオパークに認定されているこの我が市においては幅広くツーリズムをもっともっと取り入れて、産業としてできるのではないかなというふうに思うんですね。その今のお考え、先ほどの答弁と加えて、そういう

考えはないのかというのを伺いさせていただきたいと思います。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

初めに、Go To せよジオツアーの申込み状況でございますが、11月30日現在260人の申込みをいただいております。1週間前と比較しますと75人増えております。内訳は、市内48人、18%、市外212人、82%となっております。体験メニューも33に増やし準備をしておりますが、約90%が宿泊のみの申込みとなっているため、市内旅行事業者も体験を含めたプランを積極的にPRしていただくように改めてお願いをしているところでございます。

西予市としてのツーリズムの考え方でございますが、今回のジオツアーを通じて、初めて市内宿泊事業者と観光関連事業者が連携して、市内への旅行プランの作成に取り組んでいただきました。テーマ性のある体験型の旅行と言われるツーリズムですが、市内では、環境資源や野生の動植物を通じた体験ができる旅行、エコツーリズム、観光と健康増進をセットで体験できる旅行、ヘルスツーリズム、長期滞在を通じて地域の人たちと交流できる旅行、ロングステイツーリズムなども考えられ、これまでの有名な観光スポットをめぐる、見るだけの観光から身近にある魅力を新しいツーリズムとして取り組むことができるのではないかと考えております。

今後も、宿泊・観光関連事業者、各団体への支援に努めるとともに、愛媛県のグリーン・ツーリズム担当課である農政課をはじめ、西予市の農業・漁業を支援する農業水産課やジオツーリズムを進めるまちづくり推進課と横の連携を図り、市内関係事業者と連携を密にして、西予市の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひ進めていただきたいなと思います。産業として取り組んでいただきたいなと思っております。

ただ答弁にもありましたように、農業水産課やまちづくり推進課と関係する部署との連携と、こ

れが大体みそなんですよ、いつも。縦型の行政組織の中でなかなかこれが難しいと、ある程度して、あれどうなるとるんやろうといったときに、ここが進まんからとか、そういうふうなことが、問題点がいつも出てくるように思っております。ですから、ここの担当がこれだからこことここに協力を得るのではなくて、やることが頭にあって、そこから協力体制が進んでいくというふうな、移住定住のときにも私そういうお話をしたんですけども、そういう取組方をぜひいただきたいなと思いますので、先ほども空き家の件で言いましたけども、そういう西予市が、ツーリズム関係で何かごぞごしよるぜというふうなことが発信されることが、例えば県外でそういう興味のある人が、県外の資本が西予市に来て、西予市で事業を行っていただく、行政がお金出すんじゃないくて、民間資本が来て、そういう事業を行っていただくと。一つ二つそういうのが来ると、多分三つ四つ五つぐらいは来るようになるんじゃないかと私は想像しておりますので、ぜひそういう意識をしながら取り組んでいただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

それで、次に、自治体の新電力への取組についてなんですけれども、この件は3月にも代表質問で言わしていただいたんですけども、今回菅総理が誕生をいたしまして、その所信表明演説の中で、「脱炭素社会に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出全体をゼロにする」というふうに言われました。

3月の質問でも言ったときに、なかなかそのときの答弁がなかったもんですから、今回改めて質問させてもらうんですが、総理が当然目指されているということは、そういう財源が、研究するか、そういうふうなのに向けて財源が出てくると思うんですけども、改めて西予市としてはどういうふうに取り組まれるのか、お考えを教えてくださいなと思います。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

菅総理大臣が臨時国会で「脱炭素社会実現に向け、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明されたことを受けて、政府も具体的な計画を年末を目途にまとめる方針を

明らかにしておられます。梶山経済産業大臣も記者会見で、日本の総力を挙げての取組が必要だと述べられており、目標達成に向けた動きが加速化されることと理解をしております。

さて二宮議員御質問の地方自治体新電力でございますが、地域の風土を生かした再生可能エネルギーを利用した発電が増えている状況にあります。日照時間の長い地域であれば太陽光発電、ダムのある地域であれば水力発電、風の強い地域であれば風力発電、森林の多い地域であればバイオマス発電など、それぞれの地域に合った発電方法を選択しているようです。

地域で生み出された再生可能エネルギーによる電力を地域で活用することは、環境に配慮した取組として評価されているようです。また、当市におきましては、先ほど申し上げました発電方法全てにおいて可能性がございますが、これまでに、立地条件などから、主に太陽光発電設備を公共施設に7カ所設置しております。さらに、企業との連携による市有施設の屋根等を貸与した太陽光発電事業が7カ所ございます。

地方自治体新電力は、地域で発電した電力を供給することで、地域を活性化することが大きな目的となっております。自分の住む地域の活性化への貢献や自分の住む地域で発電した電力を使いたいといった風土愛で地域を支えていく動きは加速しているようですが、電気代が高くなってしまふといった課題もあるようです。

今後も、太陽エネルギーの再生可能エネルギー、さらにはバイオマスエネルギーや水力等のエネルギーなど、新たなエネルギーの普及に向け、専門家の御意見をちょうだいしながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今すぐどうのこうのという話ではありませんけれども、総理大臣が重要政策と言われたことですし、また、西予市にはその可能性のある地域だということ踏まえれば研究を進めていくべきだと私は考えますので、ぜひ一歩前進の取組をお願いしたいと思っております。

次に、最後の質問になりますけれども第一次産業

について質問させていただきます。

西予市の基幹産業が第一次産業だということは長い間言われてきたこととございますけれども、現在市としてはどのようにこの状況をとらえておられるのかお伺いをさせていただきます。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

市内で生産したものを市外で売って、その利益を市内で流通させる産業が基幹産業と認識しております。

御質問で触れていただきましたように、当市におけるかつての基幹産業は、紛れもなく第一次産業でありました。しかし、時代の変遷、世の中の仕組みが大きく変化し、かつての産業形態だけでは分類が難しい状況が起きていること、稼げる状況が揺らいでいることもまた事実でございます。

このような中、西予市では六次産業化に取り組む農林漁業者の方も増えてきています。かんきつでは、株式会社地域法人無茶々園や株式会社味彩、また、大豆生産者の有限会社豆道楽など、多くの個人・法人が新たな商品開発や販路拡大により、所得の向上や雇用の確保につながる経営を行っておられます。

若い農業者におきましては、農家民宿の開業やかんきつのマルチドリップ栽培の導入による高品質な農作物の生産を行ったり、新規品目となるフィンガーライムの導入栽培にチャレンジされたりしております。水産業では、国の支援策による道の駅や直売所などの販促キャンペーンで使用する食材費などを支援する品目横断の販売促進緊急対策事業を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大による在庫の滞留や売上げ減少への対策に取り組んでいる業者もいます。

このように、新たな目線で事業を展開する農林漁業者も増えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ちょっと時間が怪しくなってきたんですけども、今の答弁を踏まえまして、市としてそういう事業者に対してどういう取組をしているのかお伺いをさせていただきます。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

昨年度からは、愛媛県の西予農業指導班が本庁3階の農業水産課に事務所を置くことにより情報の共有化や業務の迅速性を高め、農業経営者の多様なニーズに的確に対応し、担い手の確立を強化支援しております。

小さな市が大きく仕組みを変えていくことは難しい側面がありますが、過去の第一次産業だけに頼る状況から、都市との連携、企業との連携、流通や販売に関わる部分の見直し、二次産業、三次産業、六次産業をも巻き込んだ新たな取組を模索しながら、若い生産者が新技術を活用し、新たな挑戦をしていくことで、第一次産業が本来の稼げる産業になることができるよう取り組みたいと考えております。

もちろん前途は難しい状況にあることは申し上げるまでもございませませんが、様々な情報を分析、活用しながら推し進めたいと考えております。

議会におかれましても御指導賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長

二宮一朗君に申し上げます。残り5分を切っております。申し合わせにより以降の質問は行いません。

○15番二宮一朗君

今、チンとなりましたので、次の地域ブランドについては割愛させていただきます、最後の宇和米についての質問をさせていただきます。

宇和米につきましては、宇和以外の皆様には、野村・城川の皆様にはちょっと御不満もあるかもしれませんが、私自身は宇和に育って宇和米を作って食べ続けてきた人間として一言質問させていただきたいなと思います。

以前も、宇和米の価値が周りからどう見られるのかというふうなことを質問したんですけども、何も変化が起こらないということに関してはちょっと失望感というものを感じております。昔からこの宇和米は、県内の中で認知をされ、愛媛でおいしいお米といえば宇和米というふうに言われておりましたし、私も松山にも長い間住んでましたけども、出身が宇和ですよという「お米おいしいとこやな」というふうにならず言われました。し

かしながら自主流通米からになってからでも、他地域とのそういう差別化というのは図られていない状況なんですけども、西予市としてはそれをどのように考えておられるのか、簡単にすいませんけども答弁をお願いしたいと思います。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

宇和米につきましては昨年の第21回米・食味分析鑑定コンクールの国際大会において、田力本願株式会社の梶原雅嗣さんが見事、国際総合部門で金賞を獲得されました。また、令和元年度ひめの凜食味コンテストにおいて、優秀賞9名の内5名が市内生産者で最優秀賞も市内生産者の方が獲得されております。

こういった個々の取組がひいては産地の信頼度やブランド化につながるといった事例が他の産地でも見られております。

現在JA東宇和で、近年消費者のニーズが増えています有機栽培米や農薬や化学肥料を低減した特別栽培米のブランド化について、その基準づくり等を含め、農業振興計画の中で有識者を変え、県や市と一緒に検討を行っております。それらのブランド米はJAの直販で販売される予定です。

今後も生産者や活動組織との連携を図り、所得の向上や生産意欲の向上につながるよう農林水産物のブランド化に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○副議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今おっしゃっていただきました田力本願の若い生産者の皆さん、そういう取組は発信力もたくさんありますし、私もホームページ等見させていただくと、宇和のお米に対する愛着というのが本当に伝わってまいります。

現在の米作農家は国の方針から、田んぼを集積した大規模事業というふうには認定農家等をつくってやらなければ生き残れないという状況で進んでおりますけれども、補助金ありきのこういう農業政策の中で、宇和米というのが薄れていくという

のが私は心配なわけですよ。ですから、今ほどの田力本願の皆さんとか、今一生懸命頑張っておられる農家の皆さんに、農協がしないのであれば、行政が宇和米をアピールしてもらうための何か支援をしてあげて、宇和米のアピールにつながるように市として取り組んでいただければありがたいなと、これは私の要望ですけども、お願いをいたしまして今回の質問を終わらせていただきます。

議長に心配をかけたらいけませんので、ちょっと早めに終わります。ありがとうございました。

○副議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 09 分）

○副議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 20 分）

次に、18 番酒井宇之吉君。

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

議長より、3 点についての通告の許可を得ておりますので、一問一答にて質問を行いたいと思います。

平成 30 年 7 月 7 日のあの豪雨、今でもまだ思い出します。その中で、私もたまたま議長をやっておりましたので、管家市長とお見舞いに回らせていただきました。その光景が今でも頭にしみついております。また、信宮議員にドローンで送っていただいた乙亥会館があのような状態になっているのが、頭の中に今でも思い起こすことができます。

市長の招集の挨拶の中で、災害復旧は道半ばで、今も復旧が行われているというような報告がございましたけども、この中でふっと見たときに、10 月の愛媛新聞に、名称「南予きずな博」と豪雨復興県・9 市町イベント、2021 年 7 月に開幕というのが載ってありました。

災害復旧はさておき、心の再生、そして平穏な生活の取戻し、このような時期にちょうど期を得た事業であるなどそのように感じたわけでございます。その中で、この中のイベントの目的、概要について説明をお願いして、市民にしっかりと心の再生、平穏な生活が戻るようなイベントであってほしいと思いますので、概要について説明を求めます。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

御質問のえひめ南予きずな博の目的、概要について答弁をいたします。

南予地域は平成 30 年 7 月豪雨により甚大な被害を受けましたが、全国からの温かい支援が被災者を勇気づけ、南予地域は創造的復興に向けて歩み始めております。

復興はまだ道半ばではございますが、全国からの支援に感謝し、復興に向けて頑張っている南予の姿を全国にアピールするとともに、豊かな自然と多彩な歴史文化に立脚した持続可能な開発を進めることで、南予地域の観光交流人口の持続的拡大や実需の創出へとつなげ、暮らす人々と訪れた人々の元気があふれる自然豊かな美しい南予地域の再生を目指すことを目的として、南予 9 市町、愛媛県、各種団体代表者で実行委員会を組織し、計画を進めているところでございます。

概要につきましては、イベントの名称が「えひめ南予きずな博」、テーマは「つながるきずな、ひろがるいやし」として、会場は南予全域、開催期間は令和 3 年 7 月から 12 月の間となり、ゴールデンウィークにはオープニングイベントを開催する計画でございます。

主要事業として、大きく 3 つの事業を進めております。

1 つ目が地域の元気応援事業（イベント）です。地域の元気づけや復興に向けて南予を PR するため、被害の大きかった西予市、宇和島市、大洲市の各三市でシンボルイベントを実施するとともに、開幕・閉幕など節目に開催するセレモニーイベントを開催していくことを計画しております。

西予市では開催するシンボルイベントについて、野村地区での開催を予定しておりますが、詳細については、現在も実施団体と協議中で、詳細は未定でございます。また、復興支援シンポジウムや各市町、団体主催の既存イベントにも共通の冠をつけることとし、南予全体でイベントを盛り上げていくよう計画を進めております。

2 つ目におもてなし事業（体制づくり）です。来訪者を受け入れる体制を充実させ、同じ領域の組織同士の連携やネットワーク・協業化を推進するためワーケーションネットワークプロジェクトなどを実施する計画です。

3 つ目につながり事業（仕組みづくり）です。

被災時に支援していただいた企業やボランティアの方々との絆づくりや南予、愛媛にゆかりのある方々、興味・関心を持っていただける方々との絆づくりを推進するため、まちづくり・移住・定住促進中間支援連携プログラムなどを実施する計画です。今後も実行委員会、幹事会などで来年の開催に向けて準備を進めてまいります。

議員各位におかれましても、えひめ南予きずな博の成功に向けて、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

災害からの心の安らぎがまだ完全に帰っていないときに、新型コロナウイルスが出て、生活が非常に不安な毎日を送っているところでございます。

その中で、コロナ禍でのイベントの実施対応についてはどのように考えておられますか、御質問します。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

現時点におきましては予定どおり開催する方向で検討を進めておりますが、今後の状況に応じて随時協議をしていく必要があるのかなと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

また、1年延期となったオリンピックの開催と同時期になるわけですが、その関わりについての考え方をお聞かせ願います。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

新型コロナウイルス感染症の拡大により2020 東京オリンピックが1年延期となり、開催時期が重なりますが、シンボルイベント以外はソフト事業を多く実施するよう計画しており、警備員などの人員配置が必要となるイベントが少ないため、実施困難が予想される事業について時期を調整することなどの対応をすることが可能であると愛媛県にも確認をしております。

また、経済振興課としましてもオリンピックと時期が重なることを利用し、より多くの集客を目指し、きずな博の盛り上がり、西予市への集客につなげていくよう検討を進めているところでございます。

私自身、昨年オリンピックがあると思っております、東京がにぎやかな時に北海道へ旅行に行こうかなと思っております、旅行会社に聞きますと1.5倍から1.8倍の料金でありました。そのときには私もこのことをちょっと考えておりませんでしたけど、オリンピックがあったついでに来ていただくというこの発想は物すごくいいんじゃないかと思っております、今経済振興課で計画をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

災害については、非常に野村に死者が出てあいう状態になりましたので、野村ばかりが取り上げられているというような状態が見えますけども、旧町ごとにそれぞれの災害がまだ道半ばでございます。その辺りも含めまして、このイベントに西予市独自の予算化等々についてお考えがあるかどうかを御質問いたします。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

来年度いやしの南予きずな博の予算総額は3億4500万円と予定されております。総額に対する県と市町の負担割合は1対1で、西予市におきましては、人口割、県外観光客数、財政規模の数値により算定された令和3年度の負担金額は2371万9000円となっております。この予算につきましては、令和3年度当初予算に計上させていただき予定となっております。

御質問の市独自の予算化の考えにつきましては、先ほど説明しました地域の元気応援事業として、れんげまつりなどの既存のイベントをいやしの南予きずな博実行委員会が連携したイベントとして認定し、広報宣伝・誘客の面からもサポートすることになっておりますので、各イベントの集客に相乗効果も見込めるものと考えており、現時点では新たな予算を計上する考えはございませんが、

コロナ禍でもあり、シンボルイベントや既存イベントなどの実施状況によれば、予算を抑えた新たなイベントを西予市で開催することについても検討していく必要があるのかなと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

この事業が心と心をつなぐ、そして南予の人口少子化、人口減少の中で、過疎対策にもなるような一つの事業になりますように、みんなが協力してこのイベントを盛り上げていくことをお誓い申し上げます。私の1番目の質問を終わります。

続きまして、住んでよかった街づくりの対策はということでございますが、住んでよかったというのは過去になりますけども、住みたい街づくり対策はと両方の意味合いがございます。

住んでよかった街づくり、住みたい街づくり対策はという考え方で質問をさせていただきます。

住んでよかったと思えるような、住みたいと思えるような街づくりはどのような基準を考えておられますか。日本の中でも各都市のいろんな住みたい街ランキングが出ております。また、テレビ放送はやったわけでございますけども、先般徳島県でも住みたい街ランキングが発表されました。

そのような中で、西予市の中ではどのような基準で考えておるのか。そしてまた、これをある程度数値化できるような形にできないか、その辺りについて御質問をいたします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

住んでよかった、あるいは住みたい街づくり対策の関係について御質問いただきました。

各民間事業者等で、住みたい街を数値化し、ランキングとして発表されているものがあることは承知をしております。このランキングにつきましては、市町村ごとに人口・地価水準・主要交通の利便性など、基礎情報の他に、病院や保育所・介護施設などの福祉の充実度や自治体の支援制度などを総合的に判定し、発表されており、数値化の基準については、発表する民間事業者によって違いがあるものと承知をしております。

西予市では、移住・定住・安住への取組を推進

するため、市民や民間事業と協働をしながら、移住交流施策の検討を行っており、移住希望者に発信するPRのポイントといたしまして、標高ゼロメートルから1400メートルからなる海・里・山の多様な生活スタイルが選べること、地域づくり活動などが盛んで、人と人の結びつきが強く、移住者に関してもサポートを受けやすい環境があることなどをストロングポイントとして、移住希望者に情報発信をしております。

また、移住者を獲得するため、令和2年2月に設置をいたしました民間の中間支援組織、一般社団法人西予市移住定住交流センターと連携をしながら、移住希望者に向けて情報発信・相談対応を行っております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのような都市部に出向いての情報発信や相談対応が行えておりません。

しかしながら、御承知のとおり、都心部からの移住を真剣に検討している方々が増加しているといった報道もよく耳にするようになりまして、西予市としてもこの機会を逃したくはございません。

新たな取組といたしまして、ウェブ会議システムを活用したオンラインによる移住フェアに、令和2年10月末までに7回参加しております。フェア以外のオンライン相談を含めると18人の移住相談を受け付けました。都市部に出向いてのフェアなどと比べますと相談件数は減少いたしますが、1人当たりの相談時間を1時間程度取ることができ、きめ細やかな相談に応じることができ、しっかりと西予市の情報を発信できていると考えております。また、丁寧に説明した後に当市に訪れていただき、直接地域と触れ合っていただくように持っていくなど、質の高い移住相談対応を行い移住者獲得に努めております。

なかなか数値化というところは難しく、私個人の考えにもなりますけれども、やはり移住を検討している方々の御意向と受入れ側の地域の意向をいかにマッチさせていくかと、そういう伴走型の支援、こういったものが重要だと考えております。また、移住をした後の支援、すなわち安住のための支援が重要ではないかと考えておりまして、移住・定住・安住の支援をパッケージとして打ち出していくべく、関係者とさらに検討してまいりたいと考えております。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

3つ出ましたけども、私はやっぱり安住が西予市の魅力だと思うんです。そこに住んでる人がこの街に住んでよかったなと思えるような街づくりが一番いいんじゃないかなと。自然にそういう街づくりをしてたら、移住したくなるし、そして定住もしたくなる。このようなもんだろうと。向こう三軒両隣が、人間的なつながりを持って仲よくしていく。そのような街づくりの住んでよかった、住みたいと思うような街づくりを目指していただきたい。そしてまた、西予市の特性である、先ほどもお話があった514平方キロメートルの中で旧町ごとによさがあるんで、分割したような形で、先ほど酒井部長は、日本全国で取れる生産物の80%ぐらい取れるんだと。こういう特性を何かでひっつけてやるとかそのようなもんで、お尋ねしますが、ストロングポイントとしての移住希望者に情報発信してるんですけど、どういう視点でどういう項目で情報発信してるかお聞きします。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ちょっと網羅的には御説明できませんけれども、まずはやっぱり産品の話、または現状、こちら側の受入体制、空き家が可能改修だとか、空き家を改修するための補助制度ですとか、そういったところを説明させていただいております。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

やはり希望される方が都会とは違うんですよ。この自然と触れ合って、ジオパークなんかの魅力を発信して、その辺りで定住策を考える。そのような施策も必要ではないかと思いますが、実際に移住につながった事例はございますか。

○副議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在オンライン相談を通じて移住された件数はありません。オンライン相談を通じて、当市を訪れた件数につきましては2件ありますが、移住への下見段階であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、移住希望者に当市に訪れていただくタイミングに苦慮しているところでもございます。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

住んでよかったと思うのは、100人が100人項目が違うと思うんですよ。100人が100人、この項目があるから住んでよかったっていうことはないと思います。100人の内に、不自由している、幸せを求めていく、その個々のものさしによって、その街が住んでよかったなと思えるような街になるのか、100人の内10人でも一つのこと、そう思っただけのような施策をこれからも目指していただきたいと思います。

ところで、そういうことを前提にいたしまして、これは宇和島市が金婚式をやった。それ兄弟だったんですね。夫婦が並んで金婚式に宇和島市の主催で行った。そして、一緒の年に結婚したもんだから、西予市はないんよということになって、西予市の中で金婚式をやってもらうようお願いしてもらえんかなというような要望がありました。ある民生委員さんにも尋ねました。「そうですね。平成17年ぐらいまではやってたのかな」という話をしておりましたが、その中で、金婚式のこのような要望を、見てましたら今治市もやっています。このあたりも含めまして、住みやすい、住んでよかったと思えるような施策の一環として、金婚式の実施はどのように考えておるかお聞きをいたします。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

金婚式のお祝いを市で実施する計画についてお答えをいたします。

当市では、平成16年度に敬老事業の一つとして、議員がおっしゃるとおり、金婚を迎えた夫婦に対し1万円相当の記念品を贈呈していましたが、平成17年度に敬老事業全般の見直しを図り、廃止をしております。

金婚式の趣旨につきましては、子どもや孫などの家族が中心となり、長い道のりをともに歩んでこられた父母や祖父母の健康を盛大に祝うとともに、長年の御貢献と御苦勞に対し敬意と感謝の気

持ちを伝えるものとされております。現代の多様化する結婚の形態に対する世論やプライバシー等の問題もございしますが、家族の在り方なども年々変わってきておりますので、市で取り組むべきか今後検討させていただいたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

先ほど宇和島市と今治市と言いましたけれども、この点につきまして県下実態はどういうふうになっているかわかりますか。

○副議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

県内の 11 市ではございますが、金婚式と、もう一つダイヤモンド婚式を事業として実施しているのは、両方やっているのは 2 市でございます。金婚式のみ実施しているのも 2 市でございますので、全体で 4 市が実施しているような状況でございます。

金婚式及びダイヤモンド婚式を両方やっているのは今治市と四国中央市で、今治市は、賞状と 2,000 円相当の額縁、記念写真を贈呈しているようでございます。四国中央市が祝状と金婚式のお祝いとして 2,500 円、ダイヤモンド婚式につきましては 5,000 円相当の記念品を贈呈しているとお聞きしております。先ほどありました宇和島市は、祝状と 2,000 円相当の記念品、記念写真、また西条市では祝状と 3,000 円相当の時計をお送りしているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

今治市は 70 組が金婚とダイヤモンド婚で出席しているようでございます。もうこの年になりますと、多分出席はよろしくない御夫婦もおられるんじゃないかというふうに想定されますけれども、先ほど部長が答弁していただきましたプライバシーの問題とか、結婚の形態なんかを考えてでございますけれども、結婚の形態なんかはここしばらく変わっておりますね、といいますのは、一つは晩婚化してしまっております。30 歳で結婚して金

婚式言いますと 80 歳ですよ。夫婦共々 80 歳。ダイヤモンド婚式になると 90 歳になるんですよ。出席なんかなかなかできないんですよ。これから、25 歳でやってたとき、そして結婚した 3 組に 1 組が今離婚してるんですよ。そして高齢化率が非常に高い。例えば、議会の議員の半数以上は 65 歳以上なんです。こちらは 65 歳以上は市長だけじゃないですか。そうですね。65 歳以下というような状態で、感覚のずれもやっぱり我々のように年齢がいきまして、私が金婚式やってくれと言ったって私はもうできませんので、そのような状態になってる人が、今まで 50 年夫婦が歩んできて、別れようか思ったことも何度もあると思いますよ。それを子どもや家族が中心になってた時代は、家という中心で回ってた時代、昭和の初期から戦後ぐらいですね、それから家族中心に回ってた、そういう社会風潮も家よりも家族のほう的大事という時代もありました。今は家族よりも個人のほうが大事になってるような時代が社会風潮に進んであります。

また子ども達も外へ出てる。そのような中で金婚式を子ども達がやってくれるということは最近聞いたことないですよ。そのような中で、行政も、本来は自助でやるべきだけど、公助も手助けができないかというお話しているところでございます。

財源につきましても、他市を見ますとそんなに要らないんですよ。そして西予市は、100 歳の祝金を去年までは 10 万円でした。本年度から 5 万円になりました。敬老事業が少し薄れてるんじゃないかなと思いますんで、この金婚式の行政の実施については、検討するという答弁でございましたけれども、しっかりと民生委員さん、お年寄り、老人クラブ聞いていただきまして、対処をお願いするところでございます。

これも一つの事業でございますので、実際は住みやすい、住んでよかったと思うかどうかは、100 人が 100 人思わないと思うんです。西予市がこの事業やったら、わしらは黙って寂しいのに、独身なのに、結婚も一生しなかったのに言う人がおるかもわかりません。ただし、一生懸命 50 年頑張ったご夫婦に対しては、敬老の気持ちは多少なりでも、行政として公助するのが横から助ける役ですから、ちょっと気持ちを振り返って、またその家族が中心になって、それを中心になってま

た家族が集まるチャンスになったり、そして老人クラブが、もっとそういう行事をして活性化していくような、高齢化率 43%が 44%になってると思いますが、端々はもう 50%超えてるわけですから、このあたりの敬老事業につきまして、もう少し積極的な対応をお願いしたいと思う次第でございます。

続いて、コロナ禍での産業振興についてお尋ねをいたしますが、今回の産業振興は、林業や米作やいろいろありますけれども、明浜・三瓶の産業振興について、特にかんきつと真珠についてお尋ねをいたします。

先般、宇都宮俊文議員が持続化給付金の農家の件についてお尋ねしましたが、現在給付金を受けた農家数、金額はわかりますか。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

新型コロナウイルス感染症の拡大による支援策としての持続化給付金、先般も宇都宮俊文議員のときにお答えをしましたが、これは御本人たちがパソコンやスマートフォンなどから申請が可能となっておる事業でございます、私どもでその件数、金額は把握することができません。

なお、前回俊文議員の回答のときにちょっと忘れておりましたが、この申請期間は令和3年1月15日までできることとなっております。広く活用を呼びかけていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

これは実を言うたら所管が中小企業庁なんですよ。中小企業庁がやってる所管で、市のほうは通してないわけでございます。なかなか農業の人たちが、情報が入ってきてる人たちは直接頼んで、それを受けてます。非常にこれは一息つける給付金であったと思います。

続いて、高収益作物次期作支援交付金につきましても、愛媛新聞の11月30日に出しておりましたので、この経緯についてはもう尋ねることはございませんし、宇都宮俊文議員が尋ねております。

中で1点だけ、市長のほうからもおわびの、農業再生会議からもおわびの通達がございました。

再度12月7日から12月11日までの見直し内容での申請受け付けを実施しということになっておるんですが、例えば、今かんきつで一番忙しいときに、再度書類を書き換えて出すということは至難のわざだと思えます。

そこで1回目に出した申請書類がそのまま受理されて、駄目なところは却下するというような方法とられるのか。再度出さないと受け付けないのか、その点お聞きします。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

酒井議員のお尋ねもわかりますし、農家の御都合もわかりますが、この国からの通達によりまして、新たに申請をしてくれというような通達でございまして、そのお手伝いを一生懸命しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

これ、中小企業庁からのやつは給付金、今度の、これもなかなか長いんで言いにくいんですけど、これを受けると、反当5万円もらうということで話が進んでたんです。だから、5万円の事業と呼んだほうが早いんで5万円の事業と言いますけど、この反当5万円の事業は交付金なんですよ。交付金と給付金なんかどんなに違うんでしょうね、私ちょっとわからないんですよ。これはもう後でいいです。これは私もわかりませんので、交付金と支援金というのはどうして、これ農林省と中小企業庁が違うわけですよ。同じようなもんだと思うんだけど。その点はまた調べておいてください。

これ実を言いましたら、宇都宮久見子議員が返礼品のパーセント出しましたよね、部長が。かんきつが60%じゃなかったですか。それでそこへ真珠が10%ぐらい足しますと、実際70%の返礼品が明浜や三瓶から出てんですよ。この返礼品のパーセントが、これほど多いのは明浜のかんきつや真珠や三瓶と明浜の合わせたかんきつが出てるんです。その辺りも含めて、この農業についてこれからもしっかりとやっていただきたい。私からは、非常に今年のかんきつの、裏年、表年によって単価が違いますんで、その辺りも安定できるよ

うな、そして後継者につきましても、非常に元気のいい後継者も帰ってきておりますので、その辺りも支援していただくようなご希望をいたしておきます。

続きまして、これも漁協でございますが、魚類養殖業の実情につきましてお尋ねします。

西予市での魚類養殖業の数とか実態について御説明を願います。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

コロナ禍での実情ということでお答えをさせていただきます。

西予市における魚類養殖業の状況といたしましては、近年の魚価の低迷、飼料の高騰により経営が厳しい状況であった中、新型コロナウイルス感染症拡大による飲食店の営業自粛、緊急事態宣言等の影響により春先は魚が出荷されず、同月前年比で20%程度の出荷量、15%程度の売上げといった業者もありましたが、緊急事態宣言解除後、徐々に流通が回復している状況にあると聞いております。

また、国の支援策であります品目横断的販売促進緊急対策事業を活用して、地元企業と連携をし、在庫が滞留し価格が下落している養殖魚の販売促進として、養殖マダイであれば100グラム当たり上限250円の食材調達費や輸送費、ポスターなどの広告宣伝費に対して2分の1の補助を受け、新規に開拓した県外の販売先においてキャンペーンを展開し、売上げ減少の対策に取り組んでおる若い養殖業者の方もおいでで、楽しみだなど考えております。

しかしながら、最近の新型コロナウイルス感染症の再拡大により、飲食店の営業時間短縮要請や忘年会・新年会などの自粛が予想され、再び出荷の停滞が心配されているところでございます。

なお、魚類養殖業者の多くは、事業の継続のための国の支援策であります持続化給付金を申請していると伺っております。

以上、答弁いたします。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

持続化給付金を申請していない方もおられるよう

ですので、このあたりも含めて、宇和島市がタイが売れないからと言って市長自らが、どんどんどんどん動きまくって、タイの消費拡大につなげていると。このような実情の中で、少し産業の中で、漁業や真珠が、海のほうに余力が西予市は入っていないんじゃないかなというような、私のように明浜で育った人間はそのように思います。

このあたりも含めまして、改めてコロナ禍での養殖業者などを助けていただけるような、支援をしていただけるようなそういう指導をしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、真珠養殖業の実態についてでございますが、真珠業者は、実を言いましたら2月に全部浜揚げは終わりました対象にならないんです。ただ今回12月に浜揚げする人もおれば、浜揚げしても売れないんですよ、2月に浜揚げした玉が、バイヤーさんが買って退化してるわけです。コロナで海外へ輸出できない。そのような真珠業者の実情に合わせて、今年の浜揚げはほとんどやらない。そのようなことになっております。また、やらないといけない母貝もある。そのような実情をしっかりと踏まえていただきたい。

その中で、真珠業者の支援、そのようなものは考えておるか、計画があるかお尋ねいたします。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市における真珠養殖業の実情としましては、今年度中の真珠の入札会が中止となっておることに伴い、真珠養殖業者は今年の真珠販売による収入がなくなることによる経営の悪化が予想されます。

さらに昨年からのアコヤガイ稚貝の大量へい死により、今年度の母貝が不足している状況であり、来年度以降の真珠生産量に影響するものと推測されます。

このような状況下、国のコロナ支援対策の一つである持続化給付金については、真珠販売の時期の関係により、前年同月比較では収入減になっておらず、現段階では申請できない状況であります。年明けに今年の売上額が確定しました後に、各業者が申請手続を行えるよう愛媛県漁業協同組合明浜支所で準備をしているところでございます。

西予市としましても、持続化給付金の給付対象

者が漏れなく申請、受給できるよう周知していきたくと考えております。

また、アコヤガイへい死の原因究明につきましては、昨年 10 月に愛媛県、関係市町、漁協、大学などによる対策協議会を設立し、調査研究を進め、先日感染症の可能性を示唆する結果が得られたとの発表があったところでございます。今後も関係機関で検討が行われる予定です。

また、愛媛県漁協と八幡浜漁協の対応に関しましては、明浜の漁業者は愛媛県漁業協同組合に所属し、三瓶町の漁業者は八幡浜漁業協同組合に所属しており、西予市としましても、それぞれの組合に対して支援を行っていきたくと今現在進行形の補助事業も考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

アコヤガイがへい死した、世界中にコロナ感染症が蔓延してる、アコヤガイの世界にも感染症が蔓延したのかなど。これの感染症の解決方法はまだついておらない。県や国が指導してやっておりますけれども、その実態を月一、宇和島産真珠ということになるんです。でも宇和島産真珠の中でも明浜産真珠はすごくいいものがとれてるんです。製品率も高いんです。それでほとんどの真珠業者が専業になってるんです。その人たちが、今年お金にならなかったら、来年 12 月、1 月にしかお金にならないんです。収入が入ってこない。

そこへ持ってきて、アコヤガイの母貝という玉を入れる貝があるんです。それが、自分たちが希望したほど割当てがない。私の聞いてるところでは、2 業者は母貝の割当てがないという人も聞いてます。その辺りの実態もしっかりと踏まえて、これから明浜産の真珠も宇和島産真珠の中ではあるけれども、売り込みや指導をしっかりとさせていただきたいなと願う次第ですが、心構えを部長聞かしてもらえますか。

○副議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

昨日の答弁の中でもありましたふるさと納税の返礼品につきましても、本当に明浜産ミカン、それと明浜産の真珠は買っていただいた後の感想が

とても好評で、今年もコロナがなかったら明浜産の真珠でふるさと納税がたくさんあるんやろなと期待しとったのでちょっと残念でございますが、真珠業の明浜の真珠の養殖の皆様にも、それと養殖の皆様にも、何らかの市としてのお手伝いができる方策を今考えておりますので、今少しお待ちをいただいたらと思います。

以上です。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

国・県の市の補助、支援についてでございますけれども、これにつきましては、宇都宮俊文議員、または各議員が質問をいたしております。これにつきましては割愛をさせていただきます。

その中で、各省庁から、中小企業庁から出てる、農水省から出てる、厚生省から出てる、文科省から出てるコロナ対策の費用が、全体的に西予市の中で財源がどのようになってるかをお聞きいたします。

○副議長

山住総務部長。

○山住総務部長

国・県の補助の支援の状況等でございますけれども、これまでの国・県・市の新型コロナウイルス感染症対策の総体での財源内容につきましては、今回上程をさせていただいております補正予算第 9 号の議決をいただきました後の一般会計での事業費は、総額で 51 億 8976 万 7000 円、財源の内訳といたしましては、国庫支出金が 48 億 8383 万円、県支出金が 1 億 7728 万 4000 円、地方債が 880 万円、その他特定財源が 79 万 5000 円、一般財源が 1 億 1905 万 8000 円となっております。

国庫支出金の内、主なものでございますが、特別定額給付金給付事業費国庫補助金が 36 億 9500 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 9 億 5735 万 7000 円となっております。地方創生臨時交付金を財源といたしました事業費は、総額で 10 億 7431 万 3000 円となっております。

以上でございます。

○副議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

コロナ禍での今、生活不安、そして、いろんな問題が起きておりますけれども、早くコロナが鎮静化して、平穏な毎日の生活がそれぞれできるように御祈念申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

12月7日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時10分

第 4 日

12 月 7 日 (月曜日)

令和2年第4回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年12月 7日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年12月 7日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和2年12月 7日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 1時17分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 | | |

議 事 日 程			者医療特別会計補正予算 (第2号)
1	一般質問		
2	議案第119号	西予市建設残土処理場管理条例制定について	議案第134号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第120号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	議案第135号 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)
	議案第121号	西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について	議案第136号 財産の無償貸付について
	議案第122号	西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第137号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について
	議案第123号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第138号 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について
	議案第124号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	3 請願第 2号 加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書
	議案第125号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	陳情第 2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情
	議案第126号	西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第127号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第128号	西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について	
	議案第129号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	
	議案第130号	西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について	
	議案第131号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)	
	議案第132号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	
	議案第133号	令和2年度西予市後期高齢	

	本日の会議に付した事件		者医療特別会計補正予算 (第2号)
1	一般質問		
2	議案第119号 西予市建設残土処理場管理条例制定について	議案第134号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第120号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	議案第135号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)
	議案第121号 西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について	議案第136号	財産の無償貸付について
	議案第122号 西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第137号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について
	議案第123号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	3 請願第 2号	加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書
	議案第124号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	陳情第 2号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情
	議案第125号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第126号 西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第127号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第128号 西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について		
	議案第129号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について		
	議案第130号 西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について		
	議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)		
	議案第132号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)		
	議案第133号 令和2年度西予市後期高齢		

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日も傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、13番井関陽一君。

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

おはようございます。

議席番号13番井関陽一でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただいたと思います。一般質問最終日のトップバッターとして質問をさせていただきます。

その前に1点お願いをしたらと思います。

先日の二宮一朗議員の一般質問の中で、新しい自治体発電の話がありました。以前、野村町の温浴施設の要望におきまして、野村ダムの水力発電を利用することができないかという話がありました。いろいろ市長も努力していただきまして研修も行っていただきまして、行ったんですが、なかなかそれは不可能だということで、今のところは終わっております。現在、より安全に水を流すための改革として、野村ダムの構造的な改革によって、洪水吐をつくったらという話が検討されているところでございます。もしその洪水吐ができるような話になれば、また、この水力発電を一緒にお願いをいただいたらと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。

今回は働き方改革について質問させていただきます。

まず初めに、現在、判こレスが官民を問わずがりつつあるようでございます。西予市におきましても、下澤部長が就任され、政策企画部におい

ては電子決裁が行われていると聞いています。

現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

電子決裁の状況につきましてお答えいたします。

西予市におきましては、場所にとらわれない働き方を推進することとしておりまして、書面押印、対面主義から脱却し、決裁業務の効率化や意思決定のスピードアップを図ることを目的として、本年8月から、まずは政策企画部内において、電子決裁を本格的に運用しております。

起案から承認・決裁という一連の流れを電子的に行うことにより、起案者が決裁板を持ち回るといった手間をかけることなく、また、決裁者は自分のタイミングで決裁ができるなどといった利点がございます。そして、誰がいつ承認・決裁をしたのかといった状況確認や履歴確認も可能でございます。さらに、決裁書類の電子管理により、紙を必要としないため、管理コストの削減にもつながっているものと理解しております。

電子決裁を導入するに当たっては、単に決裁を電子化するとどまらず、そもそも決裁を行っている既存事務の見直しを行うこととしております。その上で、添付書類を電子化することで、コスト、手間がかえってかかるもの、複数部署にまたがる決裁を除きまして、決裁の電子化を進めてまいりました。

その結果、本年8月から10月の3カ月間の電子決裁率は、政策企画部内で63.9%、457件中292件となっており、政策企画部内でアンケートをとりました結果、決裁終了までの時間が短縮され、スピードアップにつながっているという結果でありました。

運用していく中で、電子決裁にする文書とそうでない文書の使い分けについて理解が不足している部分があることやシステムの制約により使い勝手が劣る部分も見受けられますが、職員への周知やシステムのバージョンアップ等により改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございます。

部長の話を聞いていますと、特に問題になっている点というのはないのかなとは思いますが、実際に8月から行われて、その中で今の問題点とか、何か不都合な点というのが起こったことがあるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

大きな問題点や不都合といった部分は、私の中ではない状況ではございますけれども、やはりシステムの使い勝手という面におきましては、一部改善の余地があるのかなと考えております。

例えば私のところまで決裁が回ってきて、それで私のところで何か修正なりが発生するというようなことで、私が差戻しというような処理をするんですけれども、そうしますとその間に決裁をした課長ですとか課長補佐ですとか、そういった決裁がリセットされて、一番最初の起案者に戻ってしまうというような今システムの仕様になっておりまして、さすがにそれですと、今は政策企画部内だけでいいんですけれども、間の決裁者がかなり多くなって他の課にもまたがったりとか、他の部にまたがったりとかそういうようなことになると、なかなかこれはこれでかえって時間かかることもあるかなというふうに考えておりまして、そうしたところは変えていかないといけないなと考えております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

今のシステム上、部長決裁の段階で訂正があった場合に問題があるということでございましたが、他の面でおおむね良好に動いているということでありましたら、今後、各支所の決裁においても同じような方向がとれるんじゃないかなと思うんですが、判こをもらうために本庁に出ていくということに関しましては、時間的にもエネルギー的にも相当な無駄があるんじゃないかなと思います。一刻も早く電子決裁が各支所にも広がり、時間の短縮と労働の改善を行うことが必要ではないかなと思うんですが、今後の進め方として、予定としてどのような方向を考えておられるのかお伺いを

いたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

先ほども御答弁差し上げましたとおり、現在は政策企画部内で完結するものについて電子決裁化をいたしております。

新生活様式対応行政サービス構築事業におきまして、公民館のサテライトオフィス化や業務内容に応じて、職員が本庁支所へ出勤することなく分散勤務できる環境を構築することとしております。また、緊急時の業務体制としてのテレワークを進めるに当たりまして、電子決裁はかぎとなるものと認識しております。

現時点では、いまだ政策企画部の外に広げられておりませんので、関係部署と引き続き調整を行ってまいりたいと思います。

市役所業務のデジタル化は時代の潮流でもございますし、今後職員数が減少していく中で、支所や各出先機関を含め、事務の効率化を進めるためにも、電子決裁の全部署への導入が必要であると考えておりますので、計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

進めていく方向ではあるということをお伺いしたわけなんです、8月から始まってある程度の検証が終わったんじゃないかなと思うんですが、実際に支所まで広げていく上で一番に問題になる点と、いつごろ大体できそうな予想が立つのかお伺いしたらと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

一番の問題になりそうだなと思われる点は、やはり今まで余り電子決裁ということをおっしゃられてきてないと思いますので、まずはそういった運用を受入れられて、まず今まで深く考えずに紙で決裁しているところを電子に切り替えるかという、そういう職員の皆さんのマインドセットをどう変えていくかというのが一番問題になりそうところじゃないかなと考えておりまして、その上で、今後のスケジュールに関しましては、新

生活様式対応行政サービス構築事業において、例えば公民館ですとか、そういったところの通信環境が整うのが来年度末というのを一つの目安としておりますので、そこまである程度のところは広げていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

各支所、公民館になるんかもしれませんが、その通信の内容がよくなると進まないという点と、職員の意識改革という話もございましたが、今皆さんの机の上にはパソコンがありますように、これもまだ始まってから何年もたってないのが現状でございます。

使い慣れはじめたらみんなができることだと思いますので、ぜひその辺は早くできるように御努力をお願いしたらと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

LGWAN対応のAI-OCRの活用についてですが、まずはLGWANとはどういうものか、一般のネットワークとの違いも含めて説明をいただいたらと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

LGWANについて御説明いたします。

LGWANとは、ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークの略称でして、日本語で申し上げますと総合行政ネットワークと訳されます。各地方公共団体と国の各府省を接続しております一般のオープンインターネットとは切り離された行政専用のセキュリティの高いネットワークのことを言います。運営主体は地方公共団体情報システム機構という法人になっております。

LGWANを使用し、国、県及び他の地方公共団体とのメールの送受信だけでなく、セキュリティが高いネットワークであるため、LGWAN上でサービスが提供されているシステムの利用を行っているだけでなく、マイナンバー制度における情報連携にも使用されているネットワークとなっております。全国の全ての地方公共団体が接続しており、西予市役所も接続しております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ただいま説明いただいたように、非常にセキュリティにすぐれたネットワークであるということと、行政専用のネットワークであるということは今お伺いしましたが、こういうセキュリティにすぐれたネットワークの中でありましたら、昨日からも出ておりますように、先ほど部長もテレワークの話もしていただきましたが、そういったことに関しても、このネットワーク上で動くのであれば問題ないんじゃないかなと思うんですが、テレワークに関してこのネット上での仕事という点においては問題がないのかどうかお伺いをいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

LGWANはセキュリティが高いネットワークでございます。逆に言いますと外からのアクセスは大変にくいというような特性を持っているネットワークです。ですので、もし仮にLGWAN上に構築しておりますシステムを、これを仮に、例えば一般の各職員の家庭の整備しているオープンインターネットからアクセスを試みると、そのところにアクセスをするためのセキュリティの高い装置を入れて、そこに接続するためにちょっと工夫をしなくてはいけないというようなことがございまして、テレワークとかそういうことを考えると逆にLGWAN上にどうアクセスするかというところは少しハードルが高いと。ですので、いかにそのLGWANとは違うところでセキュリティの高いシステムを構築するかというのがテレワーク上では重要なかと考えております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

自宅でのテレワークというのはなかなか難しいという話もございましたが、先ほど言われましたが、公民館にそういうシステムができたときには、本庁まで来なくても公民館で仕事ができるというような内容になってくればできるんじゃないかなという話だろうと思いますので、そこら辺よろし

くお願いしたらと思います。

では次に、A I - O C R、手書きのものをデータ化して取り込むという話でございますが、こういったものが、行政におかれまして西予市で利用できるように手書きの大量のデータのようなものがあるのかなのか、そこから伺いたしたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

定量的にはちょっとお答えはできないんですけども、議員御指摘の手書きの情報につきましては、例えば市民からの各種申請書や税業務における事業所等からの書類が多いものと認識しております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

時事通信の中の例を見ても、高齢者の方に対してタクシーのチケットを出している自治体がございますが、そういったときにはどこからどこまでという手書きのデータをこういうものを使って取り込んだ中で整理をするというのに非常に時間短縮ができたという内容の事例紹介があるんですが、そういったものが西予市の中であるのかなのかということと質問させていただいたんですが、今後、これと次のR P Aも一緒なんですが、そういうものを組み合わせることによって、業務の内容を、ある程度はパソコンと言いますかロボットと言いますか、それに任すことができるような内容になるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺も今からだとは思いますが、西予市の中で手書きのデータをまたパソコンに打ち直さないといけないというようなものがあるのであれば、非常にこれ時間がかかると思うんですよ。私なんかはまだ指一本でパソコンをたたくほうなんで、なかなか入力するのに時間がかかる状態でございますので、その辺も含めて御検討願ったらと思います。

それでは次に、R P A、ロボティック・プロセス・オートメーションの導入についてなんですけど、各自治体におきましては、いろいろな実証実験がなされております。

西予市についてはこの取組をどのようにされているのかお伺いたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

R P Aに関しましてお答えをいたします。

全都道府県、市区町村を対象といたしました2018年の総務省調査によりますとR P Aを1業務でも導入している、これは実証実験も含むということではございますが、そうした団体は、指定都市を除く市区町村では約3%となっているとのことです。

R P Aを導入している業務の例といたしましては、超過勤務実績の入力業務や通勤手当の調査業務、ふるさと納税の受け付け、データ処理業務等の業務で導入している例が多いようです。

西予市におきまして、昨年度、住民税の申告に係る紙帳票のデータ化のR P Aについて実験を行いました。しかしながら、各事業所から提出される様式、これは紙の大きさも含めてとのことですけれども、そうしたものがばらばらだったということが一番の障害になりまして、うまくデータ化が行えないという結果に終わったというふうに承知しております。

現在では、他の自治体でも効果が一定程度確認をされましたふるさと納税の御礼状の作成、送付等の関係業務において、R P Aが活用できないか、また先ほど議員もご指摘のございましたA I - O C Rとの併用でさらなる省力化ができないか調査を行おうとしているところでございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

今言っていただきましたように、全国的にふるさと納税等に関しましては非常に御礼状を出す、人間であればミスも起こることもあると思いますが、温かさには欠けるかもしれませんが、確実に御礼状が出せるといったようなところに関しましてはパソコンと言いますかロボットと言いますかこういうものが確実にやってくれるという面で、非常に有効性があるんじゃないかなと思います。

先ほど、西予市におきましては、税金に関して紙帳票のものを実験的に導入してみたがうまくいかなかったという話でございましたが、この辺も、

先ほど部長も言うていただきましたが、AI-OCRなどを使いながら、それを導入していくというようなことができれば、またそれももう一度実験してみるのもいいんじゃないかなと思いますので、このRPAに関しましては、今全国でいろいろな事例が出てきておるんですけども、今から人口減少になっていった中で、行政のサービスを落とさないで済むように、各支所においてもこういうことが導入されましたらそういうことがなくなるんじゃないかなと思いますので、ぜひともいろいろな研究をしていただきまして、RPAの導入に向けて動いていただけたらと思います。

また、これを導入することによりコスト削減についてなんですけど、実際に今思い当たるところがなければなかなか難しいと思うんですけど、コスト削減についてどのようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ふるさと納税の御礼状の作成、送付等の業務においてRPAが活用できないかという例で御説明をさせていただきます。

参考にしております熊本県宇城市の事例によりまして、関係の業務処理にRPAを導入したところ、職員の負担は大幅に軽減されたそうです。業務に要した時間ベースでの試算では約350時間の削減効果になったという報告もございます。仮に職員1人当たりの年間の労働時間を約1,920時間と置けば、350時間分の削減効果はかなりのものだと考えられます。

他方で、このRPA導入にはそれなりの予算がかかったというようなことで、数百万円、あるいは1000万円を超えていくというようなところでもございますので、費用対効果という観点でこの350時間をどうとらえるのかというのはあろうかと考えております。

西予市では、ありがたいことにはございますけれども、ふるさと納税の件数が年々増加している状況ですので、令和2年度の見込みは約1万8000件、来年度の目標は約2万件としておりまして、今後も一定程度の業務量が見込まれるところですので、この分野でのRPA導入は一考に値するかと考えてございます。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ふるさと納税に関しましては本当にありがたいことにどんどん増えてきているということで、宇都宮久見子議員の質問の中にもありましたが、今後ますますこういうのが増えてほしいなと私も思っていますので、導入されて時間短縮の中で運用していただけるようお願いしとつたらと思います。

それでは最後に、少し働き方改革とは外れるのですが、関連があるので質問させていただきたいと思います。

まずは、乙亥会館やどんぶり館などの施設や公民館のWi-Fi環境が現在どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

乙亥会館、どんぶり館等の施設につきましては、既に施設の一部のエリアについて、えひめFreeWi-Fiが導入され運用を行っております。

市内では、その他の施設といたしまして、まなびあん、宇和米博物館等、令和2年10月末時点で合計27カ所整備をされております。なお、災害伝承展示室については、現在、えひめFreeWi-Fiのエリア外となっておりますが、本年度、えひめFreeWi-Fiの整備を行う計画としております。

市内公民館につきましては、現在は整備をされておきませんが、新生活様式対応行政サービス構築事業におきまして、来年度末までに、えひめFreeWi-Fiが利用できる環境を整備する計画となっております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

以前の一般質問におきまして、ここはジオパークの指定を受けているということで、各その場所に行ったときに、Wi-Fi環境下の中でいろいろな情報を受け取ることができないかという話をさせていただいたんですが、実際にジオパークが

存在しているところは、町なかから外れたところが多く、そこにWi-Fiの環境を持っていくというのはなかなか大変であるという話をさせていただいております。

そういった中で、乙亥会館とかどんぶり館とか、今米博とかも言われましたが、そういうところでWi-Fiの環境下が整ったのであれば、そういうところで、特にどんぶり館なんかがいいんじゃないかなと思います。そのジオの内容が全部QRコードかなんかで自分が見たいところをそこにQRコードに当てたらその説明が受けて、そこに見に行くことができるような方向性、観光に関しても、そういうWi-Fiの上手な使い方ができるんじゃないかなと思いますが、現在そういう方向性で動いているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ありがとうございます。

Wi-Fiを活用した、例えばジオパークの観光案内ですとか、そういう施設案内につきましては、実際に皆さんがスマートフォンなんかを持って観光に訪れるというのは当たり前の中で、いかに取り入れていくか、また充実させていくかというのは常に検討をさせていただいております。そういったコンテンツですと、そんなに大きくコストをかけずにいろんな施設を楽しんでいただけるというようなことにもなろうかなというふうに考えておりますので、可能な限りいろんなところにそういったコンテンツをちりばめられますと、非常にちょっとしたきっかけ、ちょっとしたところで、そういったコンテンツを目にとめていただける機会も一層増えていくのではないかなというふうに考えておまして、可能な限りどんどん導入していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございます。ぜひそのように進めていってもらったと思います。

公民館におきましては、教育においても利用するというところでございましたが、人数的に一度に

何名ぐらいのアクセスができるような施設にされるのか、いつごろ整うのかということに関しましては、先ほど部長から来年度末という話がありましたが、公民館において、人数的にどのぐらいの人数が一度にアクセスできるような内容になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

一度にどのぐらいの方がアクセスできるかというところについては、仕様が手元ございませんので、現時点では回答をすることができません。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

公民館にできましたら、いろいろな講座等々でもいろいろ利用できると思いますので、なるべく多くの方が一度にアクセスできるような施設にしてほしいなと思っております。

また教育に関しまして、今回小・中学校に向けて、モバイルルーターの予算が上がっておりますが、予算につきましては通信費を含んでいるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどのモバイルルーターに関しての通信費の関係ですけれども、実際の使用は来年度を計画しているというところがございますので、今回の補正予算には計上はしておりませんが、通信費についてはまた別途ということで今回の予算とはまた別に、今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

学校教育における、今からGIGAスクールの話が出てくると思うんですが、こちらに関しましては、この後、源議員から質問させていただきますのでそちらのほうでお願いしたらと思っております。

最後に災害伝承展示室が今できて、語り部の方

がいろいろと説明をされているわけなんです、大勢の人数で来られたときには当然語り部の方に実際生の声を聞きながら説明を受けるのが一番いいことだと私も思っているんですが、1人とか小人数で来られたときに、一々語り部の方に御迷惑をかけるというのも、いろいろあるんじゃないかなと思いますので、先ほど言いましたように、Wi-Fi環境下で説明を受けることができないかということで質問を考えていたんですが、先ほど、こちらにもえひめFreeWi-Fiが入るという説明ではありましたが、どのような方向性でこのWi-Fi環境下の中でできるようになるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

Wi-Fi環境下を構築した中での語り部活動という御質問だと理解をいたしました。

去る10月12日に災害伝承展示室がオープンいたしましたして、同時に災害の記録と記憶を後世に語り継ぐための団体として、語り部の活動が始まっております。

Wi-Fi環境を活用して、語り部による案内がない場合でも、インターネット経由で語り部案内動画等を利用者が視聴できる環境・機能整備の御提案をいただきました。

まず、語り部は災害を目の当たりにした感情や思いを自分の言葉で伝えることが重要であると考えておまして、まずは人と人が関りながら伝承できる場の提供を充実させることが大切であると考えております。

現状といたしましては、スタートしたばかりの語り部の活動を軌道に乗せることに専念したいと考えておりますが、語り部活動以外でも、展示室内だけでは展示し切れない情報等をウェブ上に蓄積し、Wi-Fi環境を利用して、利用者が通信負担なくその情報を見ることができるなど、Wi-Fi環境を整備することで、さらなる災害伝承のための取組の充実も考えられるところでございます。

災害伝承展示室には、本年度Wi-Fi環境を整備する計画としておりますので、今後の語り部の活動状況も踏まえ、ウェブの活用検討等も含めた一層の災害伝承のための取組を充実してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長

井関陽一君。

○13 番井関陽一君

ありがとうございます。

野村の伝承室の件におきましては、本当に語り部の方が語っていただけるのが一番だと私も思っておりますが、今の時代ですので、Wi-Fi環境が整っていれば、その中で先ほども通信の負担がなくてそういうデータを読み取ることができるというのは、今からの時代必要なことじゃないかなと思いますので、せっかくできた伝承室でございますので、皆さんが利用できるようにそのような配慮をしていただけたらと思います。

時間たくさん余っておりますが、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時34分）

○議長

再開いたします。（再開 午前9時45分）

次に、12番源正樹君。

源正樹君。

○12 番源正樹君

それでは改めまして、おはようございます。

議席番号12番源正樹です。

中村議長より発言の許可がありましたので、通告書の内容について会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問いたします。

今回は新型コロナウイルス感染症についてとデジタル化についてお尋ねします。

質問を通じて、我が町西予の市政発展と住民福祉の向上の一助となれば幸いです。

まず、新型コロナウイルス感染症に関してお尋ねします。

11月に入りまして、第3波が到来しています。県内においても、感染確認された方が、昨日6日時点で345名となっております。12月に入り、県内では新規の事例は減少傾向となっておりますが、冬本番となるこれから、油断することは決してできません。

現在、季節性インフルエンザの流行期に入っておりますが、11月27日発表の愛媛県感染症情報に

よれば、11月9日から22日までの2週間で、県内でのインフルエンザ発症数は僅か4名にとどまっており、全国的に見ても非常に少ない状態が続いています。

感染症防止の基本であるマスクの着用、こまめな換気、うがい、手洗い、消毒の徹底と3密を回避する、このことが、新型コロナと同時にインフルエンザの感染拡大防止にも寄与していると考えられます。

この2月から続いている新型コロナにより、地域経済は非常に大きな打撃を受けております。ワクチン開発が急速に進んではいませんが、もう少し時間がかかると思われます。これ以上経済への打撃を大きくしないためには、一人ひとりが今後も感染防止を継続し、行動することが大切だと強く感じています。

まず1つ目の項目ですが、診療体制についてお尋ねをしたいと思います。

愛媛県では、季節性インフルエンザの流行に備え、令和2年11月16日より新たな受診・相談体制の運用を開始されています。県のホームページによれば、11月6日現在で、西予市内の医療機関の内23が指定医療機関となっています。

まず、発熱した場合、どのように相談・受診すればよいのかお尋ねをいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

新たな診療・検査体制についてお答えいたします。

愛媛県内では国の指導に基づき、県内医師会、医療機関の協力を得まして、11月16日から季節性インフルエンザの流行に備えて、それまでの保健所での対応が発熱者の急増により困難となる恐れがあるため、発熱症状のある方がかかりつけ医等に相談・受診し、必要に応じて新型コロナウイルスの検査を受けられる体制を整備しております。

議員からもありましたように、11月13日現在、市内の医療機関では患者を診療から検査まで対応する医療機関が16カ所、診療のみ対応する医療機関が7カ所で、合計23の医療機関から協力をいただいて、指定をされているところでございます。これは県内の市町でも非常に医師会の協力が高い状況でございます。

従いまして、今朝ほども市内防災行政無線放送でありましたように、まずは発熱等の症状がある場合には、直接医療機関に行くのではなく、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に相談の上、相談先の案内に従って受診をしていただくこととなります。

相談先にお困りの場合は、先月末に各戸配布した案内チラシや市、県のホームページなどに連絡先を記載しておりますので、県が24時間設置しております受診・相談センターに相談いただきますと、受診可能な医療機関を紹介する体制が整っておりますのでお問合せをいただくよう御協力をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

今、山岡部長から発熱した場合の方法について答弁いただきましたが、これが発熱する前、例えばかかりつけの先生がいる市民の皆さんが事前にそういったことを相談するとか、事前に受診先を確認するということは可能なのか、1点再質問いたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

可能でありますので、お困りの際は御相談いただいたらというふうに思います。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、ワクチンの接種について質問をします。

臨時会である第203回国会において、12月2日に新型コロナウイルスワクチン接種の無料化を柱とする改正予防接種法が全会一致で可決成立しています。費用は全額国庫負担で、実施主体は基礎自治体、市町村となります。改正法により、国民には原則として接種の努力義務が生じますが、ワクチンの有効性、安全性が十分に確認できない際は適用しないとされています。

日本では、来年、令和3年前半までに全国民分のワクチンを確保する方針を明らかにしており、英米3社から計1億4500万人分以上を購入する

ことで、既に契約合意に達しています。

感染終息にはワクチン接種が欠かせないと考えます。しかしながら、全国民に同時期に集団接種することは史上初のことであり、大変混乱するのではないかと危惧をすところでもあります。

そこでお尋ねしますが、接種の際に市としてどのように対応されるのかお尋ねをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

ワクチン接種についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、発生以来、多数の患者が健康を損ない、医療提供体制に大きな負荷を及ぼしているほか、国民全体が感染防止対策の徹底を求められるなど、国民生活に大きな影響を与えています。

こうした中で、国は新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組において、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担軽減、さらには社会経済の安定につながることを期待されることから、議員もおっしゃいましたが、令和3年半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指すこととし、また、国民への円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図るとしております。

ワクチン接種対象者については、新型コロナウイルスワクチンの供給が順次行われる予定であることから、接種対象者に一定の順位をつけ行うことを国において検討中でございます。

また、接種対象者への個別通知については、接種実施主体である市町村が、当該市町村の接種対象者であることを確認できる接種券を発行し、接種の案内とともに対象者に送付いたします。

今後の市民への周知方法につきましては、詳細が決定された後、国や県等の指示に従い、西予市ホームページや広報誌、西予ケーブルテレビ等を活用し、接種順位、ワクチンの有効性、安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、必要な情報の周知を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

実際にいつぐらいの時期なのか、またどのような形にするのか、国の方向性がまだ明確にはなっていない状況かと思えます。

しかしながら、西予市の場合、御存じの通り高齢化率43%を既に超えており、65歳以上を先に接種するとなった場合に、半数近くの方が一気に受けるという形になります。当然地元医師会の皆様の御協力も必要だと思いますので、鋭意その辺りは調整対応いただきたいと考えます。

それでは、次の質問施策区分であるデジタル化についてをお尋ねします。

就任初であった12月26日の国会における菅内閣総理大臣の所信表明では、デジタル化について次のように演説されております。

「今回の感染症では、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れ、サプライチェーンの偏りなど様々な課題が浮き彫りになりました。デジタル化をはじめ、大胆な規制改革を実現し、ウィズコロナ、ポストコロナの新しい社会をつくります。役所に行かずともあらゆる手続きができる。地方に暮らしていてもテレワークで都会と同じ仕事ができる。都会と同様の医療や教育が受けられる。こうした社会を目指します。

そのため、各省庁や自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進めます。今後5年で自治体のシステムの統一、標準化を行い、どの自治体にお住まいでも行政サービスをいち早くお届けします。

マイナンバーカードについては、今後2年半の内にほぼ全国民に行き渡ることを目指し、来年3月から保険証とマイナンバーカードの一体化をはじめ、運転免許証のデジタル化も進めます。

こうした改革を強力に実行していく司令塔となるデジタル庁を設立します。来年の始動に向け、障壁を廃し、民間の力を大いに取り入れながら早急に準備を進めます。

教育は国の礎です。全ての小中学生に対して、1人1台のIT端末の導入を進め、あらゆる子どもたちにオンライン教育を拡大し、デジタル社会にふさわしい新しい学びを実現します。

さらに、テレワークやワーケーションなど、新しい働き方も後押ししてまいります。行政の申請などにおける押印はテレワークの妨げとなることから、原則全て廃止します。」

また、12月4日に臨時国会閉会にあわせて行われた記者会見において、デジタル庁については来々、令和3年9月創設を目指し、業務概要を策定し、年内にも基本方針を取りまとめられるとのこと。これから社会全体において加速度的にデジタル化が進むと想定され、市においても鋭意対応する必要があります。

このことを念頭に質問したいと思います。

最初の質問項目ですが、GIGAスクールに関して3点お尋ねをいたします。

学習指導要領においてプログラミング教育の推進が定められ、この要領は、社会状況の変化などに合わせて改訂されますが、約10年ぶりとなる大型の改訂でした。この改訂では、プログラミング教育が令和2年度から小学校において必修化され、令和3年度より中学校において全面実施となります。

まず、プログラミング教育についてどのような学習をされるのか、その内容をお尋ねします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどのプログラミング教育についてでありますけれども、プログラミング教育は平成29年3月告示の小中学校学習指導要領により、小中高校を通じてプログラミング教育を充実するということとなりました。小学校は本年度から実施をしております、中学校は来年度、令和3年度から実施するということとなっております。

プログラミングとは、わかりやすく申し上げますと、コンピューターにさせたい仕事をコンピューターが理解できる言葉で順番に書き出すことでありますけれども、プログラミングに取り組むことを通じて、プログラミングの言語を覚えたり、また、プログラミングの技能を習得したりするといったことは考えられますけれども、それ自体を狙いとしているわけではありません。小学校のプログラミング教育におきましては、特にコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力、すなわちプログラミング的思考を育成することが大きな狙いがあります。このような考えのもと、市内各小学校において、学校や地域の実情に応じて創意工夫を生かしたプログラミング教育に取り組んでいるところでございます。

教科につきましては、プログラミングという教科があるのではなく、算数や理科、総合的な学習の時間のほか、各教科、学年、単元等、教育過程内の学習全般において進めているところでございます。

具体例を申し上げますと、5年生の算数では、正多角形を描く手順をプログラミングを通して確認し作図をしたり、6年生の理科では、人を感知するLEDを点灯させる回路を実際の道具よりも単純化して作成をいたしまして、通電の手順や命令の組合せ方を試行錯誤しながらプログラムを作成したりする学習を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、学習用端末の運用についてお尋ねをしたいと思います。

私もプログラミング教育というと、プログラミングという授業ができるというふうには全くの勘違いをしておりましたので、次の質問要旨にありませんプログラム教育について、先ほど部長から学習全般において包括的に進めるとの答弁をいただきましたので、通告してある次の質問要旨の一部を省略させていただきます。

貸与される学習端末ですが、学校以外、長期休暇中などに家庭等や学校外でも使用を予定されているのかお尋ねをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

端末の運用について御答弁をさせていただきます。

学校外の利用につきましては、端末を家庭へ持ち帰り、家庭のWi-Fiに接続をして持ち帰り学習や調べ学習などを行うということを想定しております。しかし、家庭へのアンケート調査の結果では、児童生徒がWi-Fiを利用できないという家庭もあり、全児童生徒が持ち帰って学習できる環境にはございません。

そこで、このたびの補正予算にも計上させていただいておりますけれども、家庭にWi-Fiがない児童生徒用としてモバイルルーターを購入い

たしまして、ルーター本体については無償で貸与したいと考えております。

長期休業中の端末の運用については、今後教員を含めて検討していく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

今定例会で上程されました補正予算案の中に、小中学生向けのモバイルルーターの端末の購入費用というものが上がっております。詳細については、私も総務常任委員会に所属しておりますので、その委員会の場でいろいろと申し上げたいことありますが、例えば家庭に持ち帰った場合に機器類が破損した場合にどういったふうに対応するのか。来年度から本格的に導入するに当たって、非常に議論するところが多いというふうに感じております。

先ほど井関議員からバトンをいただいておりますが、通信費がどうなんだとか、様々な観点で心配されてる保護者の方も多いうに聞いております。またその辺りは、委員会の補正予算審議の中で様々な形で質疑をさせていただければと思いますのでお願いいたします。

それではGIGAスクールについて最後の項目になりますが、ICT活用教育推進アドバイザー及びICT支援について質問をします。

文部科学省では、教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校ICT環境の加速とその効果的な活用を一層促進するため、教員研修講師、指導面・技術面の助言、遠隔教育実施のサポート等を支援するICT活用教育アドバイザーの活用事業を実施されています。また、先生、生徒のICT教育支援、学校運営と情報管理、ICT環境の運用管理など、学校における教育の情報化推進の実務的な支援をするICT支援員の配置を進めるよう推奨されています。

現在、西予市において、ICT活用教育推進アドバイザー及びICT支援員を活用されているのかお尋ねをいたします。

○議長

松川教育長。

○松川教育長

ICT活用教育推進アドバイザー及びICT支

援員についてのお尋ねでございますが、私から御答弁を申し上げます。

まず、ICT活用教育推進アドバイザーですが、この制度は、源議員おっしゃるとおり、学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するために、文部科学省におきましてアドバイザーを手配し、主に都道府県レベルにはなりますが、各教育委員会等に対してそのアドバイザーを派遣したり、オンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化に関する全般的な助言や支援を行う制度でございます。この制度は令和2年度に新設された制度でありまして、現時点におきまして、西予市におきましては利用実績はございません。

一方、ICT支援員につきましては、各教育委員会等が地方財政措置を活用して、学校における日常的な教員のICT活用を支援するものを配置するものでございます。具体的な業務としては、授業計画の作成支援やICT機器の準備や操作の支援、また、校務支援システムの活用支援や日常的なメンテナンスの支援、さらにはソフトウェアの更新、ネットワークのトラブル対応や校内研修の企画や実施支援等が挙げられます。西予市におけるICT支援員につきましては、教育情報ネットワーク管理業務におきまして、既に1名を配置しているところであります。

現時点では、このネットワーク管理業務の中で、ICT機器研修・操作指導やICT機器及びソフトウェアの軽微な設定変更対応などの業務に加えまして、教職員向けの研修、端末の維持管理、日々の運用方法のアドバイスなど、今後のGIGAスクール構想の推進におきましても対応する予定としているところでございます。

次代を担う児童生徒にとりまして、情報活用能力は全ての学習の基盤となる資質、能力であります。こうした資質、能力を児童生徒が着実に身につけるため、また、学校でのICTの日常的な利活用を推進するため、GIGAスクール構想を大きな契機としまして、ICT活用教育推進アドバイザー制度の積極的な利用やICT支援員のさらなる充実を図るよう前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12 番源正樹君

考えてみればこのG I G Aスクール構想は、昨年、令和元年 12 月に決定されたものが、今回の新型コロナ対策の影響とか、長期休校のこともありましたので、4年間かけて様々なものを整備するという計画が一気に前倒しとなって、今、実現に向けてあるところでございます。

新聞で拝見させていただいたんですが、10 月に開催された県の市長会の秋季会議において、例えば通信費であるとか、端末の更新費用だけで、今年度国からの国庫補助もあったんですけども、全ての児童生徒に端末を貸与したり、通信環境を整備することにおいて約 1 億 4700 万円、これだけの予算が必要となっております。当然パソコン機器ですので、5 年程度たてば一斉に更新する必要が出てまいります。まだまだ本当にこれから始まる制度であります、継続するに当たってこの費用をどうするかというのは非常に大きな課題となってくると思います。また議会としても様々な形で、そういったことを届けるように努力も必要ではないかというふうに考えております。

それでは次の質問項目であります、行政のデジタル化について 3 点質問をさせていただきます。

今後、生産年齢人口の減少による労働力の減少がますます進んでまいります。我々のような地方自治体が住民の皆様生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、市の職員の皆さんが職員でなければできない業務に注力できるような環境をつくる必要があります、業務プロセス、システムの標準化及び AI やロボティクスの活用が求められるのは、先ほどの井関陽一議員の一般質問にあったとおりでございます。

こうしたデジタル社会の到来に備えるためには、既存システムや業務のプロセスを前提にせず、抜本的に見直す必要があります。愛媛県においても、11 月 19 日の県知事記者会見において、愛媛県デジタル総合戦略の骨子案が発表され、行政、暮らし、産業の各分野でデジタル技術活用を推進していく方針が明らかとなっております。その中では、オンライン化された行政手続がスマートフォンで完結する手のひら県庁への挑戦を掲げられています。デジタル技術に不慣れな県民への対応は、県よりも住民に近い基礎自治体が大きなかぎを握っ

ているとして、市町との連携の重要性を強調されました。

そこでまず、押印の廃止について質問をいたします。

菅新政権となり、真っ先に取上げられたのは押印廃止でありました。河野行政改革担当大臣は、12 月 1 日の記者会見において、地方自治体での行政手続における押印廃止のマニュアルを今月中に各自治体へ配付すると発表されました。既に国の手続では認印を全て廃止することとされています。今回のマニュアルは、国と同様の取組を各自治体に求めるものとなると思います。

先ほど井関議員の質問の中で、行政内部の手続についての観点から一般質問があったかと思いません。

それでは、市民の皆様が各種手続や申請等、押印が必要とされる申請書等の数や押印の見直しに向けた取組など、市の現状についてお尋ねをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

源議員の押印の見直しについてお答えをさせていただきます。

河野行政改革担当大臣が行政手続の便利化の後押しを目指しまして、各種申請行為などの行政手続に必要な押印を廃止する意向を示されたということは承知いたしております。以前から、行政手続には押印を必要とするものが多く、国におきましては、事務の簡素化、効率化を進める上で、不要とできないか議論が交わされてきたところでございまして、既に一部には押印を省略または廃止したのもございます。

当市におけます押印を必要とする申請書等の種類・数につきましては、非常に膨大また多岐にわたっておりますので、現状までは全体は把握できておりませんが、住民票の交付など一部の諸証明の交付手続を除けば、ほとんどが押印が必須となっている状況でございます。

今後、このたびの河野大臣の発言によりまして、押印廃止の動きは加速化するということが見込まれますので、本市におきましても取り組む必要があるかということで認識をいたしております。全国では既に、先進的に取組を進めている団体も

見受けられております。市といたしましても、そうした国の動向及び他の地方公共団体の取組、また、県内の状況等を総合的に踏まえまして、本市が進めます行政事務のICT化、先ほど政策企画部長からもありましたけど電子決裁の推進、また、小規模多機能自治制度の導入に伴いまして、機構改革、その中でのそういった決裁とか内部システムの見直し、そういったことを踏まえまして、行政事務の効率化、簡素化、そして住民サービスの向上を図るために、押印廃止に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、様々な法令上の制約等もございますので、国が示すであろうマニュアルをベースにしながら具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、質問項目でありますマイナンバーカードについて質問をいたします。

行政のデジタル化の基盤となるのはマイナンバー制度であり、マイナンバーカードであります。このカードは顔写真つきの身分証明書であり、対面での本人確認が可能で、裏面にあります秘匿性の高いICチップによりインターネット等での使用が想定される電子的な本人確認が可能となります。また、同じく裏面にはマイナンバーが記載されており、社会保障や税などの手続で添付書類が不要となっています。先ほど少し触れましたが、来年、令和3年3月から健康保険証として利用できるようになり、将来的には運転免許証として利用ができるよう検討が進んでいます。

西予市では以前、カード取得率日本一を掲げられていたことがありました。総務省が定期的に公表されているマイナンバーカード交付状況によれば、少し前の話ですが、平成29年5月15日時点の発表で、全国の特別区・市の中で交付率が15.3%と、その当時は全国3位でありました。

現在、市のマイナンバーカードの取得率はどのようになっているのでしょうか。

また、普及に向けてどのように取り組まれているのかお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市のマイナンバーカード取得率につきましては、令和2年10月末時点で27.25%となっており、全国平均の21.30%、愛媛県の平均の19.49%を上回っておりまして、県内では1位の取得状況です。

議員御指摘のとおり、来年3月からのマイナンバーカードの保険証化、令和8年までに運転免許証の一体化の計画がされており、さらに、マイナンバーカードのスマートフォンへの搭載の検討もされていますように、マイナンバーカードに関する施策がどんどんと打ち出されている状況です。

国は、令和4年度末には全国民に行き渡ることを目指すとして表明されており、マイナンバーカードの利便性は高まり、今後ますます身近なものになっていくと想定しております。

西予市では、普及促進策として写真の無料撮影を行っているだけでなく、市民課の専用ブースにおいて申請のサポートも行っており、市民の皆様ができるだけ少ない負担で申請交付できる体制をとっております。

また、今後は市内の事業所や公民館への出張申請を実施することについても検討を行っているだけでなく、広報、ホームページ等でも改めて情報を発信していきたいと考えております。

まだマイナンバーカードを取得されていない方につきましては、ぜひ取得について御検討いただき、御不明な点等ございましたら市役所窓口までお気軽に御相談ください。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

現在の取得率が27.2%ということで約4人に1人少しが取得されてる状況かと思えます。

ちょっともったいなかったなと今になると思うんですけど、今、全国第1位が最新の発表で宮崎県都城市というところございまして、ふるさと納税が1位になったことでも非常に全国的に名を売っている自治体であります。西予市に関しても、今、愛媛県20の自治体の中でトップであるということは、先ほど言いましたとおり、健康保険証がなったり、免許証が一緒になったりと、これか

らますます普及が考えられますので、早急に取り組むことが必要だと思います。

そこで1点、来年度から保険証になるということで、市が所管されている西予市国民健康保険において、保険証として使用されるのか、その辺りについてお尋ねをいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市の国民健康保険の加入者は11月末時点で9,724人であり、西予市の人口の26.5%を占めております。また、国民健康保険加入者の内、60歳以上は6,388人であり、国民健康保険加入者の65.7%を占めております。

マイナンバーカードの保険証としての利用につきましては、令和3年3月から開始予定とされており、マイナンバーカードを保険証として使用するには、マイナポータルにて設定が必要となっております。実は、このマイナポータル上での設定はもう既に現在可能な状況となっております。御家庭のスマートフォン、パソコンで設定できます。国のホームページでは設定方法が動画により解説もされております。このように設定は各個人でも行うことができますが、もちろん市民課の窓口でもマイナンバーカードに関する専用ブースを設けており、保険証として使用できるよう設定のサポートを現在行っております。

また、来年1月末ごろでございますけれども、国民健康保険の加入対象者に次年度の検診の申込みの案内を送付する予定としておりまして、その際に、保険証化に関する御案内も同封するとともに、窓口に来られた方にも積極的に保険証化について声かけを行っております。

他方、実際の運用につきましてはカードリーダーをかざして確認することとしておりまして、市内病院側でシステム改修等も必要というふうに承知をしておりますけれども、どの診療所が対応可能なのか、市としても確認をさせていただき、周知の必要があるものと考えておりまして、その点は注意して周知を行ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、様々な機会をとらえて、市民の皆様に対してマイナンバーカードの取得、そして保険証化の御案内をしていきたいと考

えておりまして、一層の周知に努めてまいります。以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

市民の方がマイナンバーカードを持つだけじゃなくて、病院側の対応も必要であるとの答弁でしたので、その辺り鋭意検討いただきたいと思いません。

ちょうど9月から、消費税の還元対策でありました電子決済の還元事業が終わって、同時にマイナポイントが始まっています。マイナポイント、総務省が出してるホームページ見ると、自治体窓口というところ、西予市の窓口が実際対応することになってるんですけど、1階にありますマイナンバーの窓口か、あのあたり見てもマイナポイントのことが全く何もないのが現状かと思えます。当然こういった国としても、このマイナポイントについては半年間の延長を検討されているようですし、2年半で全ての国民に行き渡らせることを目標にされる以上、これから様々な政策が出てくると思えます。非常に煩雑な業務になりますし、あれかと思えますが、ぜひそういった政策に沿って、また、今後とも普及促進に取り組んでいただきたいと重ねて申し上げたいと思えます。

それでは最後、せいの暮らしのアプリについて質問をします。

多くの自治体、企業、団体等が独自のスマートフォンアプリを配信し、様々な利用者を対象としたサービス展開を行う時代となりました。これからそれを導入することにより、費用の削減、市民の皆様の声を直接入手する利便性など、いろいろな利点があるため、今後とも広がっていくことが予想できます。

自治体で導入されているのは、観光情報の発信、行政サービスを紹介するもの、ゲームなどで地域を紹介するもの、災害時等の緊急時に対応するものに分類ができます。

宇和島市では、平成27年に伊達なうわじま安心ナビを、観光分野をまず先んじて導入され、現在は、防災、子育て、健康と4つの分野を一体的に運用されています。昨年9月30日現在のダウンロード数は1万5137件であり、スマートフォンを使っていると想定される市民の約3分の1が

毎日利用される、いわゆるアクティブユーザー数は平均6,320人であり、大きな成果を出されています。

西予市でも、平成30年のホームページ改修時にアプリを導入されています。せいの暮らしのアプリの利用者数はどのようになっているのでしょうか。

また、利便性の向上にどのように取り組まれているのかお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

せいの暮らしのアプリにつきましては、行政情報を広く周知するため、平成30年5月に配信をスタートいたしました。西予市ホームページに掲載の情報やごみの日のお知らせ、防災行政無線放送の内容を午後8時にプッシュ通知でスマートフォン等に提供をいたしております。事前に利用者が登録した設定に応じて受け取りを希望した情報のみを配信しております。また、夜間・休日当番医や緊急時の備え、市内の観光情報を調べたり、市政への意見を送ったり、手続や業務に関する問合せをしたりすることがしやすいように、市ホームページなどへのリンクを設けております。

せいの暮らしのアプリは市ホームページを補完するものと考えておまして、令和2年10月末時点の累計利用者数は1,890人となっております。市ホームページと合わせまして、運用開始から3年目を迎えており、数年後には市ホームページそのもののリニューアルも必要となってきております。その際は、防災、観光、子育て、健康情報などを集約した市民の皆様にとって利便性の高いアプリの構築、導入も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

1点再質問したいんですが、利便性の高いものを導入することも大切ですが、導入費用とか、それからの運営費用なども考慮する必要があります。アプリを開発すると、私質問で申し上げましたが、例えば導入方法として、市独自でそういったものを開発する、愛媛県で検討される手のひら県

庁への挑戦、そういったものと連携するなど、他の自治体と共同で開発する。または、利用者が多い既存のSNS、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用するなど、様々な観点が考えられますが、先ほど部長がホームページの改修に合わせて検討するとのことでしたが、どのようにされるのか、1点再質問をいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

アプリをどう改善していくか、まさにこれから本格的に検討を開始してまいりたいと考えておりますけれども、今議員御指摘のとおり、既存サービスの活用につきましても、1つ有効な選択肢としてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

恐らく皆さんの、ほぼ全てのスマートフォンをお持ちの方は毎日愛媛県のLINEが届くかと思えます。具体的な名称を申し上げるのはどうかと思ったんですが、今公表されている数字だと国内で約8800万人のユーザーがいるそうです。考えてみたら、国が出してる持続化給付金のそういったものもLINEにて配信をされております。費用対効果を考えた場合、せつかくアプリを開発しても、先ほどせいの暮らしのアプリのダウンロード数も答弁いただきましたけど、なかなか、今様々なアプリがある中で毎日見てもらうのかというのは非常に疑問があるところでもございます。また様々な形で検討いただき、市民の皆様に必要な情報がすぐ届く、このことが一番大事でございますので、また鋭意検討をお願いしたいと思います。

とにかく私も質問してて、デジタル化というと専門用語ですとか英語ですとか片仮名とか、非常に理解しがたくて、これ何だろうなと思いつながらやることが非常に多くあります。

酒井議員が前回の一般質問でも、高齢者のデジタルデバイスをどうするんだみたいな形で質問があったと思いますが、やはりデジタル化を進めるにおいては、例えば学校教育、GIGAスクール

でしたら、教育の質が向上することで学ぶ力や生きる力が向上する。行政のデジタル化でしたら行政サービスが向上するとか、市民の生活の向上に直結するとか、本当に目に見える成果が非常に大事になってくると思います。行政のデジタル化と言ってとかく行政内部の機構改革に陥りがちな面はあると思いますので、その辺りに十分御配慮いただきながら検討を進めていただければと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 34 分）

○議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 50 分）

次に、1 番和気数男君。

和気数男君。

○1 番和気数男君

議長の許可がおりましたので、1 番日本共産党和気数男、3 回目の質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

3 回目ですがまだまだ慣れておりません。準備不足ですが、一生懸命努力いたしますので、市長はじめ、関係職員の皆さん誠意ある御回答をお願いいたします。

まず、コロナ対策の問題についてですが、市内の経済状況は、自粛期間やコロナを警戒しての外出控えなどでどの業種も影響が出ていると聞いています。過疎化の進行する市内で、これまで何とか続けてきた業者の営業を守る、コロナの影響で追い詰められ、今後続けていけるかどうか不安を持っている業者の方、コロナが終息すれば、また続けたいと思っているが先が見通せないと思っている業者の方、こういった業者を支援して、市内経済を守っていくためにどのような対策が必要なのか市の見解をお伺いいたします。

まず、市内の業者の現状と市の支援策、各補助金の申請件数や受給件数、融資などの最新の数値をお伺いいたしますが、これは今までの他の議員の回答がありますので求めません。

それで、この補助金かなりの申請が出ておると思います。融資なども含めて、まだこれから後もあるかどうかどのように思っておられるかお伺いをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねのコロナに対する各補助金のことでございますが、今までにした中でもう一度やってほしい、追加してほしいというような希望が出ておりますのが、買い物応援事業、せいよ G o T o 買い物キャンペーンでございます。地元商店を対象とした点がよかったとか、第 2 弾を要望するとかいった声が出ております。このことについてもまた今後協議をしていきたいと考えております。

また、せいよ G o T o ジオツアー、これ市民向けで 1 カ月やったんですけど、これが物すごく好評でありましたので、この 11 月 16 日から今度は愛媛県民を対象に実施をしているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

ありがとうございました。

西予市の補助金とかこういった事業、かなり申請とか、そういったことが多かったと思います。恐らく適切な事業をなされていると思っております。今後も市民の要望を聞いてさらなる支援をお願いしたいと思っております。

次に、高収益次期作支援金の見直しについて、これも初日に質問がありましたが、このことについて 504 件の申請があったと思います。この 504 件の申請、非常に重いものがあると思いますので、どうかこの内容を精査していただき、どのような要望があったのか。可能であれば西予市でも対応できるものがあるのではないかというふうに思っておりますので、どのようにとらえておられるかお伺いをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

国が出された事業につきましては、農家の方、J A、そして市担当者も二転三転してることに對して、今困惑している状況でございます、大体 3 億円の申請に対して多分 3000 万円ぐらいしか採択にならんのかなということもありますが、今後の課題とさせていただきます国・県へ改めてどういう方法があるかというようなこともお尋ね

をしながら要望していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

申請の10分の1ぐらいになりそうだという回答でございました。

この問題は全国的に大きな批判が起こっておりますように、2階に上がったらはしごを外されたというふうな怒りの声もありました。ぜひこのような声を国に伝えていただきたいと思っております。農家から出された504件の思いをどうかよくお願いしたいと思っております。

次に、財政状況でございますが、新聞報道などではかなり臨時交付金が余っているのではないかと。1次・2次合わせて3000億円の補助金が使われてないというふうに聞いております。このことについて見解をお願いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

国からの交付金につきましてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の第1次補正予算と第2次補正予算合わせまして3兆円が措置されておるところでございます。第1次補正予算1兆円の内、7084億円が地方公共団体に配分されておりまして、残りが2916億円、第2次補正予算2兆円の内、1兆9500億円が地方公共団体に配分されておりまして、残りが500億円、合わせまして3416億円が配分残となっております。

第1次補正予算の残額2916億円でございますが、国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定をされる見込みですが、具体的な取扱いにつきましては、現段階では通知が参っておりません。第2次補正予算の残額500億円につきましては、今後の感染拡大等に備えて、地方単独事業分として留保されておりましたけれども、11月16日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、新たに協力要請推進枠を創設し、追加配分することで、地方公共団体による機動的な対応を支援するということとされております。

具体的には、感染拡大に対しまして国の一定の

関与のもとに、地方公共団体が感染防止に効果的なエリア・業種限定の営業時間短縮要請等を行いまして、協力金の支払い等を行う場合にその交付金が配分されるものとなっております。原則といたしましては都道府県に配分される予定となっております。

各省庁のコロナ感染症対策の助成金につきましては、議員御質問がありましたけれども、余裕が一部あるような報道もございます。地方公共団体が地域経済や住民生活の支援として策定する計画に基づきまして、新型コロナウイルス対策に限って執行できる財源は、この新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金しかございません。したがって、現段階におきましては、この臨時交付金の追加配分については不確定な状況となっております。

今後の経済対策につきましては、国の第3次補正、その内容も視野に入れながら、議員がおっしゃられております市中にどれだけのお金を回して、市内の経済活動、また、生活支援をするということが重要となってこようかと思っております。市の予算としましては、プッシュ的に支援をしていくといった方向ばかりではなくて、今後の市内の経済が潤い、終息後には、市税の上昇につながるような経済効果もあるような施策に取り組むため、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ありがとうございました。

次に、感染対策についてお伺いをいたします。

国は、季節性インフルエンザの流行期の検査需要にも対応できるよう都道府県に新たな検査体制整備計画を策定するよう要請され、愛媛県は6つの医療機関に分けて検査を行う方針を出して、それを受けて、市からは、新聞折り込みや無線でお知らせがありました。

今まで様々なイベントが中止され、外出自粛などにより地域経済への打撃が大きい今、さらにインフルエンザがはやり出す秋冬を見越して、今こそ、今後に向けて検査の拡充を行うべきと思いません。ニューヨークなどで行っているような、いつ

でも誰でも何度でも安価に検査を受けられる体制を構築し、これを内外にアピールすることは、市内経済を立て直し、感染を広げないために有効であり、また、移住者を呼び込むことにもつながり、イベントを再開することにもつながると思います。

こういった新たな検査体制を模索するべきだと思いますが、今ほど他の議員の答弁がありましたので、このことについての答弁は求めません。

それで、特に、介護施設、福祉施設、保育所、学校など、クラスターにつながりかねない施設においては定期的な検査を行うべきではないかと思っておりますがいかがでございましょうか。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議員御指摘の各施設における定期的な検査についてお答えをいたします。

国・県・市町では新型コロナウイルス感染症の検査について、検査が必要な者が迅速・スムーズに検査を受けられるようにするとともに、濃厚接触者に加え、感染拡大を防止する必要がある場合には、広く検査が受けられるような体制づくりを共同で取り組んでいるところでございます。

このため、クラスターの発生など地域の感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、発生した店舗、施設に限らず、地域の関係者を幅広く検査することを現在も行っております。

具体的には、源議員の御質問で答弁させていただいた体制に加えまして、先ほど議員からありましたように、医療圏ごとに、西予市は八幡浜大洲医療圏域に属しておりますが、愛媛県内では、その医療圏ごとに一つ以上の主に検体採取を行う地域外来検査センターが設置されているところです。

議員御指摘のように、現時点で予防のための定期的な検査を進めますと、本来検査が必要な感染が疑われる方たちの検査ができなかったり、遅れるような事態が生じたりすることで、適切な治療ができなくなり、重症者の増加や医療体制の逼迫にもつながっていくことが懸念されます。

したがって、現在進めている体制を国・県・市町が協働し、市民の皆様の理解と協力をいただきまして、しっかりと進めていくことが重要であると認識しているところでございます。

なお今後の動向によりまして、国・県・市町の

体制に変更が生じれば、速やかに変更できるよう情報収集や関係者の協議など注力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

続きまして、2番の問題に移らせていただきます。

保育所の民営化問題でございまして、私は、西予市の保育所のあり方、旧町で1園は公立保育所を残すという方針を見たときに、今の時代立派だと思っていたのですが、よく聞いてみると、今年2月に西予市立保育所のあり方に関する方針で、今までのあり方にとらわれないとの新しい方針が策定されておいて、8月から早速三瓶保育所の民営化に着手されました。

非常に性急な感じがしますが、特別な事情がおりなんでしょうか。今までも説明はあったかと思いますが、もう一度お聞かせください。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市公立保育所（園）のあり方に関する方針の改定理由についてお答えをいたします。

本市では、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営の課題に対応するため、平成25年に西予市公立保育所（園）のあり方に関する方針を策定いたしました。

この方針では、多様な保育ニーズへの対応、安心安全な保育環境整備、効率的運営ができる保育所（園）の適正配置等の視点から、公と民の適切な役割分担が図られる保育サービスの向上を基本とし、各旧町地区における保育環境の変化等に応じた統廃合及び民営化を進めることとしております。

しかしながら、保育環境を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、量的ニーズの長期的見直しや質的ニーズの変化、国の子育て支援制度の動向を踏まえた長期的な将来ビジョンを検討していく必要があることから、令和2年2月にこの方針を改定させていただきました。

改定の主な内容は、保育環境の変化や本市における極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用するため、前例にとらわれない見直しや

改革を進めるとともに、旧方針に引き続き、公と民の適切な役割分担が図れる保育サービスの向上を基本とし、さらなる充実と多様化する保育ニーズに対応していくこととしております。また、公立保育所の民営化を検討するに当たっては、旧町単位ごとに公立施設を一つ設置するという従来の前提は踏まえ、各地域の出生及び保育状況や保護者、地域の要望を尊重した上で進めていくことといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

地元や保護者へは十分な説明がなされたのかという質問を出しております。アンケートの中身を見ると早過ぎるとの回答が多かったと思いますが、そういったことを鑑みて、実施が1年延びたということでしょうか、伺いをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

三瓶保育園民営化に伴う保護者や地元への説明についてお答えをいたします。

三瓶保育園の民営化につきましては、今年8月から、保護者や地域住民に対し説明会を開催させていただきました。9月9日に、三瓶地区の就学前児童の保護者の皆様を対象に三瓶保育園民営化について御説明をいたしました。令和3年4月の民営化は早急過ぎるなどいろいろな御意見をいただきましたので、9月11日から17日の間で、民営化に伴う記述式のアンケートに御協力いただき、多くの保護者から回答をいただきました。保護者の皆様からいただいた御意見に対する保護者説明会を9月18日に三瓶保育園で、19日にひまわり保育園で開催しております。

9月24日には三瓶地区の皆様を対象とした第1回目の地区説明会を開催し、保護者の皆様からいただいた意見を尊重し、民営化のスケジュールを令和3年4月から令和4年4月に変更することをお伝えしております。さらに、地域の皆様からの御意見を尊重し、10月27日に第2回目の地区説明会を開催して、これまでの経過、三瓶地区の子どもの現状と今後の推移、民営化のメリット・デメリットなど細かく説明をさせていただいた後、

地域の皆様と三瓶地区の子どもたち一人ひとりの健やかな育ちが保障できること、子どもたちと保護者の方々が安心安全に園を利用していただけること、地域の方々が温かく見守っていただき、御支援御協力いただける、これからの保育園のあり方について意見交換をさせていただきました。

その中で、出席された保護者の方からは、「少子化が進んでいる三瓶町の子どものことを一番に考えた、安心して過ごせるよりよい保育環境を実現してほしい。」「民間保育所では、病児保育や延長保育が利用でき、働く親は非常に助かっている。これらサービスを継続してほしい。」「英語やリトミック、食育などいろいろな学びの体験を保育園で経験させてほしい。」「民営化に向けて、子どもたちが安心して過ごせる保育園、安心して過ごせる地域について考え、話を進めてほしい。」など民営化に前向きな多くの御意見をいただいたことから、おおむね御理解いただいたと判断いたしまして、三瓶保育園の民営化を決定したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次の質問の職員の雇用維持、それから今後の民営化の方針については、他の議員への回答がありましたので求めません。

次、保育所民営化は児童福祉法に反する、公立の継続を求めるは取下げます。質問は取下げます。

しかし、保育の実施主体は児童福祉法により各自治体が行うものと定められておりますことを認識はされておられると思いますが、なお、さらに自治体としての責任と自覚をお願いするものであります。

次の質問に移らせていただきます。

次、障がい者各種助成及び補助事業についてですが、この質問は、市民の方から直接伺ったり、生活相談と言いますかそういった中から出てきた問題です。中には、他所にはあるが西予市にはないのかというような質問などもありましたので、この場で質問をさせていただきます。また、新たな障がい生まれ、生活はこれから先なかなか厳しいことが想像されると涙ながらに言われておられる方もおられました。ぜひ誠意ある御回答をお

願います。

まず最初ですが、介護認定者の障害者控除認定についてでございますが、令和元年度において5件の認定という回答でございました。それで現在18件ということですが、ちょっと余りにも少ないのではないかというふうに思っております。この状況について御説明をお願いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

介護認定者の障害者控除の対象者につきましてお答えをさせていただきます。

この介護認定者の障害者控除につきましては、障害者手帳等の交付を受けていない満65歳以上の要介護認定者の方で、市が認定した方に障害者控除対象者認定書を発行いたしまして、税申告の際に、この認定書を提出することで税法上の障害者控除を受けられる制度でございます。

当市における障害者控除対象認定の要件につきましては、要介護認定に係る認定調査票及び主治医の意見書の記載内容に基づき判断をすることとなっております。知的障害の認定につきましては、主治医の意見書等における認知高齢者の日常生活自立度の程度がⅡまたはⅢと判定されていれば普通障害者、ⅣまたはⅤと判定されていれば特別障害者と認定しております。身体障害の認定につきましては、障害高齢者の日常生活自立度、寝たきり度でございますが、この程度がBまたはCであり、かつ、6カ月以上臥床状態であることが特別障害者の要件となっております。

対象者数でございますが、令和2年8月末時点ではございますが、当市における65歳以上の要介護認定者3,306名の内、知的障害者の認定要件に当てはまる方は2,027名でございますが、この人数には65歳以上で障害者手帳等をお持ちの方も含めた数字となっております。なお、身体障害に係る人数につきましては、主治医の意見書等に記載されている内容等から、6カ月以上の臥床状態であるかを判断する必要がありますので、データを用いて対象者を判断することはできない状態でございます。

また、先ほど議員からもありましたように、令和元年度に新たに5件の認定を行い、令和元年度までの累計で85件の障害者控除対象者認定書を

交付しておりますが、死亡、転出等により、有効となります認定書は、現時点で18件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

最初このことについて伺ったときに、5件だという回答をいただき非常に少ないというふうに驚いておりましたが、累計で85件ということでございます。現在、認定されておられる方が18件ということでございますね。例えば、内子町90何件あります。それで西予市の場合非常に少ないというのはどういうことなのかなと考えたときに、このことを言ってこられた方は、この控除認定について、実際に他の自治体で行ってるが西予市にはないのかというふうに言ってこられたんで、御存じでなかったと。市民の方が知らなかったということですね。

それで、西予市の場合は、このことについてホームページで説明をしておるといふような説明があったんですが、介護認定を受けられる方は高齢者である。そういった方にホームページを調べて、いろいろせよというのはなかなか無理なのではないかというふうに思っております。

例えば内子町や新居浜市では、介護認定をされたら、その方全てにこういう助成事業がありますよというお知らせをしております。ぜひ広報紙で知らせてほしいという要望もありましたので、できるだけこういうすばらしい制度がありますから、抑制するという方向ではなくて、この制度を活用して、障がいを持たれても少しでも住みやすい西予市にするために御努力をお願いしたらと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

周知の改善と利用の向上についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在十分な周知が図れておりませんので、今後は、介護保険被保険者へ制度の活用促進を図るため、介護保険啓発パンフレットや市広報紙、またホームページ等を通して周知徹底を行ってまいります。また、介護施設等の

施設に対しても、こういう制度の活用について、再度周知をさせていただいたらと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

よろしくをお願いします。

続きまして、透析患者通院交通費の助成についてでございます。

現在、市民病院へ通院されている透析患者さんには、病院から送迎バスが出されて大変喜ばれております。しかしそれ以外の患者さん、例えば車椅子を利用しておられる方でございますが、自力で歩行できない方は送迎バスには乗れないという状況で、その方は、タクシーまたは介護タクシーを利用されておるわけでございます。非常に負担が重くなっております。明浜から来られる方は、月額9万円以上かかっております。

西予市においてもこの助成制度はありますが、月額1万円、居住する町内の方は3,000円というようなことでかなり少なくなっております。市内で同じ透析の治療をする病院では、送迎はもちろんですが、タクシーで来られた方の助成も全部行っておるというふう聞いております。非常に制度として、送迎バスということでいい制度をつくってもらっておるんですけども、それに乗れない、さらに障がいの重い車椅子を利用されている方については、それを利用することができないということで、送迎バスを利用しておることから見ると、障がいの重い人ほど自己負担が非常に大きくなっている。何とかしてほしいという意見があることは当然ではないかと思っております。ぜひ治療に専念できるようにお願いしたいと思います。

対策としては、車椅子用の送迎バスを市民病院が構えることも考えられますが、非常に高額である。現在、対象者は数名です。他の自治体では介護タクシーへの費用助成などが行われております。早急にこのようなことであれば対応できるのではないのでしょうか。ぜひ対応をお願いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

車椅子使用透析患者の制度改善についてお答えをさせていただきます。

市内で人工透析治療ができる病院は、先ほど議員からも御指摘がありましたように、市民病院と個人病院の2院となっており、両病院とも送迎車の利用が可能です。

送迎車の利用者数でございますが、市民病院が11名、個人病院が27名となっております。人工透析をしている方で、車椅子利用者は、市民病院で4名おり、その内2名は、歩行器やつえでの移動も可能なため、送迎車を利用されておりますが、他の2名は介護タクシー、または自家用車で通院されております。

送迎車を利用できない方につきましては、人工透析患者通院交通費支給等制度の対象となり、申請により助成金を受給することができますが、議員御指摘のとおり自宅から病院までの距離や週に複数回通院しなければならない状況を鑑みますと、普通タクシーや介護タクシーを利用せざるを得ない方の御負担は大きいものと思われまので、まずは、市民病院等とも協議しながら、現状を詳細に把握させていただいたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君に申し上げます。

要望ではなくて一般質問の場でございますので、問うてください。以上です。

和気数男君。

○1番和気数男君

よろしくをお願いします。

次でございます。

まず車椅子利用者の災害避難についてでございますが、これは2018年7月の時点で、豪雨災害のときに車椅子利用のご夫婦の方が、未明に避難指示を受けたと、避難しようとして、市役所に車椅子の介護タクシーの紹介を依頼いたしました。紹介はできないと断られ、大変不安なひと時を過ごしたと訴えられておりました。

このことについて、福祉課にお尋ねいたしますと、現在このような障がいのある方の避難についても対策をつくっておるという御回答でございます。一安心いたしました。現在の状況とどのようなことを対策されたかをお伺いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

車椅子利用者等の障がい者の避難計画についてお答えをいたします。

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村では避難行動要支援者名簿の作成が義務化されているところでございます。

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など要配慮者の内、災害から身を守るため、安全な場所に避難する際に支援を要する方々のことで、その中には、日常的に車椅子を使用している方々も含まれております。

当市におきましては、法の改正後、避難行動要支援者名簿を作成し、避難の際の支援者などについても登録を行ってまいりましたが、随時の更新作業などが不十分でございました。

このような状況の中、平成 30 年 7 月豪雨災害が発生するなど、全国各地においても、毎年のように甚大な災害が頻発しており、車椅子利用者を含む避難行動要支援者への具体的な避難計画の策定が急務となっているため、本年 1 月に、西予市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者の精査及び避難のための個別計画策定に取り組むことといたしました。

この支援計画に基づき、同年 2 月から 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者、要介護の認定者、また障がい者の方々などに対し避難行動要支援者確認書を送付し、災害時に自身や家族だけで避難することができるかどうか、また、避難が困難であり、要支援者に該当する場合、平常時から自主防災組織など関係機関への情報提供に同意していただけたか確認をしたところでございます。防災意識の高まりも相まって、本年 11 月末現在で、避難行動要支援者 5,456 人中、3,981 人が平常時からの情報提供に同意をいただいているところでございます。

今後につきましては、情報提供の同意があった方々の要支援者名簿をもとに、一人ひとりの避難支援計画、いわゆる個別計画について、民生委員の皆様をはじめ、自主防災組織、ケアマネジャー、相談支援専門員など、関係者の協力を得ながら、地域の実情に合わせて進めているところでございます。

災害が発生する前に、車椅子を必要としている人も含め、避難支援が必要な方々を誰が支援するのか、どこに避難するのかなど具体的な計画策定

が重要でございますので、今後、関係する皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

ありがとうございました。

続きまして、最後の問題です。

障害者（児）のタクシーの利用制度についてでございます。

このことについて、決算書を見ますと、やっぱり利用状況はかなり少ないなということは私も感じておりましたが、ちょうどこのことを言ってこられた方がおられまして、少ないのはなぜかと言いますと、要件が非常に厳しいと、利用できにくくなっているというようなことを聞いております。具体的にどういったことですかとお伺いいたしますと非課税世帯であることとか、自家用車がないことなどが要件に言われており、ほとんどの家庭には車がある。例えば、軽トラックなどもこの要件に入るのかとか、緊急に必要なとき、自家用車を他の家族が使ってないときなどはどうなのかというふうなことを言われております。

また、他の市町では、自家用車や課税世帯などの要件がなく、利用している市町があると聞いております。

それとタクシー会社などへの周知はどうか。その方が聞かれておりますことは、タクシー会社はそのことをほとんど知らない。また、その利用者の利用券の支払い、チケットについて、支払いはどのようになっているのかなどをお伺いしたいと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

障害者（児）タクシー利用助成制度の改善についてお答えをいたします。

障がいのある方、あるいは子どもさんが積極的に外出し、生き生きと社会参加できる西予市にするためには、交通費支援の充実が必要であると考える、障害者（児）タクシー利用助成制度を整備いたしました。

当事業につきましては、在宅の障害者（児）が移動手段としてタクシーを利用することで、社会

参加の促進及び在宅福祉の増進に寄与することを目的とし、西予市障害者（児）タクシー利用助成事業実施要綱に基づき実施しております。

対象者は、西予市内に住所を有すること、いずれかの福祉手帳を所持し、かつ身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1・2級に該当していること、施設に入所していないこと、市民税課税世帯に属していないこと、本人もしくは介護者が自家用車を所持していないこと、の全ての項目に該当する者としております。

助成券が必要な対象者には、窓口にて申請をいただき、1枚500円の助成券を1年度につき24枚交付しております。利用期限は3月末としております。年度途中で申請された場合は、申請月から年度末までの月数に2を乗じた枚数を交付することとしております。

対象者は、手帳保持者であるため、新規や更新等の手帳交付時に周知漏れがないよう利用案内をしておりますが、これまでの啓発では周知できていなかった対象者もいることも考えられますので、広報紙等の定期的な掲載やタクシー事業所等へ乗客への周知依頼をするなど、さらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ありがとうございました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

会計年度任用職員制度についてでございますが、9月の議会にも質問がありましたが、ひとつ簡単にまず制度の趣旨をお願いしたいと思います。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは会計年度任用職員制度の概要につきまして説明させていただきます。

これは平成29年に臨時職員・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度として創設、運用が開始されたところでございます。

この会計年度任用職員は、地方公務員法にその

職・身分が明記されておまして、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職とされております。その内、1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤職員と同様の38時間45分の職がフルタイム、1週間当たりの勤務時間がそれよりも短い職がパートタイムと区分がされております。フルタイムもパートタイムも地方公務員法上の違いは勤務時間のみとなっております、基本的には、与える業務の量に差はございますけれども、職務の内容には差を設けないものとなっております。

以上でございます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

会計年度任用職員制度についてでございますが、このことも市民の方から、市の職員で専門知識があつて非常にいいなと思っておったんだけど、最近突然退職する人が多いようであると、あれはどうなつたのかと一遍議会で聞いてみてやと複数の人から私のところに言ってこられました。

いろいろ調べてみますと、新たな会計年度任用制度がスタートしたことに原因が起因していると思います。このようなことを市民の方が敏感に反応されるということは、やっぱり市政のことや特に職員のことはよく見られているなと思えました。

9月議会にもありましたが、基本的に一般行政職では補助業務、しかし、補助業務だけでなく、保育、給食、調理、図書館職員、看護師、学童保育など多岐にわたっておりまして、恒常的な業務から専門的な業務まで会計年度任用職員の方が頑張っておられます。その数が659名ということですね。これは、本来公務職の本旨である任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩れていると。これは人勸制度で実施をするということになっておることが大きな問題ではなかろうかと思えます。

問題点として、1週間当たりの通常の労働時間、常勤職員と同様の週38時間45分がフルタイム職員ということで契約をし、それ以外の方、フルより1時間短い職、これがパートタイムと区分されております。パートタイムに区分されておられる方が499名、フルタイムの方が160名ということで、聞いてみますと、今年度からパートタイムの方が圧倒的に増えたと。なぜなのかということ

いろいろと聞いてみたりしますと、調べるとパートタイムは1時間時間を短くしたことで退職金を払わなくてよいというふうな制度のもとであろうということが言われております。

私は、担当の職員は、この仕事を進めながら本当に忸怩たる思いだったろうかと、まず同情しました。契約段階で1年限りの契約を迫られ、当事者は契約するか否かだけの選択しかなく、契約した方が多くおられたと聞いております。また、市民から信頼のある方、専門職として勉強しておられる方も退職されたと聞いております。理由は、この制度の契約により月額だけでなくボーナスもひと月分減額をされております。かなりの金額が減少し、5万円ぐらいの月収が下がったとも聞いております。一生懸命努力をしても1年限りの任用で先の保障はない。生活設計を大幅に見直さざるを得なくなっており、やむを得ず退職、転職に向かわざるを得ない。仕事を探していたらほかにいい条件で、民間からしかもすぐに来てほしいと言われ即退職につながったということも聞いております。

その実態については、現在調査中ということでございます。先ほど、私に聞いてくれと言われた方は、このことは新しい制度が地元の貴重な働き場所をなくしているのではないかと。ふるさとを壊すことにつながっていく、その人の人生、ふるさとの未来を壊す、正職員でなくても人を大事にするべきだというふうに言っておられます。

現在、介護士、看護師、保育士などの職種の専門職が不足しておると聞いておりますが、この制度の導入で、ますます心配になりました。

現在実態調査中と聞いておりますが、ぜひ該当者の意見も聞いて改善をしていただきたいと思っております。そして、公表していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしく願います。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、任用条件、給与格付の見直しによりまして、特に長期間任用が続いておられた方が、年収ベースで大幅な減額となったという方がいらっしゃるということは承知をいたしております。ただし、全員

が下がったというわけではなくて、比較的年数が短い方については、逆に年収ベースでは増となった方もいらっしゃいます。

この制度の移行に際しましては、適切な表現ではないかもしれませんが、従来から慣例的とも言えるような状態、条件で任用していた臨時・嘱託職員につきまして、この制度の開始に合わせて改めまして、業務の必要性、業務内容、量の精査を行いまして、それぞれの任用条件を定め、また、給与の格付も一般職の給料表を適用し見直しを行ったところでございます。

これによりまして、一部の専門性、先ほど議員が御指摘の保育士でありますとか医療関係の職、こういった専門性の高い業務など除きまして、パートタイムに移行すべきという判断をいたしまして、給与の額につきましても相応の増減が生じたものということで、一定の合理性は満たしているものと認識をいたしております。

なお、これまで長年にわたりまして嘱託職員として勤務をされてきた職員に対しましては、その激変緩和措置として、一定の勤務年数を有する者に対して、特例的に給与格付を1ランク上の級にするといった試験制度も設けまして、相応の配慮もしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

この制度の運用に当たって大幅な減収になったという方もあると言われました。まだ始まってから1年が終わっておりません。それで、12月からこの実態を調べるということでございます。ぜひ当事者の意見をじかに聞きながら調べていただいて、改善できるべき点を改善していただきたいと思っております。またぜひその内容について、公表をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

職員の待遇改善についてでございます。西予市の賃金は、現在県内11市で最下位、それでまた、4つの町は西予市より高いラスパイレス指数であります。

松山のある大学では、就職支援の掲示板に県内自治体のラスパイレス指数が公表されておると聞いております。昨日確認をしましたら実際そうだ

というふうなことを言われておりました。学生の目には西予市の実態が一目瞭然であります。今はネットでいろいろ調べることができます。市長の給料は調べてみますと、県内 11 市で 7 番目ということで非常に結構だと思います。それから議員の給料も県内で 7 番目ということでもあります。市長は、当然報酬などは気にせず頑張っておられるということはわかっております。しかし、今回は、ぜひ職員の改善を検討していただきたいと思っております。

市長の政策を実行するのは職員です。そして今までも市長とともに、特に、あの災害からも本当によく復興に向かって頑張ってきた職員、市民からは、献身的に働く姿を見て見直したの声もたくさん聞いています。

しかし、余りにも低過ぎるラスパイレス指数では評価に値しないというふうに思うのではないかと感じております。職員の意気が上がらないし、優秀な人材確保が難しくなります。私はここが一番怖いところではないかというふうに感じております。宇和島市と西予市両方の試験を受けたと、両方とも通ったが西予市には辞退をしたというふうなうわさも聞いております。そのような事態にならないように、後 5 分ですね、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

○議長

宗副市長。

○宗副市長

ただいま一般職員の待遇についての御質問をいただきました。

御指摘のように西予市の平成 31 年度のラスパイレス指数でありますけれども、これは国家公務員と地方公務員の給料を比較するときに使う指標でございます。国家公務員の給料を 100 とした場合の地方公務員の給与水準をあらわすものでありますけれども、西予市は 92.5 ポイントという数値となっております。また、県内の市の平均値におきましては 96.7 ポイントということでございまして、4.2 ポイント低いという状況でございます。

御指摘のとおり、県内の市の中ではとても低い状況にあるということでもあります。また合併後のポイントを見てみますと、平成 17 年度には 89.7 ポイントでございました。それが 2.8 ポイ

ント上昇しているという状況でございます。

西予市の職員の給与につきましては、国・県の給与制度を基本としまして、自治体の規模であったり、または財政状況であったり、地域の実情に応じた給与水準としてきたところでございます。具体的には、現在愛媛県の給与水準、給与制度に準じた運用としておるところでございます。

今後におきましても、国・県の動向を注視するとともに、愛媛県人事委員会勧告等を踏まえまして、給与面における待遇改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

確かにラスパイレス指数が低いと職員のモチベーションが上がってこない。また、新しい雇用にもつながらないというふうなことでもございまして、そういった面での配慮、考慮しながら、人事の制度につきまして、見直しを図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

この問題は、平成 29 年第 4 回定例会で、酒井議員からラスパイレス指数が低いのではないかの質問がありまして、宇和島市、大洲、八幡浜との一番近いところと 5 ポイントも低いとの回答があつて改善をとという質問では、低いということは認めまして、給与について検討していきたいとの回答が当時の総務部長からありました。しかし、当時は 92.7 ポイントでありましたが、現在 92.5 ポイントということで 0.2 ポイント下がっております。

どのような検討されたのかお聞きしたいのですが通告をしていないので結構でございます。

公務員の給与改善は一遍にはできないということは私もよくわかっております。毎年少しずつ目標を定めて、例えば市長の任期である 4 年間で何ポイント改善するとか、職員の声も聞きながらぜひ改善する必要があるかと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長

和気数男君に申し上げます。

残り 5 分を切っておりますので次の質問は行いません。発言を打ち切ってください。一般質問を終結させていただきます。

和気数男君。

○1番和気数男君

はい。大事なところで時間切れとなりました。

また次回ぜひ続けて理事者のお考えを聞きたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 50 分）

○議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 00 分）

次に、議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

（日程 2）

○議長

日程第 2、議案第 119 号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」から議案第 138 号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」までの 20 件を一括議題といたします。

これより本案 20 件に対する一括質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

まず、14 番中村敬治君。

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

質疑通告しておりますので質疑をさせてもらいます。

議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」に係る予算書 7 ページでございますが、第 2 表債務負担行為補正でございます。下から 2 行目でございます。

市道石城地区 101 号線道路改良事業に係る工事請負費及び工事委託の 1 億 9000 万円についてであります。

これにつきまして 2 点お尋ねいたします。

1 点目は、101 号線は県道八幡浜宇和線と県道伊予石城停車場線をつなぐ路線でございますが、JR 伊予石城駅東側の踏切を含む延長約 30 メートルの大変道幅が狭く危険な区間でございます。車も往来する中、石城小学校の児童約 20 名が通学しております。今回の道路改良計画で歩道等の道路幅員構成はどうなっているのか。

2 点目として、接続する北側の県道八幡浜宇和線と交差することで今よりさらに大きな交差点と

なるわけですが、現在横断歩道の表示は 2 カ所しかございません。交差点の改良に伴う安全対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

市道石城地区 101 号線改良事業に伴う改良計画での道路幅員構成についてお答えをいたします。

議員より質問いただいたとおり、市道の約 30 メートルの区間は、1 車線で幅員が 4 メートルと狭く、歩行者の通行及び車の離合に支障を来している状況でございます。

改良計画では、接続する県道伊予石城停車場線と同じ幅員構成を計画しており、車道部が片側 3.0 メートルの 2 車線となり、合計で 6.0 メートルとなります。また、歩道は歩車道境界ブロックで車道と分離し、約 2.5 メートルの幅員で両側に設置をする予定です。遮断機等を設置する影響で歩道の幅員が一部狭くなる箇所もございますが、JR 四国と協議し、安全対策も十分行った上で、安心して通行、通学いただけるよう設計としております。

次に、交差点部の安全対策についてお答えをいたします。

現在、当交差点の主要地方道八幡浜宇和線を横断する横断歩道を 1 カ所使用停止にしております。これは、横断歩道の一部が村田川付け替え工事の施工範囲に入り、歩行者の安全を確保することから、道路や信号機を管理する愛媛県や地元小学校などと協議を行い使用停止の状態としております。

改良後は、交差点が広がることで横断歩道の位置が若干は変わりますが、以前と同様に、主要地方道八幡浜宇和線を横断する横断歩道は 2 カ所となり、交差点部の横断歩道は全体で 3 カ所となります。安全に交差点を通行いただけるよう関係機関と協議し、設計をしております。

以上でございます。

○議長

中村敬治君。

○14 番中村敬治君

ありがとうございます。

ただいまの説明で歩道 2.5 メートルがそれぞれ両側に設置されるということで大変安心しており

ます。

再質問でございますが1点だけいたします。

先月27日の財政課長による予算の補足説明の中では、令和3年度の完成に向けて取り組むとありましたが、しかしこの1億9000万円の事業費の大部分はJR四国へ工事委託されるわけで、また起点側に接続する県道伊予石城停車場線も100メートルほど暫定断面のままとなっております。今後JR四国と愛媛県の取組方針等ともなっておりますが、長年にわたり石城地区の方々から改良を望んできた区間でもあり、完成予定はいつごろになるのか改めてお尋ねいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

完成は令和3年度末、令和4年3月を予定しております。議員おっしゃられたとおり、工事は、JR四国、愛媛県と重要な調整を行うことが必要であり、今回、工事に早期に着手できるよう準備を進めるため、債務負担行為の補正を上程したところでございます。

以上でございます。

○議長

次に、9番山本英明君。

山本英明君。

○9番山本英明君

それでは、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の予算書30ページです。10款1項6目諸費の大学生等生活応援事業について質疑をさせていただきます。

説明を聞いたところ1,100人分の5500万円という予算を組まれておりますが、ということは1人当たり5万円ということになるかと思いますが、この5万円の金額を決められた根拠と申しますか、算定と申しますか、それをひとつ聞かしていただきたいと思います。

そして、西予市特産品を贈ると申すことですが、550万円ということなので、1人当たり5,000円相当になるかと思いますが、西予市特産品5,000円相当分を詰め合わせたふるさとの小包はどこの何をどのような方法で送付されるのかお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどの給付額1人当たり5万円の根拠、まずこちらから御答弁させていただいたと思います。全国大学生生活協同組合連合会によりまず調査結果がございます。この調査結果では、大学生の1カ月の生活費が約12万円、その内仕送りが約7万円となっていることから、その差額5万円をこのたびの給付額と考えたところでございます。

もう1点、特産品5,000円相当分を詰め合わせるふるさとの小包についてでありますけれども、ふるさとの小包の詳細につきましては、現段階での考えは、西予市の特産品の取扱いが可能な事業者などに委託をさせていただき、委託先が対応可能な産品を提示し、大学生等の申請者に選択をしていただく。そして、送付込みでの委託をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

一つだけ再質問させていただいたと思います。

この事業ですけれども、これはコロナ禍の事業で、継続ではなく単年度事業ということを理解しておいたんでよろしいのでしょうか、質問いたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほど御質問のありました、本事業は単年度事業かどうかということですが、議員おっしゃりましたとおり、本事業は新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、日常生活への影響を受けた大学生等に対し経済的な負担軽減、そしてまた、修学継続を支援することを目的としております。このようなことから、新型コロナウイルス感染症の状況にもよるところではございますけれども、基本的には単年度事業と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

次に、15番二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ただいまの山本議員の続きのページになります。10款教育費、2項小学校費、また10款教育費、

3 項中学校費の教育振興費の中で、小学校、中学校それぞれ情報教育振興事業 415 万 2000 円と 216 万 3000 円について質問させていただきます。

今回の予算は、G I G Aスクールに向けてのルーターの購入費用という御説明でございました。G I G Aスクールに関しましては、6 月議会において同じくパソコンの購入ということで予算がついておりますけれども、そのときに、今回G I G Aスクールの計画を前倒しにしての今回の政府の対応ということで、全国一斉にこういう事業が始まるということで、機器の購入が間に合うのかというふうな心配があったように思うんですけれども、そういう点について目途がついているのか、質問させていただきます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

パソコン等の購入を含めた機器の目途というところでございますけれども、この度、学習用端末、いわゆるパソコンでございますが、物品購入を契約しております業者に確認をいたしましたところ、2,430 台の端末でありますけれども、これは 12 月中に契約業者のもとに届く予定とのことでありまして、契約の納入期限であります令和 3 年 3 月 31 日までに納品が完了できるものと考えております。

また、このたびの補正予算に計上をさせていただいておりますモバイルルーターにつきましては、議決後の契約、また発注となりますけれども、予算計上時の見積り依頼業者へ確認をいたしましたところ、現在の国内需給の状況であれば、発注から 2 カ月程度で納品可能というようなことでの回答をいただいているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

今の答弁で一安心でございますけれども、今新型コロナウイルス感染拡大につきましては、第 3 波ということで、ちょっとまだ終息の状況が見えないという中で、今後、今年あったような学校休校とかいうこともひょっとしたら考えられるのではないかと。そういったときにやっぱりこのリモート授業というのが必要になってくるんじゃないかなと思

うんですけれども、機器がそろったということは、早めに計画を前倒しすることができるんじゃないかと思うんですが、そういう点について質問させていただきます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほど、リモート授業、遠隔授業の実施を早めることはできないのかという御質問であったと思いますけれども、先ほど答弁をいたしましたとおりパソコンについては、12 月中に契約業者に端末は入ってまいります、その後でありますけれども、パソコン 1 台 1 台に、児童また生徒が使用できるようセットアップの作業を行った後に納品をいただくということにしております。

このようなことから実際の納入も契約の納入期限どおりと考えております。またこれと並行して、どのように遠隔授業を進めるのかの具体的協議や使用する教員の研修等も必要となってまいります。ソフト面からしても、実際の運用は来年度からと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案 20 件については、御手元に配信いたしております委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

(日程 3)

○議長

次に、日程第 3、請願第 2 号「加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書」及び陳情第 2 号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」の 2 件を一括議題といたします。

請願 1 件及び陳情 1 件の詳細につきましては、御手元のタブレットに配信いたしております請願・陳情文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願 1 件、陳情 1 件については、御手元に配信いたしております委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、請願、陳情について、十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委

員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月18日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時16分

第 5 日

12 月 18 日 (金曜日)

令和2年第4回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年12月18日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年12月18日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午後 2時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 閉 会 | 令和2年12月18日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 3時17分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

- 1 番 和 氣 数 男
- 2 番 宇都宮 久見子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇都宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇之吉

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事 務 局 長 富 永 誠
- 議 事 係 長 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 した 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 兼
生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼
福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程			(第2号)
1	議案第119号	西予市建設残土処理場管理条例制定について	議案第134号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第120号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	議案第135号 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)
	議案第121号	西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について	議案第136号 財産の無償貸付について
	議案第122号	西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第137号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について
	議案第123号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第138号 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について
	議案第124号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	請願第 2号 加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書
	議案第125号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	陳情第 2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情
	議案第126号	西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について	2 議案第142号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第10号)
	議案第127号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	3 議案第143号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
	議案第128号	西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について	4 観覧第 4号 北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国の実現を求める意見書(案)の提出について
	議案第129号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	5 観覧第 5号 台湾の世界保健機関(WHO)への参加を求める意見書(案)の提出について
	議案第130号	西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について	6 議員派遣の件について
	議案第131号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)	追加 観覧第 6号 地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書(案)の提出について
	議案第132号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	
	議案第133号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算	

	本日の会議に付した事件		(第2号)
1	議案第119号 西予市建設残土処理場管理条例制定について	議案第134号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第120号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	議案第135号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)
	議案第121号 西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について	議案第136号	財産の無償貸付について
	議案第122号 西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第137号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について
	議案第123号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第138号	西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について
	議案第124号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	請願第2号	加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書
	議案第125号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	陳情第2号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情
	議案第126号 西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について	2 議案第142号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第10号)
	議案第127号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	3 議案第143号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
	議案第128号 西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について	4 観覧第4号	北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国の実現を求める意見書(案)の提出について
	議案第129号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	5 観覧第5号	台湾の世界保健機関(WHO)への参加を求める意見書(案)の提出について
	議案第130号 西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について	6 議員派遣の件について	
	議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)	追加 観覧第6号	地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書(案)の提出について
	議案第132号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)		
	議案第133号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算		

開会 午後2時00分

○議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第119号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」から議案第138号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」までの20件、請願第2号「加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書」及び陳情第2号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」の2件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長兵頭学君。

兵頭学君。

○兵頭総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月7日において当委員会へ付託されました議案5件及び陳情1件につきましては、12月9日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告申し上げます。

委員会結果は御手元に配信のとおりであり、議案5件は原案のとおり可決、陳情1件は採択に決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第127号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」では、市内の充電設備の設置状況についての質疑があり、50キロワットの急速充電設備が、宇和町内の木村チェーン駐車場内及びフジ宇和店駐車場内の2カ所に設置されているとの答弁でした。

議案第130号「西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について」では、現在のチャレンジショップの入居者状況についての質疑があり、6テナントに対し、市内業者が4件、市外業者が1件の計5件の入居者が決定しており、残りの1件については、引き続き市内外へ募集を行ってい

るとの答弁でした。

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」の総務課所管分の災害対策費では、今年7月に発生した熊本県大分市での豪雨災害に伴う職員派遣者数についての質疑があり、7月から9月の間に3人掛ける5クールで計15人を派遣したとの答弁でした。

政策推進課所管分の指定統計調査費では、国勢調査の調査方法の見直しを行った内容についての質疑があり、新型コロナウイルス感染症防止の観点から調査書類の配布、回収に関して、調査員と世帯員が直接対面しない非接触型の方法により調査を実施したとの答弁でした。

また、おイネ賞事業では、事業中止の経緯と今後の方向性についての質疑に対し、今年初めからの新型コロナウイルス感染症拡大により、7月ごろに中止の方向性を見出し、11月には共催である愛媛県医師会並びに日本医師会へそれぞれ正式に話伺い中止を決定した。今後については、基金で運営を行っているが、残り数回で枯渇する状況になっているため、事業を継続するためには基金積立も視野に入れているとの答弁でした。

学校教育課所管分の小学校情報教育振興事業及び中学校情報教育振興事業では、通信環境がない家庭におけるモバイルルーターの通信費の負担についての質疑があり、今後、保護者の意見を聞き検討するとの答弁でした。

委員からは、保護者間で不公平感の生じることのないように十分検討するよう意見がありました。

陳情第2号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」については、四国たばこ販売協同組合連合会外9団体から提出され審査を行いました。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、決して禁煙を強要するものではないことから、分煙環境の整備・推進が早急に求められるところである。また、分煙社会の実現のため、喫煙者が負担するたばこ税の一部を公共喫煙場所の維持・増設、公共施設や飲食店及びホテル・旅館などの喫煙室設置の助成、喫煙マナーの向上に関する普及活動など、喫煙者、非喫煙者双方に配慮した取組に有効活用をしていくことが重要であるなどの理由から、今回提出された陳情趣旨は妥当であり、全会一致で採択とすることに決

しました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和2年12月18日、総務常任委員会委員長兵頭学。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長二宮一朗君。

二宮一朗君。

○二宮厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において当委員会に付託されました議案12件及び請願1件について、12月9日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

議案12件については、御手元に配信のとおり原案可決決定をいたしました。また、請願1件については不採択と決しました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して御報告申し上げます。

議案第123号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」では、条例改正の目的について質疑があり、市内各診療所において、将来、医療従事者、特に医師の確保が困難になった場合、西予市民病院や野村病院、三瓶病院などの基幹病院等に業務が委託できるように条例を整備するものであるとの答弁でありました。

議案第124号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」では、現物給付方式について質疑があり、助成対象者へ医療費受給資格者証を発行する方式で、受給資格者証を医療機関の窓口で提示することで、会計の際に、その場で医療費自己負担分の支払いが不要となる。実施に当たり、保護者に対して、同じ症状で複数の医療機関を受診する重複受診の防止、救急等のやむを得ない受診を除く診療時間内の受診勧奨、健康づくりの推進の3点を周知し医療費の適正化に努めるとの答弁でありました。

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の医療対策室所管分では、外国人材活用推進事業の現在の状況について質疑があり、モンゴル国から2名を介護人材として市内に受け入れる予定としているが、新型コロナウイルス感染症拡大により、人材の日本語講習などが遅

れており、現在も引き続きモンゴル国で入国前講習等を受けている状態であるとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、休日子どもサポート事業の来年度以降の取組について質疑があり、保護者等からアンケート等でどのような要望があるかを調査した上で事業を立ち上げた。来年度以降については、まだはっきりとした計画ができていないが、放課後児童クラブを行っている事業者等も含めて十分検討していきたいと考えているとの答弁でありました。

議案第132号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」では、新型コロナウイルス感染症が広がっているが、基金残高は十分であるかとの質疑があり、令和2年度には総額で約5億3000万円の基金の積立てとなり、爆発的な感染になると厳しいが、現状では十分な蓄えがあると考えているとの答弁でありました。

議案第134号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」では、介護保険保険者努力支援交付金について質疑があり、市町村が行う自立支援重度化防止の取組について、PDCAサイクル体制等の構築や自立支援重度化防止等に資する施策の推進、介護保険運営の安定化に資する施策の推進と大きく3項目に分かれ、それぞれに評価指標が設けられており、その達成度に応じて国から交付金が交付され、西予市は、県内11市の内5番目に高い点数となっているとの答弁でありました。

議案第135号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」では、西予市民病院院内清掃業務委託の債務負担行為について質疑があり、現在、西予市民病院の院内清掃業務は会計年度任用職員である清掃員が行っているが、清掃業務に業務マニュアルがなく、宇和病院時代からの業務経験の積み重ねにより清掃を実施していた。新型コロナウイルス感染症の流行により、病院の衛生管理の重要性を改めて認識をし、これまで以上に衛生的な院内環境を実現するため、病院清掃の認定を有する事業者へ令和3年4月から業務委託するため、債務負担行為を設定するものである。野村病院については、施設規模が異なりトイレ数等も少ないことから、職員が感染防止対策をとり、衛生管理を研究しながら、引き続き、会計年度任

用職員が清掃を行っていききたいとの答弁でありました。

また、西予市民病院の不採算地区病院負担金について質疑があり、不採算地区病院に対する自治体への支援は従来からあり、野村病院では当初予算に計上していたが、制度改正により病床数が500床まで拡充され、西予市民病院が新たに今年度から該当することになったため、予算計上したとの答弁でありました。

請願第2号「加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書」については、加齢性による症状は耳だけに特化したものではなく、身体の様々な器官に出るものであり、難聴者に絞った公的補助制度創設を求めるのは無理がある。加齢性難聴者以外の症状の方への補助器購入も含めて検討すべきであるなどの理由から、賛成・趣旨採択少数により不採択と決しました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和2年12月18日、厚生常任委員会委員長二宮一朗。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長井関陽一君。

井関陽一君。

○井関産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る12月7日に付託されました6議案につきまして、12月10日に審査いたしましたので、その報告をいたします。

付託されました6議案につきましては、御手元に配信のとおりいずれも全会一致にて原案可決決定をいたしました。

審査経過及び意見等を報告いたします。

議案第119号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」では、これまで市が管理する建設残土処理場はなかったが、立木補償、用地買収を行って、今年9月10日から残土処理場工事を着手し、令和3年1月から本格的な建設残土を受け入れるに当たり、西予市建設残土処理場の管理及び運営に関する必要な事項を定めるために本条例を制定するとの説明を受け、管理運営は誰がするのかとの質疑では、今年度は随意契約にて残土処理場工事者にと考えているが、今後も土砂の受入れ管理や土質の確認等いろいろな手間がかかるため、別契約で残土処理場管理を委託するように考

えているとの答弁がありました。

議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」では、林業課、建設課、上下水道課より、地方税法の一部改正による延滞金の特例規定の改正について説明がありました。

議案第126号「西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市宇和第三駐車場において、土地所有者の申出により、契約は令和2年度末までとし、以降は契約更新をしないため、廃止に伴う条例の一部を改正するとの説明がありました。

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の内、農業委員会事務局所管分では、新型コロナウイルス感染症の影響による農業委員会等先進地視察研修事業をはじめとした各事業の中止に伴う不用額147万8000円の減額について説明がありました。

経済振興課所管分では、買い物応援給付金で見込まれる不用額4800万円に対して、申請世帯の割合について質疑があり、8,245件でおおよそ5割に当たるとの答弁がありました。

また、かつばMATURI、れんげまつり、奥地の海のカーニバル等の市観光PR事業の減額補正に対して、来年できるようになれば増額して豪華に開催されるのかとの質疑があり、今年度と同規模の当初予算を考えているとの答弁でした。

林業課所管分では、東京オリンピックが2021年に延期されたことによる選手村ビレッジプラザ建築に提供した木材の返還が先送りされ、不要となった運搬経費13万2000円を減額するとの説明がありました。

農業水産課所管分では、第15回全日本ホルスタイン共進会の中止による100万円の減額、農地災害復旧事業（過年度）7400万円の増額、農業用施設災害復旧事業（過年度）3億円の増額について説明がありました。

建設課所管分では、令和3年1月から受入れを開始する建設残土処理場の管理事業における170万円、港湾施設維持管理事業における320万円、市道石城地区101号線の道路改良費における債務負担行為限度額1億9000万円などについて説明があり、港湾施設維持管理事業のアンカーボルト調整は海中での作業になるのかとの質疑に対

して、潜水士によるアンカーチェーンの修繕、取替えと張り替えの調整になるという答弁がありました。

上下水道課所管分では、吉田地区及び三間地区に応急仮復旧浄水場を設置し、引き続き両地区に仮設浄水場を建設する災害復旧事業の起債について、その償還を構成団体である宇和島市・八幡浜市・西予市・伊方町の3市1町で負担し、西予市は、規約に従って、令和2年度から12年度までの合計が1億4656万6000円となり、特別交付税措置が2分の1にされるとの説明がありました。

議案第137号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」では、指定管理者として10年の堅実な実績がある農事組合法人無茶々園に指定するとの説明がありました。

議案第138号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」では、平成9年度に地域農業基盤確立農業構造改善事業で建設されたもので、非公募により東宇和農業協同組合を選定したとの説明がありました。

以上、産業建設常任委員会報告といたします。

令和2年12月18日、産業建設常任委員会委員長井関陽一。

○議長

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許可します。

1番和気数男君。

和気数男君。

○1番和気数男君

請願第2号「加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書」について、賛成の立場で討論させていただきます。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを不便にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近ではうつや認知症の最大の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減少し、会話によって脳に入ってくる情報が少なくなることが脳

の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられております。

こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や音楽を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。日本の難聴者率は欧米と大差ないと言われているが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、日本での補聴器の普及は諸外国と比べても進んでいるとは言えない。

日本補聴器工業会が行ったジャパントラック2018調査報告によると、難聴の人の補聴器使用率は、日本では14.4%、イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%などと比較して極端に低い数値です。この背景には、日本においては、補聴器の価格が、片耳当たりおおむね15万円から30万円で保険適用がないため全額自費負担となることです。

身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により負担が軽減され、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、該当しない約9割の人は自費で購入しているため、特に低所得の高齢者に対する公的補助制度が日本では整備されておりません。

政府の方針では、高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を求めているが、耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、そうした社会参加などへの大きな障害となっています。

よって、国においては、補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望するものであります。

現在、全国では150以上の自治体が採択をしております。

以上の理由により、請願第2号に関しまして、私の賛成討論とさせていただきます。

御賛同よろしくお願いたします。

○議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第119号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 119 号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 119 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 120 号から議案第 127 号までの 8 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 120 号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 127 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの 8 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 120 号から議案第 127 号までの 8 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 128 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 128 号「西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 128 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 129 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 129 号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 129 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 130 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 130 号「西予市卯之町駅前複合施設の指

定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 130 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 131 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 131 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 132 号から議案第 135 号までの 4 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 132 号「令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」から議案第 135 号「令和 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）」までの 4 件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 132 号から議案第 135 号までの 4 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 136 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 136 号「財産の無償貸付について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 136 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 137 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 137 号「西予市明浜農産物集出荷施設の

指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 137 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 138 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 138 号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 138 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

請願第 2 号「加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書」は原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立少数であります。よって、請願第 2 号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第 2 号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」は原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第 2 号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

(日程 2)

○議長

次に、日程第 2、議案第 142 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）」を議題いたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第 142 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず、12 月 8 日に閣議決定されました国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策の取組としまして、家計の生活下支えと経済的負担の軽減を図るため、ひとり親世帯に対し、年内を目途にひとり親世帯臨時特別給付金の再支給を行う経費として 820 万円を計上し、次に、新型コロナウイルスワクチン接種について、実用化された際に早期に接種を開始できるように既存の予防接種台帳システムの改修に要する経費として 44 万円を計上するものであります。

その他、国民健康保険診療所におけるオンライン資格確認システムの導入や電子カルテシステムの更新に要する経費に対しての繰出金 226 万 9000 円を計上し、明間公民館と横林公民館の耐震化事業では、国庫補助金と市債の財源の調整を行うものであります。

これらの事業の財源につきましては、国庫補助金、市債の特定財源を計上し、不足する財源につきましては財政調整基金を繰入れし、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1090 万 9000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 375 億 3461 万 5000 円と定めるものであります。

よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 142 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 142 号「令和 2 年度西予市一般会計補正
予算(第 10 号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長

御着席ください。
起立全員であります。よって、議案第 142 号は
原案のとおり決定いたしました。
(日程 3)

○議長

次に、日程第 3、議案第 143 号「令和 2 年度西
予市国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)」
を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 143 号「令和 2 年度西予市国民健康保険
特別会計補正予算(第 5 号)」について提案理由
の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年 5 月に公
布された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を
図るための健康保険法等の一部を改正する法律に
基づき、医療機関等でのマイナンバーカードによ
る資格確認が可能となることから、国民健康保険
直営診療所において必要なシステムの整備及び既
存システムの改修に係る費用を増額するものであ
ります。

これによりまして、既決いただいております診
療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ
355 万 6000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を
1 億 5551 万 1000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。
議案第 143 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規
定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 143 号「令和 2 年度西予市国民健康保険
特別会計補正予算(第 5 号)」は原案のとおり決
定することに賛成の議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長

御着席ください。
起立全員であります。よって、議案第 143 号は
原案のとおり決定いたしました。
(日程 4)

○議長

次に、日程第 4、意見書案第 4 号「北朝鮮によ
る全ての拉致被害者等の即時一括帰国の実現を求
める意見書(案)の提出について」を議題といた
します。

本案について提案理由の説明を求めます。
7 番河野清一君。
河野清一君。

○7 番河野清一君

北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰
国の実現を求める意見書(案)の提出について、
提案理由の御説明を申し上げます。

北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及
び国民の生命と安全に関わる重大な問題でありま
すが、帰国が実現した拉致被害者は 5 名にとどま
り、拉致被害の解決に向けた進展が見られており

ません。

拉致問題の発生から 40 年以上が経過し、拉致被害者及び拉致の可能性が排除できない特定失踪者自身やその家族も高齢化し、もはや一刻の猶予もない状況に置かれております。

愛媛県特定失踪者においても同様であり、家族に残された時間を考えると、早急に特定失踪者を含む全ての拉致被害者等の即時一括帰国を実現しなければなりません。

菅総理は就任記者会見で、北朝鮮による拉致問題に関して「米国などの関係国と緊密に連携する」と述べ、全ての拉致被害者の一日も早い帰国に向け全力を掲げる考えを示しております。また、再度拉致問題担当大臣に就任した加藤官房長官も会見で、米国など関係国としっかりと連携をとっていく考えを示し「一刻の猶予もない」と解決に意欲を示しております。

よって、国においては、今後とも北朝鮮による拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置づけ、国際社会と連携を強化し、あらゆる手段を講じて、全ての拉致被害者等の即時一括帰国を実現させ、北朝鮮による拉致問題の一刻も早い完全解決を図るよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見を提出するものであります。

なお、意見書案は御手元に配信のとおりでありますので御確認ください。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第 4 号「北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国の実現を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

(日程 5)

○議長

次に、日程第 5、意見書案第 5 号「台湾の世界保健機関(WHO)への参加を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

18 番酒井宇之吉君。

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

台湾の世界保健機関(WHO)への参加を求める意見書(案)の提出について、提案理由の御説明を申し上げます。

愛媛県と台湾は、サイクリングによる交流をはじめ、世界で例を見ない「松山」という同名空港を結ぶ取組から実現した松山台北線の定期便の運行、温泉間や学校間の交流を促進する協定の締結など、官民の枠を超えた幅広い分野での交流が行われております。

また、愛媛県と台北市、台中市の間では、それぞれ国際交流の促進に関する覚書を締結し、観光、文化・スポーツ、教育、産業などの各分野における連携・協力を進めております。

こうした取組により、令和元年には、台湾から

の旅行者が愛媛県の外国人宿泊者の3割程度を占め、愛媛県から台湾への輸出額も約620億円に上るなど、台湾は愛媛県にとって観光や経済活動における重要なパートナーとなっております。

このような国際交流が進展する中、新型コロナウイルスの感染拡大は、感染症の脅威を世界中に知らしめており、今後、感染症の世界的流行に対峙していくためには、公衆衛生に係る危機対応を網羅的に充実・強化していくことが強く求められ、防疫に係る地理的空白が生じることがあってはなりません。

しかしながら、台湾は、平成21年から8年連続でWHO年次総会へオブザーバーで参加し、保健衛生分野において国際貢献をしてきたにも関わらず、平成29年度以降参加が叶わない状況が続いており、国際的な公衆衛生・防疫体制を構築する上で地理的空白が生じております。

WHO憲章では「人権、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高の水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとって基本的人権のひとつ」と掲げており、保健衛生分野での豊富な知見と経験を有する台湾のWHO参加が妨げられてはなりません。

よって、国においては、台湾のWHOへの参加に向け、関係各国・地域と連携し、WHOに対する働きかけを強化するよう強く要望をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

なお、意見書案は御手元に配信のとおりでありますので御確認ください。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第5号「台湾の世界保健機関(WHO)への参加を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり決定いたしました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

御手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時59分）

○議長

再開いたします。（再開 午後3時00分）

お諮りいたします。

ただいま兵頭学総務常任委員会委員長から提出されました意見書案第6号「地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書（案）の提出について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長

追加日程第1、意見書案第6号「地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務常任委員会委員長兵頭学君。

兵頭学君。

○兵頭総務常任委員会委員長

地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書（案）の提出について説明を申し上げます。

たばこ税は国、地方の重要な財源であり、特に、地方財政においては年間1兆円を上回る貴重な財源として、長年にわたって多大な貢献を果たしています。本市における地方たばこ税収入は年間2億1157万円にも上っている。たばこ販売を行う零細な小売店においては、たばこ販売を通じて、安定的な税収の確保を図るとともに、地域社会の分煙環境づくりや環境美化、未成年者の喫煙防止運動などの社会貢献についても共同し十分な役割を果たしているところであります。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は、複数年にわたるたばこ税の増税、受動喫煙防止対策の強化に向けた改正健康増進法の施行など、喫煙規制強化の動きの拡大などにより厳しさを増し、たばこの販売数量がここ10年で半減するなどの

状況もあり、耕作の減少、各地の零細販売店の廃業増などの著しい苦境に立たされております。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、決して禁煙を強要するものではないことから、分煙環境の整備・推進が早急に求められるところであります。

また、分煙社会の実現のため、喫煙者が負担するたばこ税の一部を公共喫煙場所の維持・増設、公共施設や飲食店及びホテル、旅館などの喫煙室設置の助成、喫煙マナー向上に関する普及活動など、喫煙者、非喫煙者双方に配慮した取組に有効活用していくことが重要であります。

よって、国会及び政府におかれては、喫煙する者と受動喫煙を受けたくない者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現と推進を図るため、喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を受動喫煙防止事業の推進を目的とした分煙環境整備として活用できる全国制度の整備とその実施について責任を持って取り組むよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

よろしくお祈り申し上げます。

○議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第6号「地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用するこ

とを求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり決定いたしました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月27日から本日まで、22日間にわたる会期中で、一般質問をはじめ、上程いたしました条例制定、補正予算、指定管理者の指定など重要な案件をいずれも原案どおり可決または御承認いただきました。議員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、依然として猛威を振るっており、11月下旬からは、1日の新規感染者が2,000人を超える日が頻繁に発生し、大都市圏に限らず全国各地で拡大が続いております。医療崩壊の懸念が強まるとともに、社会経済に対する影響は深刻さを増すばかりとなっております。

国では、こうした状況を受け、12月28日から明年1月11日までの間に開催されるG o T oイベントを全国一斉に停止と発表いたしました。

当市でも好評をいただいておりますG o T oジオツアーにつきましては、やむなく新規募集を一時停止とした上で、国と同様の期間停止することといたしました。ツアーを楽しみにされていた方々、また地元の観光関係の皆様には大変心苦

しく思うところであります。しかしながら、1月末までとしておりました実施期間につきましては、3月末まで延長いたします。

また、来年1月3日予定いたしておりました人生の節目の行事である成人式も分散開催により何とか実施したいと考えておりましたが、これも延期と決定させていただきました。まさに苦渋の選択でありました。新成人の皆さん、また御家族の皆様には、今後の新型コロナウイルスの拡大状況にもよりますが、現下の状況を御理解の上、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

政府は、12月8日に歳出総額40兆円、事業規模で73.6兆円による国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定いたしました。これに引き続き、15日には、歳出を19兆1761億円とする今年度の第3次補正予算案を閣議決定したところです。

追加経済対策は、約4.3兆円に上る新型コロナの感染拡大防止策のほか、コロナ収束後の経済構造の転換・好循環の実現に約11.6兆円、防災・減災、国土強靱化に約3.1兆円など、3つの柱による大型の財政出動となっております。さらに、来週には来年度の予算案を決定し、15カ月予算の形で切れ目のない対策を実行するとされております。

市といたしましても、こうした国の動向を注視し、迅速に対応できるよう各課に対象となる事業について、検討、準備を指示したところであります。

今後、情報収集に努め、効果的な事業を実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、御理解、御協力をお願いいたします。

日本漢字能力検定協会による今年の漢字は、やはり新型コロナの影響もあり「密」に選ばれました。今年は密を回避することに多くの方が意識したことを物語るものだと改めて感じました。ただ、今年の漢字を揮毫された清水寺の森貫主が「密には、親しむという意味が含まれている。物理的には離れているが、心はしっかりとつながりを持っていきたい」と話されているように、コロナ禍にあって、直接的な接触は当然控える必要がありますが、家族や友人などとの心のつながりはしっかりと密にとどめてほしいと思うところであります。

す。

今週は、この冬一番の寒波となり、初雪もちらつきました。これまで比較的暖かであったこともあり、一段と寒さ厳しく感じたところです。議員各位におかれましては、健康に十分留意をいただきますようお願いをいたします。

例年とは異なる年末年始となりそうですが、どうか穏やかな年の瀬をお過ごしいただくとともに、令和3年は丑年になりますが、丑年には「先を急がず目の前のことを着実に進めることが将来の成功につながっていく」といういわれがあるように、着実に前進できる年になりますことを御祈念申し上げます。

1年間誠にありがとうございました。

○議長

これをもって、令和2年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会に当たりまして一言申し上げます。

ここ数日来、急な寒波が到来しまして寒い日々が続いております。年末年始を控えまして、皆様お忙しい日々をお過ごしになられることと存じますが、体調に十分注意されまして、風邪などひかれませんよう御健康に注意されまして、穏やかな年末年始をお迎えください。

以上、挨拶といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 副議長

同 議員

同 議員

閉会 午後3時17分

付 録

令和2年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期11月27日（金）～12月18日（金）

（会期22日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
11月27日	金	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決
11月28日	土	休 会	
11月29日	日	休 会	
11月30日	月	休 会	
12月1日	火	休 会	
12月2日	水	休 会	・質疑通告〆切
12月3日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・行政報告会
12月4日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議会運営委員会
12月5日	土	休 会	
12月6日	日	休 会	
12月7日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託
12月8日	火	休 会	
12月9日	水	常任委員会	
12月10日	木	常任委員会	
12月11日	金	休 会	
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	休 会	
12月15日	火	休 会	
12月16日	水	休 会	・討論通告〆切
12月17日	木	休 会	
12月18日	金	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決 ・行政報告会

令和2年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 119号	西予市建設残土処理場管理条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 120号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 121号	西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 122号	西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 123号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 124号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 125号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 126号	西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 127号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 128号	西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について	02.12.18	原案可決
議案第 129号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	02.12.18	原案可決
議案第 130号	西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について	02.12.18	原案可決
議案第 131号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)	02.12.18	原案可決
議案第 132号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	02.12.18	原案可決
議案第 133号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	02.12.18	原案可決
議案第 134号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	02.12.18	原案可決
議案第 135号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	02.12.18	原案可決
議案第 136号	財産の無償貸付について	02.12.18	原案可決
議案第 137号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について	02.12.18	原案可決
議案第 138号	西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について	02.12.18	原案可決
議案第 139号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	02.11.27	原案可決
議案第 140号	西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	02.11.27	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 141号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	02.11.27	原案可決
議案第 142号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第10号)	02.12.18	原案可決
議案第 143号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	02.12.18	原案可決
承認第 10号	専決処分第9号の承認を求めることについて	02.11.27	原案承認
報告第 20号	専決処分事項の報告について	02.11.27	報告
請願第 2号	加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書	02.12.18	不採択
陳情第 2号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情	02.12.18	採 択
意見書案第3号	小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書(案)の提出について	02.11.27	原案可決
意見書案第4号	北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国の実現を求める意見書(案)の提出について	02.12.18	原案可決
意見書案第5号	台湾の世界保健機関(WHO)への参加を求める意見書(案)の提出について	02.12.18	原案可決
意見書案第6号	地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書(案)の提出について	02.12.18	原案可決
	議員派遣の件について	02.12.18	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
9月1日	議長・関係議員	高山保育園新築工事起工式
9月3日	全 議 員	令和2年第3回定例会 一般質問
9月4日	全 議 員	令和2年第3回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	関 係 議 員	決算審査特別委員会
	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会実行委員会
9月10日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	総務常任委員会
9月11日	関 係 議 員	厚生常任委員会
9月18日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	令和2年第3回定例会
	関 係 議 員	議会運営委員会
9月23日	関 係 議 員	決算審査特別委員会（産業建設分科会）
9月24日	関 係 議 員	決算審査特別委員会（総務分科会）
9月25日	関 係 議 員	決算審査特別委員会（厚生分科会）
9月27日	議長・関係議員	西予市地震津波防災訓練
9月28日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
10月1日	関 係 議 員	決算審査特別委員会
10月2日	正 副 議 長	愛媛県市議会議長会秋季定期総会
10月5日	議 長	八幡浜地区施設事務組合議会
10月6日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
10月9日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和2年第3回定例会 閉会
	全 議 員	行政報告会
10月12日	議長・関係議員	西予市災害伝承展示室オープニングセレモニー
10月23日	議 長	高松市議会行政視察受入
10月26日	議 長	南予水道企業団議会定例会
10月31日	議長・関係議員	（仮称）四国西予ジオミュージアム建築工事起工式
11月4日	全 議 員	議員全員協議会
	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会（厚生常任委員会）
	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会（総務常任委員会）
11月5日	議長・関係議員	西予市戦没者追悼式
11月7日	議 長	宇和高校三瓶分校100周年記念式典
11月10日	関 係 議 員	西予市消防体制検討特別委員会
	全 議 員	議会研修会（ハラスメント研修）
11月13日	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会（産業建設常任委員会）

月 日	出席者	行事名
11月16日	議長・関係議員	西予市野村保育所・せいよ東学校給食センター合同落成式
11月19日	関係議員	議会運営委員会
	関係議員	議会だより編集委員会
11月20日	議長	全国過疎地域自立促進連盟第51回定期総会
11月25日	関係議員	議会運営委員会
	正副議長	四国西南地城市議会議長懇談会定期総会
11月27日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和2年第4回定例会 開会

令和2年12月9日

西予市議会

議長 中 村 一 雅 様

総務常任委員会

委員長 兵 頭 学

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第120号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第125号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第127号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第130号	西予市卯之町駅前複合施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第131号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決

西予市議会

議長 中村 一 雅 様

厚生常任委員会

委員長 二 宮 一 朗

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第121号	西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第122号	西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第123号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第124号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第128号	西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第129号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第131号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第132号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第133号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第134号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第135号	令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第136号	財産の無償貸付について	原案可決

令和2年12月10日

西予市議会

議長 中 村 一 雅 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第119号	西予市建設残土処理場管理条例制定について	原案可決
議案第121号	西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第126号	西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第131号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第137号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第138号	西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について	原案可決

令和2年12月9日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

総務常任委員会

委員長 兵 頭 学

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
陳情第2号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情	採 択

令和2年12月9日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

厚生常任委員会

委員長 二 宮 一 朗

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
請願第2号	加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書	不採択